

平成24年第371回定例会

矢吹町議会会議録

平成24年9月14日 開会

平成24年9月25日 閉会

矢吹町議会

平成24年第371回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月14日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	5
組合議会報告	6
会期外付託案件調査報告	7
議長報告	9
町政報告	9
報告第5号の上程、説明、質疑	14
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案の上程、説明(議案第44号～議案第48号、議案第50号～議案第56号、認定第1号～認定第8号)	16
散会の宣告	21

第 2 号 (9月18日)

議事日程	23
本日の会議に付した事件	23
出席議員	23
欠席議員	23
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
職務のため出席した者の職氏名	24
開議の宣告	25
一般質問	25
角田秀明君	25

鈴木一夫君	33
鈴木隆司君	42
薄葉好弘君	54
発言の訂正	59
藤井精七君	60
安井敬博君	67
散会の宣告	80

第 3 号 (9月19日)

議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
職務のため出席した者の職氏名	82
開議の宣告	83
一般質問	83
加藤宏樹君	83
青山英樹君	87
総括質疑	98
議案の付託	102
散会の宣告	103

第 4 号 (9月25日)

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	106
職務のため出席した者の職氏名	106
開議の宣告	107
議事日程の報告	107
議案第47号、議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決	107
議案第44号～議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決	108
議案第50号、認定第2号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	109

議案第51号～議案第56号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	114
日程の追加	119
同意第3号の上程、説明、採決	120
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
閉会中の継続調査の申し出について	122
議員の派遣について	122
閉会の宣告	122
署名議員	123

平成24年第371回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成24年9月14日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 町政報告
日程第 5 報告第 5号 専決処分^の報告について(専決第7号 損害賠償について)
日程第 6 議案第49号 災害復旧事業47-2号 47-1018号工事請負契約の一部変更について
日程第 7 議案の上程
議案第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第50号・第51号・第52号・
第53号・第54号・第55号・第56号
認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教 育 長 栗 林 正 樹 君	代表監査委員 佐 藤 昇 一 君
企画経営課長 藤 田 忠 晴 君	総 務 課 長 水 戸 邦 夫 君
税 務 課 長 井 戸 沼 寿 量 君	町民生活課長 会 田 光 一 君
産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長 圓 谷 誠 君	都市建設課長 藤 田 豊 君
上下水道課長 円 谷 清 茂 君	教育次長兼 学校教育課長 陳 野 秀 敏 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 円 谷 一 雄 君	生涯学習課長 兼中央公民館 館 長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太	主 幹 兼 局 長 補 佐 菊 地 利 雄 兼 次 長
----------------	-----------------------------------

◎開会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第371回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

なお、議場においては、録音機、携帯電話、カメラ等を議場に持ち込まないこととされておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 鈴木隆司君

6番 青山英樹君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 皆さん、おはようございます。

多少おくれましたことをおわび申し上げます。

第371回矢吹町定例会が本日9月14日招集になりましたので、それに先立ちまして9月12日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案などについて議会事務局長から説明を求め、協議しました結果、会期を本日9月14日から9月25日までの12日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は22件であります。

次に陳情、請願については提出がありません。

そのほか、7件の補正予算関係議案及び平成23年度各会計の決算認定8件については、一般会計と特別会計に分けて第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、各委員会への付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、諸報告並びに町政報告を行い、日程第5で報告第5号及び日程第6、議案第49号、日程第7で議案第44号から第56号まで、認定第1号から第8号までを一括上程して町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の15日、第3日目の16日、第4日目の17日は休日のため休会といたします。

第5日目の18日火曜日は、午前10時から一般質問を行い、第6日目19日水曜日は、午前10時から残りの一般質問を行い、総括質疑をして議案、陳情の付託を行います。

午後からは各常任委員会を行います。

第7日目20日は、予算決算特別委員会、第8日目21日は、同じく予算決算特別委員会を開催いたします。

第9日目22日土曜日、第10日目23日日曜日は、土日のため休会といたします。

第11日目24日月曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第12日目の25日火曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案、審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となります。会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

なお、今議会は、恒例により、最終日本会議終了後の午後6時から、ホテルニュー日活において町管理職との懇親会を開催いたしますので、皆さんのご参加をお願いいたしまして報告といたします。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日9月14日から9月25日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月14日から9月25日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、決算書、一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、例月出納検査結果報告書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会会計決算意見については事務報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会における議案書の写し、説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書等の送付について報告いたします。

さきの5月31日開催の全員協議会において決議された医療観察法に基づく病棟の整備計画については同意できない旨の意見書を、吉田副議長及び議会事務局長が同行し、7月20日に菅野裕之福島県保健福祉部長及び佐原輝一病院局長に対し、経過を説明するとともに、意見書を手渡しで提出いたしました。

◎監査報告

○議長（栗崎千代松君） これより例月出納検査の結果報告及び平成23年度の一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査意見、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果並びに平成23年度決算審査と、決算審査にあわせて実施しました財政健全化の審査結果報告の2件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

執行した日ですが、平成23年度第14回5月分及び平成24年度第2回5月分の出納については6月25日に、平成24年度第3回6月分の出納は7月24日に、平成24年度第4回7月分出納は8月24日に、それぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、平成24年4月1日から6月30日までの第1・四半期分を7月25日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼出納室長及び上下水道課長から関係する必要な書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては、例月出納検査資料のとおりでございます。

続きまして、平成23年度矢吹町各種会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、農業集落排水事業特別会計、6、介護保険特別会計、7、後期高齢者医療特別会計の7件であります。

審査の日ですが、平成24年8月2日、3日、6日、7日、8日、9日の6日間で行いました。

審査の結果ですが、平成23年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書14ページに記載のとおりであります。平成23年度の一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、諸書類も整備され、各会計管理は適正であります。

総体的には、昨年3月の東日本大震災からの復旧・復興、原子力発電所事故の放射能被害対策の中で、復興関連事業を初め、数々の事業を完了するなど、第5次まちづくり総合計画をもとにおおむね事業が執行され、大変苦しい中で各会計の決算に尽力されたことは評価します。

しかし、歳入においては、近年の景気低迷、雇用の不安定なども回復しない中で、自主財源である町税が前

年比0.1%減、一方、地方交付税で87.0%の増額を示しており、町債、前年度からの事業繰越金などの財源によって、一般財源全体では前年比45.1%の増額となりましたが、今後とも自主財源の確保を中心とした健全な財政運営が求められます。

また、我が国における長引く経済危機はもとより、依然、災害の傷跡が残る町の再建のために、各産業の復興と雇用機会の確保が望まれることから、もろもろの戦略に取り組まなければならないと思います。

今後もさらなる一般財源の確保に努力するとともに、職員相互の創意工夫によって、さらなる経常経費の削減を図り、行財政改革大綱に基づいた事業執行と管理によって、限られた財源を効率的に活用され、町政の発展と住民福祉の向上に努力されることを望みます。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されないものの、実質公債費比率は17.0%、将来負担比率160.3%と、財政の早期健全化、または再生計画による基準数値からは下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認めるが、引き続き判断比率の低下に向けた方策に努められたい。

なお、公共下水道事業、農業集落排水事業特別会計においては、いずれも資金不足がなく、経営はいずれも良好な状態にあると認めるが、今後も依存財源に頼ることのない自主財源の確保に努め、安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成23年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

審査の日ですが、平成24年7月25日に行いました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び決算附属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況及び経営成績表は明確に示されており、計数に違算はなく、決算は適正であると認めました。

また、平成23年度決算では、経済情勢の悪化する中、給水収益は前年度比12.5%減少しております。震災による収益の減少に伴う当該年度欠損金は6,127万円が発生し、最終欠損は2,551万円となりました。

今後の経営に当たっては、健全な経営と安全で良質な水道水の安定供給を目指し、給水収益の向上策を図るとともに、未納者に対する徴収強化等、企業としての経営的観点を念頭に置いた安定した経営が求められます。

あわせて、審査に付された水道事業会計の資金不足比率を示すその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、また実質的な資金不足はなく、良好な経営状態にあると認められます。

なお、詳細につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

以上で例月出納検査結果並びに平成23年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（栗崎千代松君） それでは、平成24年度第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が、去る8月10日に開催され、議長及び副議長が出席しましたので、私から、その報告をいたします。

当該定例会に提案されました議案は5件、報告2件であります。

初めに、議案第23号 火災予防条例の一部を改正する条例（案）についてであります。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をしようとするもので、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 動産の取得については、水槽付消防ポンプの購入について、契約を締結しようとするものであります。審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成23年度西白河地方衛生処理一部組合の決算の認定について、本案についても原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成23年度白河地方水道用水供給企業団の決算の認定について、本案についても原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成24年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算第1号について、本案について原案のとおり可決されました。

次に、報告第1号 平成23年度白河地方広域市町村圏整備組合繰越明許費の報告について、本案について原案のとおり承認されました。

次に、報告第2号 平成23年度白河地方水道用水供給企業団の決算の認定について、本案について原案のとおり承認されました。

なお、詳細については、お手元に配付した資料をごらん願います。

以上で組合議員からの報告を終結いたします。

◎会期外付託案件調査報告

○議長（栗崎千代松君） これより、会期外に行われました委員会の調査報告を求めます。

総務常任委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 閉会中の所管事務調査結果報告について、第370回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして調査が終了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告します。

総務常任委員会所管事務調査報告書、1番から6番までは記載のとおりですので、割愛させていただきます。

7番、調査経過。当委員会は、未曾有の大震災と原発事故被害に関し、市町村が避難者支援や復旧・復興に対し、どのように対応されたのか、その状況と課題及び教訓を受けた将来のまちづくりの方向性について、先進地とされる日本唯一の原子力村である東海村に快諾していただきました。

東海村は、昭和30年に村松村と石神村の合併により誕生した村で、人口は3万7,430人、面積37.48平方キロメートルを有し、水戸市から北東へ約15キロメートルの距離にあります。洋々たる太平洋に面し、東西が7.9キロメートル、南北が7.9キロメートルとほぼ円形に近く、久慈川の南側と真崎浦、細浦などの低地は沖積層で水田地帯となっています。一方、台地は洪積層の平地林が広がり、東へ緩やかに傾斜したその先端が砂丘となっています。なお、砂丘は現在、独立行政法人日本原子力開発機構東海研究開発センター、日本原子力発電株式会社東海発電所・東海第二発電所などの敷地になっております。

なお、今回の会期外付託調査については、あらかじめ次の項目を提示していただき、それに基づいた研修を実施いたしました。1、東海村における東日本大震災からの復旧・復興状況について、2、地域防災計画見直しの進捗状況（議会及び議員等の役割等について）、3、放射能の汚染とその対策について、4、JCO臨界事故（1999年9月30日発生）の教訓について、5、原子力センター構想の概要について。

東海村には時間の制約もありながら、執行部の部課長から多くの資料を提供いただき、丁寧な説明と質疑応答にも快く対応していただきました。

なお、何点か特筆すべきものとしまして、東京電力事故を受け、議会や庁舎内の議論もなく、村長が唐突に脱原発を宣言し、全国から引っ張りだこ状態で、議会側は何ともコメントする状態になっていないこと、臨界事故の際にはいち早くJAとともに風評被害、損害賠償等に関する組織を立ち上げ、事故発生事業者に対し交渉を始めたことにより有利な賠償を勝ち取ったこと、人口増の要因を訪ねたところ、若い女性の比率が高いことが誘因していると分析されていること、特区の指定を受け、市街地調整区域にも宅地化が容易になっていること、学位を取得している科学者の人口に占める割合が日本一であることなどが上げられます。

今回、3.11の大震災を受けまして、我々矢吹町も、これから原子力との長い戦いになると思います。我々総務常任委員会は、日本最初の原子力事故を起こした東海村を訪ねていったということは、大変意味深いものがありました。その中で私が思ったところ、東海村は水俣病に倣ったと。我々は水俣病に倣って風評被害、原子力対策、その事例を利用して克服していったということでした。

また、東海村、その風評被害ですけれども、東海村ブランドというのを長年かけて培ってきたわけですが、この風評被害を払拭するために、わざと東海村ブランドを消して、段ボール箱から東海村産という文字を消して対応に当たったということも伺いました。意味深いものでありました。

また、さらに原子力で日本中からさまざまな目で見られた負の遺産、東海村原子力事故、その事故に、通常なら事故から逃げるのが普通ですが、今、先ほど冒頭に申し上げたとおり、日本一の原子力村ということで、逆に原子力のさまざまな研究施設やその施設を誘致、増築したんですね、それで今、原子力に関しては東海村に行けというぐらいに有名に、逆に……

○議長（栗崎千代松君） そろそろまとめてください。

○5番（鈴木隆司君） はい。そういうことが大変総務常任委員会として勉強になりまして、今後、矢吹の町政に生かしていきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 次に、産業建設常任委員長、8番、鈴木一夫君。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。

閉会中の所管事務調査結果報告について、第370回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして調査が完了したので、その結果について矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは割愛をさせていただきます。お手元の資料をご参照ください。

7番、調査経過。昨年3月11日の東日本を襲った大震災と、それに起因する福島第一原子力発電所の事故に

よる放射能汚染の災害復興の面から、本町に近い規模を持つ宮城県利府町議会に視察を依頼し、調査研修を実施いたしました。

利府町議会では、議長、副議長及び矢吹町出身の高久議員と町震災復興推進室長等の出迎えをいただき、当地での今震災被害と議会対応等について交流協議を行いました。

同町では、昭和58年の宮城県沖地震の発生以来、たび重なる地震と集中豪雨等の災害を経験してきており、その都度対策を講じていましたが、今震災と津波の規模は予想以上であり、町内各地に大きな被害をもたらされたと話をしておりました。

幾度もの風水害と大規模地震により、町職員は町民の生命、安全を守る観点から、関係機関による初動体制の確立、情報の収集、応急体制を実施するため、行動マニュアルにより防災活動を行うことが利府町地域防災計画にあり、今回の震災のライフラインの復旧、避難民の誘導等に大いに役立ったということでもあります。

また、議会にはこのようなマニュアルがなかったために、震災を機に、住民の代表という観点から災害状況把握、対応について協議を行うため、利府町議会災害対策連絡集大成を震災後に構築をしております。

さらに、今回の震災では、電話が使えなかったために混乱を来したことへの対策として、行政区長と町職員全員に携帯無線を持たせたこと、NTTとの協議の中で行政から町民への携帯電話への一斉メールの配信ができるように申請をしているとのことでもあります。

また、津波被害の沿岸部の状況については、山となっている瓦れきの量と石巻港周辺の被害は想像以上であり、海岸に隣接した広大な農地は、塩害により赤茶けた異様な風景を呈しており、町の復興には大変な時間を要するものと認識をし、帰町いたしました。

今後、本町における委員会活動についても、今回の経験を職務に反映をさせていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

◎議長報告

○議長（栗崎千代松君） 次に、会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第371回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、栗崎議長初め議員の皆様には感謝申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

初めに、損壊家屋等の解体撤去支援事業についてであります。東日本大震災により損壊した家屋、事業所等の解体撤去について、延長した申請期限の6月29日をもって受け付けを終了させていただきました。

その結果、約600件の申請があり、現在約500件の解体が完了し、約4億3,500万円の支払いが完了しております。残る申請物件については、9月末までの解体完了を目指し進めてまいります。

次に、東日本大震災被災住宅修繕工事費助成金についてであります。東日本大震災により被災した住宅が一部損壊と判定された方を対象に、住宅の修繕工事費用を助成する申請を平成23年11月1日から申請受け付けを開始し、申請578件、5,485万1,000円を助成いたしました。申請受け付けし、修繕工事が完了していない方には、平成25年3月31日までに完了するようお願いしており、工事が完了次第助成金を交付してまいります。

なお、申請期限は9月28日をもって受け付けを終了することとしており、広報やぶき9月号でお知らせしたところであります。

次に、応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅の入居状況についてであります。一本木善郷内大町の応急仮設住宅の管理総数は85戸あり、8月末現在、82戸が入居されております。借り上げ住宅については、申し込み期限であった平成23年10月末には65戸が入居されておりましたが、8月末現在では11戸が退去し、54戸が入居されております。入居期間は原則1年間ですが、最長で平成26年3月31日まで入居が可能となっております。

今後、被災により応急仮設住宅、借り上げ住宅に入居されている方及び町営住宅の一時入居者を対象にアンケート調査を実施し、個別に相談をするなど、生活再建の支援を図ってまいります。

次に、除染関係についてであります。昨年発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、町全域に深刻な放射能汚染を引き起こし、経済面、健康面及び精神面で多大な被害を受けております。このような中、放射線量の低減を目的とし、町内全域を除染実施区域とした矢吹町除染実施計画を策定し、7月13日付で環境省の承認を得ることができました。

本計画に基づき、7月25日に田内地区、8月7日に柿の内地区の住民を対象とした除染事業説明会を開催し、町除染実施計画の概要、仮置き場の構造、除染の進め方などについて説明を行いました。

また、本計画に基づく面的除染については、町内全域を一斉に実施することが困難であることから、面的除染に先立ち、局所的に空間放射線量が高い箇所の除染を、町民の皆様からの申し込みにより実施する、ホットスポット除染事業を8月1日から開始し、9月10日現在、11件の申し込みを受け付けております。

また、農用地の除染事業については、すでに柿の内地区、田内地区の水田については除染を実施しており、その他の地区については、玄米への放射性物質の吸収抑制対策として、カリ肥料を10アール当たり20キログラム配付いたしました。実施水田面積は1,100ヘクタール、事業費は2,074万2,000円であります。

今後、出荷米、直販米、自家消費米、縁故米、くず米など、今年収穫されるすべての米について全袋検査を実施し、福島県産米の信頼回復と消費者に対する安心・安全の取り組みを行ってまいります。

また、矢吹町除染実施計画に基づき、地域の理解と協力のもと、各種除染事業を実施し、一日も早く原子力発電所事故前の生活を取り戻せるよう努めてまいります。

なお、9月13日に関係団体を初め地域の皆様のご協力のもと、昨年に引き続き、第2回放射線低減クリーンアップ作戦を実施いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、ホールボディカウンターによる内部被曝検査についてであります。東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の長期化に伴い、生活環境に放出された放射性物質の健康への影響が懸念されてお

ます。特に妊婦や子供の健康不安を解消するため、町内に居住する妊婦及び4歳から15歳までの子供並びに高校生の一部の希望者2,317名を対象に6月26日から9月5日までの期間に内部被曝検査を実施いたしました。

次に、県南・会津・南会津地域給付金給付事業についてであります。東京電力福島第一原子力発電所爆発事故によりこわもった風評、ブランドイメージの低下等の被害回復や払拭を図るため、平成23年3月11日において矢吹町に生活の本拠があった18歳以下の子供及び妊婦に10万円、それ以外の方に4万円の給付金を給付する県南・会津・南会津地域給付金の申請受け付けを7月9日から開始、給付事務に鋭意に取り組んでいるところであります。

9月4日現在、給付金対象の世帯数は6,709世帯であり、申請件数は6,167件、給付総額8億8,530万円であり、支払率は90.72%となっております。申請期限の12月10日までに対象者すべてに給付金が行き渡るよう努めてまいりたいと考えております。

また、東京電力株式会社が自主的避難対象区域に係る賠償として、18歳以下の子供及び妊婦に20万円を賠償する賠償金については、8月31日現在、賠償金支払い件数が3,508人、支払金額が7億160万円であり、支払率は96%であります。

なお、給付金及び東京電力の賠償金の周知については、広報紙、ホームページ、新聞折り込みなどを利用しながら情報提供を行い、申請への呼びかけに努めてまいります。

次に、東日本大震災の義援金の支給についてであります。国・県及び町の義援金については平成23年5月10日に申請受け付けを開始、5月25日に第1回目を配分、その後、本年8月24日までに合計34回の配分をいたしました。これまでの配分世帯、配分総額は全壊437世帯、大規模半壊153世帯、半壊1,233世帯で、配分総額は14億6,644万3,040円であります。

町義援金については、これまでのご支援をいただきました総額が、7月20日現在で6,360万3,311円であり、8月24日までの住宅被害における配分額は5,665万円、商工と事業者への配分額は488万円であり、配分総額は6,153万円となっております。

次に、災害復旧事業の進捗状況についてであります。初めに道路につきましては、明許繰越の承認を受けました国庫補助事業分の78路線、事業費約4億500万円のうち、町道松倉・大池線を初めとする44路線が8月末までに完了したところであり、残り34路線については年度内完了を目指し復旧を進めてまいります。

また、単独事業分の537カ所、工事件数96件、事業費約7,200万円について現在工事の発注件数が53件となっております。未発注の43件について測量設計等の作業を行い、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、河川につきましては、明許繰越の承認を受けましたあゆり川沿川の堤体ブロック等の被災箇所5カ所、事業費2,386万7,000円について復旧工事を鋭意施工中であり、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、公園につきましては、明許繰越の承認を受けました大池公園を含めた都市公園5カ所、事業費約4,000万円について復旧工事を鋭意施工中であり、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、町営住宅につきましては、明許繰越の承認を受けました国庫補助事業分の町営大林住宅、大久保住宅の2団地37戸、事業費約550万円について復旧工事を鋭意施工中であり、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、農用地等の災害復旧工事につきましては、平成23年度発注の復旧工事100地区、約5億4,200万円につ

いて、8月末現在で進捗率45%であります。なお、一部の区域においては収穫までの期間休工となりますが、年度内の完成を目指し、現在鋭意施工中であります。

本年度発注の補助災害95地区、2億5,000万円につきましては、7月に全地区の発注を行い、平成25年度早期の完成を目指し事業を推進してまいります。

単独災害約450地区、約1億5,000万円については現在、現地調査、実施設計及び事業の精査を行っており、必要性和優先順位を勘案しながら年度内発注に向けた準備を進め、平成25年度早期の完了を目指し事業を進めてまいります。

次に、公共下水道事業の災害復旧工事につきましては、下水道本管被害6カ所、延長約10キロメートル、事業費約9億2,500万円のうち、八幡町地内1工区の復旧工事、延長97.93メートルが7月末に完了いたしました。現在、下水道本管被害が甚大であった町道田町・大池線を含めた5カ所について、復旧工事を鋭意施工中であり、年度内の早期完成を目指し進めてまいります。

次に、農業集落排水施設につきましては、大和久、寺内、本村、三城目、松倉地区の下水道本管被害5カ所、延長約4.5キロメートル、事業費約6億3,800万円のうち、三城目地区の復旧工事、延長412メートル、事業費3,232万8,000円及び松倉地区の復旧工事、延長151メートル、事業費1,548万4,000円の工事が完了いたしました。現在、3地区について復旧工事を鋭意施工中であり、年度内の早期完成を目指し事業を進めてまいります。

次に、水道施設災害復旧事業につきましては、被災した水道本管等の施設約200カ所のうち、これまでに約9割の復旧工事が完了いたしました。最終の復旧事業となる大和内地区排水管復旧工事等については、7月に発注を行い鋭意施工中であり、12月の工事完了を目指し事業を進めてまいります。

次に、東京大学生産技術研究所と矢吹町との震災復旧及び復興に向けた連携・協力に関する覚書の調印式についてであります。7月8日に東京大学生産技術研究所の皆様や矢吹町中心市街地復興協議会、町商工会関係者などのご臨席をいただき、矢吹町の震災復旧及び復興に向けて、東京大学生産技術研究所と町が連携・協力して取り組むことを目的とした覚書の調印式が中央公民館で行われました。これにより、同研究所は被災建物の修復活動やまちづくりに関する専門的な助言を町に行い、町は同研究所に積極的な情報等の提供協力を行うことで、より具体的な復興に向けた取り組みが図られるものと考えております。

また、東京大学生産技術研究所、矢吹町中心市街地復興協議会、矢吹町任意団体おむすび主催の写真展「矢吹百年百景・大正ロマンの館展」が7月8日から7月16日まで開催され、中心市街地の復興とまちづくりのPRが図られました。

次に、子ども国会への参加についてであります。7月29、30日の2日間、国会議事堂で東日本大震災からの復興をテーマに子ども国会が開催されました。全国の小学5、6年生が参加したこの国会には、矢吹町の小学6年生6名が福島県代表として子ども国会議員に選ばれ、家族、友達とのきずな、地域、日本全体のきずな、世界の人たちとのきずなについて自分の考えを訴え、活発に意見を交わしてきました。有意義な経験をした子供たちの今後の活躍に期待したいと思います。

次に、教育施設に関する復興の取り組みについてであります。東日本大震災の教訓を踏まえ、地域住民との協働により児童生徒の生命、安全を守る学校防災体制の確立を目指した学校防災計画の策定を本年度に予定しており、学校防災計画策定委員会の第1回目の策定委員会を7月13日に開催いたしました。当日は、学識経

験者、地域代表、学校代表等の15名の委員の方々に委嘱状を交付し、委員でもある東洋大学の長澤教授に講演をいただくとともに、各委員会から震災当日の状況等を報告いただくなど、改めて防災体制の重要性について共通認識が図られました。また、文部科学省の学校防災対策事業スーパーエコスクール実証事業に選ばれた矢吹小学校の大規模改修ゼロエネルギーを目指した基本計画を検討するため、8月10日に第1回矢小づくり検討委員会を開催し、学識経験者を初め、行政区代表、学校PTA役員等から成る12名に委員を委嘱いたしました。

次に、第29回中畑清旗争奪ソフトボール大会についてであります。昨年度は東日本大震災の影響から余儀なく大会を中止せざるを得ない状況でありましたが、今年度は矢吹球場及び各会場となる矢吹町の小中学校の除染が完了したことから、大会の参加募集の対象を縮小し開催いたしました。大会は8月11、12日に開催され、参加した県南地区のスポーツ少年団、昨年の優勝チーム及び中学女子チームの合計54チームが矢吹球場をメイン会場に熱戦を繰り広げました。また、今年度は中畑清氏が横浜DeNAベイスターズの監督に就任されたことから、町民、ひいては福島県を挙げ応援するため、横浜DeNAベイスターズ中畑清監督後援会を設立したところであり、大会開会式には中畑監督からの激励のメッセージが披露されました。日ごろのスポーツ少年団に対するご指導、さらに中学校部活指導の先生方に感謝を申し上げますとともに、ご協力いただきました審判団、ボランティアの皆様、多くの協力団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

次に、第51回福島県芸術祭開幕式典、開幕行事についてであります。「文化の力 とどけ 響け あゆりの里から」をテーマとした福島県芸術祭が9月2日、村田副知事を初め、多数の来賓、観客が参集のもと、矢吹町文化センターで盛大に開催されました。式典に引き続き開幕行事として、三城目地区の獅子舞などさまざまな伝統芸能が発表され、来場された皆様は多くの拍手を送っていました。運営に当たりました福島県芸術祭県南地区実行委員会の皆様を初め、関係者の皆様には心から御礼を申し上げます。

ここまで、東日本大震災、原子力災害における被災者支援策等及び災害関連以外の項目から5点について報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの17項目については項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第371回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

東京やぶき会について。

区長会事業について。

行政区活動支援事業について。

第29回矢吹町統計グラフコンクールについて。

日本三大開拓地子ども交流事業について。

消防行政について。

交通・防犯行政関係について。

職場職域ソフトボール大会について。

河川クリーンアップ作戦について。

県道の道路事業計画関係について。

町道整備事業関係について。
学力向上対策事業について。
小学6年生外国語活動について。
小中学生の活躍について。
真夏の夜の鼓動について。
三鷹市・矢吹町子ども交流会について。
少年の主張大会について。
以上であります。

- 議長（栗崎千代松君） 以上で町政報告は終了いたします。
ここで暫時休議いたします。

(午前10時55分)

-
- 議長（栗崎千代松君） 再開いたします。
なお、鈴木隆司議員より欠席する旨の届け出がありました。

(午前11時09分)

◎報告第5号の上程、説明、質疑

- 議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより報告第5号 専決処分^{（一）}の報告についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

- 町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

報告第5号 専決処分^{（一）}の報告についてであります。専決第7号 損害賠償について、平成24年7月20日、矢吹小学校において実施された消防操法競技大会に係る放水訓練中、道路埋設型消火栓の弁を開閉する開栓器を装着したまま、当直の消防団員がその場から離れた際、相手方の車両が当該開栓器に衝突し、自動車のバンパー下部及び底面に損傷を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は5万1,944円であり、相手方との示談は成立しております。損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分^{（一）}の指定を受けているため、平成24年8月24日付で決定し、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

- 議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。
質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第5号 専決処分^{（一）}の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論は省略

いたし、報告のみとさせていただきます。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、これより議案第49号 災害復旧事業47-2号、47-1018号工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

議案第49号 災害復旧事業47-2号、47-1018号工事請負契約の一部変更についてであります。本案は、平成23年11月14日に議会の議決を受けました災害復旧事業47-2号、47-1018号工事請負契約の締結についての一部変更を行うものであります。

変更内容につきましては、L型水路延長125.8メートル、矢板土どめ工延長136.0メートル、矢板土どめ施工に伴う土質調査及び仮排水路盛り土材1,024.0立方メートルであります。

L型水路延長125.8メートルにつきましては、工事実施時において被災が確認されたため変更増となっており、矢板土どめ工土質調査につきましては、L型水路工事施工時のり面崩落防止のための仮設工であります。

仮排水路盛り土材については、平成23年9月21日、台風15号の出水により仮排水路のり面が流出し、盛り土材不足により購入するものであります。

これら変更に伴い、2,973万8,100円が増額となり、契約金額が1億2,791万3,100円に変更となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て、変更契約を締結するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号 災害復旧事業47-2号、47-1018号工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり決しました。

◎議案の上程、説明（議案第44号～議案第48号、議案第50号～議案第56号、認定第1号～認定第8号）

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより議案の上程を行います。

議案第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第50号、第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号及び認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（栗崎千代松君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明させていただきます。

初めに、議案第44号 矢吹町福祉会館条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で甚大な被害を受けた福祉会館の災害復旧工事完了後の施設の利活用形態等が一部変わることに伴う改正であります。

工事完了後の施設の利活用につきましては、町民の健康増進や生活習慣病予防のためのヘルスアップ教室を行うとともに、町民の方へ会議室を貸し出しするものであります。このことにより、福祉会館の管理業務を本来の管理のあり方に加え、指定管理者に行わせることができる内容と変更する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号 矢吹町防災会議条例の一部を改正する条例及び議案第46号 矢吹町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。関連がございますので、あわせてご説明いたします。

本案は、平成24年6月27日に公布、施行された災害対策基本法等の一部改正に伴い、災害応急対策については災害対策本部の所掌に統一し、また、防災会議については、自主防災組織または学識経験者を委員に構成するなど、それぞれの役割分担及び機能強化を図るべく、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例についてであります。東日本大震災復興特別区域法に基づき、福島県及び県内59市町村が共同で申請した福島県復興推進計画が、平成24年4月20日に内閣総理大臣の認定を受けました。この計画に基づく税制の特例等により、県内への企業立地や投資が促進され、雇用創出が図られることとなります。当町におきましても、計画推進のため固定資産税の課税免除を講ずるため本条例を制定するものであります。

主な内容としましては、町が指定する法人等のうち、平成24年4月20日から平成28年3月31日の間に、復興産業集積区域内において対象施設もしくは対象設備の新設または増設を行った方について、固定資産税を5年間課税免除とするものであります。

次に、議案第48号 町村の境界変更についてであります。本案は、経営体育成基盤整備事業長峰地区の圃場整備の施行に伴い、泉崎村との境界に介在する矢吹町西長峰、東長峰の土地の地形が変更となったため、地方自治法第7条第1項に規定する町村界変更について、同条第6項の規定に基づき、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第50号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9億7,029万1,000円を追加し、総額を104億3,621万9,000円とするとともに、債務負担行為の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、県支出金7億1,871万2,000円、繰入金1億234万7,000円、諸収入2,223万2,000円、町債1,350万円をそれぞれ増額し、国庫支出金を709万5,000円減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費があゆり温泉深井戸ポンプ入れかえ事業等により3,288万円の増額、衛生費が除染対策事業等により6億7,810万2,000円の増額、土木費が八幡町・善郷内線道路整備事業等により5,971万7,000円の増額、教育費が矢吹中学校蓄電池整備事業等により8,097万円の増額、災害復旧費がため池災害復旧事業等により3,495万6,000円の増額となるものであります。

次に、債務負担行為補正の内容につきましては、平成25年度から平成26年度までの期間、都市計画マスタープラン見直し業務委託料を3,000万円に変更するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、事業費の変更により、市町村工業団地等整備事業債を450万円減額し、地方道路等整備事業債180万円、消防防災施設整備事業債400万円、公共施設災害復旧事業債1,220万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第51号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,309万円を追加し、総額を22億2,231万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金2億2,309万円を増額するものであります。

歳出の内容は、保険給付金1億8,138万6,000円、後期高齢者支援金等14万円、共同事業拠出金1,881万2,000円、諸支出金2,275万2,000円を増額するものであります。

次に、議案第52号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,696万8,000円を追加し、総額を4億5,633万6,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、繰入金4,735万円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、災害復旧費5,685万円を増額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、災害復旧事業債950万円を増額するものであります。

次に、議案第53号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ673万円を追加し、総額を1億9,858万円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、地方債470万円、繰入金203万円を増額するものであります。

歳出の内容は、災害復旧費500万円、維持管理費173万円を増額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、災害復旧事業債を470万円追加するものであります。

次に、議案第54号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,670万4,000円を追加し、総額を11億4,263万9,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金408万4,000円、繰入金19万4,000円、繰越金6,242万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費19万4,000円、地域支援事業費10万9,000円、基金積立金1,199万1,000円、諸支出金5,441万円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第55号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ211万8,000円を追加し、総額を1億3,639万1,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰越金131万8,000円、諸収入80万円を増額するものであります。

歳出の内容は、諸支出金211万8,000円を増額するものであります。

次に、議案第56号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、収益的収入につきましては既定の額に2,778万6,000円を増額し、収入予算総額4億5,785万円とするものであります。

収入の内容につきましては、消費税還付金及び還付加算金として2,778万6,000円を増額するものであります。また、資本的収入につきましては、既定の額に8,285万円を増額し、収入予算総額1億1,802万円とし、資本的支出につきましては、既定の額を8,850万円増額し、支出予算総額2億6,667万円とするものであります。

収入の内容につきましては、工事負担金8,285万円を増額し、支出の内容につきましては、委託料450万円、工事請負費8,400万円を増額するものであります。

次に、認定第1号 平成23年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成23年度矢吹町一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

東日本大震災により、我が国の経済活動は深刻な打撃を受け、平成23年度は厳しい状況からのスタートとなりました。その後、官民の総力を結集した復旧・復興を通じ、立て直しが図られ、景気は持ち直しに転じましたが、急速な円高の進行や欧州政府債務危機による世界経済の減速が景気の持ち直しを緩やかにしている要因であります。

こうした状況の中、平成23年度は類似の補正予算を編成し、復旧・復興を第一として第5次まちづくり総合計画に基づく各種事業を随時見直しするとともに、復興計画を策定し、町民福祉の向上に努めてまいりました。

歳入面におきましては、地方交付税が震災復興特別交付税により87.0%の増、都道府県支出金が災害救助費県負担金、教育施設環境改善事業補助金、線量低減化活動支援事業団体補助金、線量計等緊急整備支援事業補助金、災害廃棄物処理基金事業補助金、県市町村復興支援交付金等により252.1%の増、繰入金が財政調整基金や中学校整備基金等の繰り入れにより929.2%の増、町債が学校教育施設事業債等により43.7%の増、国庫支出金は安全・安心な学校づくり交付金や経済景気対策による地域活性化交付金等により22.1%の減となりました。

歳出面におきましては、総務費が集会所建設事業や高度情報化推進事業等により87.1%の増、民生費が損壊

家屋等解体事業や住宅応急修理事業等により31.9%の増、衛生費が線量計等緊急整備支援事業や上水道事業負担金等により30.1%の増、農林水産業費が農業集落排水事業繰出金等により92.5%の増、土木費が公共下水道事業繰出金や緊急地方道路整備事業等により85.1%の増、災害復旧費が東日本大震災による復旧事業により4,831.5%の増、労働費が雇用促進住宅取得事業等により15.4%の減、公債費が大規模事業の償還終了により4.9%の減となりました。

なお、平成23年度一般会計総額の決算収支は、歳入111億6,580万8,000円、歳出105億391万円で、差し引き6億6,189万8,000円の黒字となりました。

今後の町政運営に当たりましては、国の動向や厳しい社会情勢を踏まえ、第5次まちづくり総合計画と復興計画の着実な実現を目指すとともに、東日本大震災からの復興と原子力災害に伴う放射線対策事業を最優先事業と位置づけ、町民生活の回復に向けた取り組みを進め、住民福祉サービスの向上と財政健全化の両立に努めてまいります。

次に、認定第2号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成23年度における決算額は、前年対比で歳入14.5%、歳出14.8%の増加となりました。また、国保被保険者の主な医療費については前年対比で17.0%増加し、高額療養費については前年対比で14.4%減少しました。

一般経済は一部回復の傾向が見られたものの、国保被保険者の経済状況は、東日本大震災後の改善が見られず、その影響を受けて国保財政は依然として厳しい状況が続いています。

国保事業としては、予防医療としての人間ドックや医療費通知、広報紙、パンフレットによる啓発活動のほか、予防に重点を置いた特定健診の結果、生活習慣病予備軍と判定された方に対する特定保健指導を実施し、早期介入による医療費の抑制に努め、さらに特定健診の未受診者訪問や特定保健指導該当者の家庭訪問を実施し、受診率向上に取り組みました。

東日本大震災による住宅半壊以上の被災者に対し、保険税については1,491世帯、1億700万6,800円の減免を行い、また、一部負担金では、免除証明書発行件数2,198名、医療費など1億4,060万8,229円の減免を行いました。

なお、平成23年度の決算収支は、歳入24億5,067万8,000円、歳出21億9,758万7,000円、差し引き2億5,309万1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質の改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を図りました。

平成23年度は、東日本大震災における災害復旧工事を優先し、延長9,991.62メートルの管路復旧工事に着手しました。復旧工事は平成24年度に繰り越して事業を進めています。平成23年度末現在、3,689世帯の水洗化可能世帯のうち、2,905世帯が排水設備工事を行い、前年より85戸の接続世帯が増加し、下水道区域内の水洗化率は1.7%伸びて78.7%となりました。

なお、平成23年度の決算収支は、収入10億66万円、歳出8億4,727万4,000円、差し引き1億5,338万6,000円

の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成23年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成23年度矢吹町土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成23年度土地造成事業特別会計は、一本木第二宅地分譲地内の未販売区画についてチラシ配布、または広報紙やホームページに詳細を掲載するなど、販売促進活動に努めながら、善郷内地内の土地の分筆登記委託を実施するとともに、分譲地内の除草等の維持管理業務を行いました。

なお、平成23年度の決算収支は、歳入87万8,000円、歳出31万円、差し引き56万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全に努め、あわせて公共用水域の水質の改善を図るため、5地域に整備した農業集落排水処理施設の経費の縮減を図りながら適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めてまいりました。

平成23年度は、東日本大震災における災害復旧工事を実施し、延長4,303.3メートルの管路及び処理施設場内の復旧工事に着手しました。復旧工事は、平成24年度に繰り越して事業を進めております。平成23年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の730世帯の水洗可能世帯のうち、536世帯が排水設備工事を行い、前年より16戸の接続世帯が増加し、農業集落排水整備区域内の水洗化率は2.2%伸びて73.4%となりました。

なお、平成23年度の決算収支は、歳入7億1,315万8,000円、歳出4億4,373万7,000円、差し引き2億6,942万1,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。平成23年度矢吹町介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

第4期介護保険事業計画の最終年度としての事業運営を行いました。保険料については、基準年額3万4,800円とし、現年度分の収納率は98.9%となりました。

保険給付については、給付費総額が前年度より2.6%の伸びとなりました。給付費総額の内訳として、居宅サービス給付費46.3%、地域密着型サービス給付費8.1%、施設サービス給付費39.5%、その他6.1%となり、居宅サービス給付費の割合が減少してきております。

要介護認定状況については、高齢者の約15.2%が認定を受けており、介護保険制度に対する理解が深まってきたものと思われまます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者に対し、介護保険料については、半壊以上の方を対象に1,545名、2,828万2,000円の減免を行いました。また、サービス利用の一部負担金及び施設入所者に係る食費、居住費については、全壊の方を対象に、サービス利用料の一部負担金については34名、357万8,781円の減免を行い、施設入所者に係る食費、居住費については13名、390万5,582円の減免を行いました。

なお、平成23年度の決算収支は、歳入10億9,413万9,000円、歳出10億3,171万1,000円、差し引き6,242万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります、平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートしました。75歳以上の高齢者は、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入することになり、保険料は原則として年金から天引き徴収されます。

医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割となっています。

東日本大震災による住宅半壊以上の被災者に対し、保険料については854人、1,977万4,600円の減免を実施し、936名への一部負担金免除証明書を発行しました。

なお、平成23年度の決算収支は、歳入1億1,739万4,000円、歳出1億1,607万4,000円、差し引き132万円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 平成23年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります、平成23年度矢吹町水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

本年度の給水戸数は5,480戸、給水人口は1万6,627人で、区域内人口1万8,007人に対する普及率は92.3%となっております。水道利用状況は、配水量は179万1,332立方メートル、有収水量は137万5,881立方メートルでありました。

収益的収支につきましては、震災により収益が減り、水道施設の復旧等に係る維持管理経費が増加したため、経営の健全化はできませんでした。収入が4億526万4,000円に対し、支出が4億6,798万4,000円となり、6,272万円の純欠損となりました。

また、資本的収支につきましては、収入が1億4,506万4,000円に対し、支出が2億1,787万7,000円となり、不足額7,281万3,000円が生じましたが、これは当年度消費税調整額263万2,000円及び過年度損益留保資金7,018万1,000円で補てんいたしました。

なお、水道事業につきましては、震災に係る配水管復旧工事や水道施設の復旧工事を実施するなど、効率的な整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいりました。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

(午前11時42分)

平成24年第371回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年9月18日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
16番	栗崎千代松君		

欠席議員(1名)

15番 吉田伸君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	長野崎吉郎君	副町長	長渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	藤田忠晴君
総務課長	水戸邦夫君	税務課長	井戸沼寿量君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	円谷政雄君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	圓谷誠君	都市建設課長	藤田豊君

上下水道課長 円谷清茂君 教育次長兼 陳野秀敏君
学校教育課長

会計管理者 円谷一雄君 生涯学習課長 近藤尚一君
兼出納室長 兼中央公民館長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須藤源太 主幹兼 菊地利雄
局長補佐 兼次長

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、吉田伸君より欠席する旨の届け出がありました。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（栗崎千代松君） 通告1番、11番、角田秀明君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 議場の皆さん、おはようございます。そしてまた、大変お忙しい中、議会にご理解をいただき、傍聴に来ていただいた皆さんに心から敬意を申し上げます。本当にありがとうございました。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、通告の1番であります。田内・柿の内地区の除染対策について。過日、田内は7月25日、柿の内は8月7日に地区ごとに除染説明会を行ったわけですが、地区民の方々からは、家の周りの除染をしていただくことは大変ありがたいと。しかし、うちの周りの、屋敷周りの除染をしなければ生活できないほどの放射線量があるのかと、そういった声が大変あります。そういった中で、東京電力の補償問題などで天栄村、鏡石町、そして玉川村の隣接した町村には東京電力の損害賠償が支払われたわけですが、我が矢吹町に対しては東京電力の支払いがなく、町長さんや我々、そしていろいろな形で東京電力に抗議を申し上げ、そして県からの支払いというようなことで、我々も4万ほど、同意書みたいなものに判こ押しながらいただいたわけでありまして、そういった中で我々も大変、腑に落ちないことはありますが、部落の説明会の後、地域の方々の理解と同意が得られたのかを伺いたいと思います。

一部の地区民の方々には、町長があいさつの中で、どうしても除染された土などの置き場がないときは、自分の屋敷周りに、やはり小学校とかあいう公共施設の運動場などでやったような方式をとっていただきたいというようなことで、町長が保管をお願いをしたという経過がありますが、そんな中で部落民の同意が得られたのかどうか、9月議会では今回6億5,000万円という大きな予算が補正されているわけでありまして、どうなるのかが心配であります。

そしてまた、こんな話がマスコミを通じて私たちの耳に入ってまいりました。

日本生態系協会長の池谷さんという方でございますが、講演会で不適切な発言をしたと、この講演をたまたま福島の市議会議員の方々が講演を聞いていたところ、東京電力福島第一原発事故を受けた福島県民は結婚をしないほうがいいと、いいだろうと。その理由として、奇形発生率が上がるんじゃないかという、福島県民を名指しで侮辱をしている、このようなことがその講演会の中で話されたというようなことで、私はもちろんのこと、福島県民は憤りを感じておりますけれども、これに対して町長はどう思われていますか。率直な意見をお聞かせください。

次に質問することも放射線の問題であります。

米の全量検査の実施についてであります。万が一の場合、出荷、販売等の自粛についてを質問いたします。

まもなく刈り取りが始まります。もう既に刈り取りが始まって、行われておりますが、米の出荷対策についてことは全袋調査の方向で今進んでおりますが、検査する場所、日程、だれが運搬するのか、その代金は、放射線量をはかった米はその後には米の等級をつけることでありますが、それはどこで検査するのか、自家米も検査するとのことでもありますけれども、自家米はいつになったら検査をしていただけるのか、自家米の検査はだれが運搬するのか。

そしてまた、最近縁故米が大変多く、身内の方々や知り合いの方々に、地産地消の関係で米を譲ったり買っていたりしていることがありますけれども、そんな縁故米の検査はどうするのか、そしてまた、くず米も検査するということでもありますけれども、袋は新しい袋にということでもあります。袋の代金はだれが持つのか、今までくず米は古い袋で出荷していたのに、その袋代はだれが支払うのか、いろいろと勝手が違うことだらけで、米をつくっている農家の皆さんは、この憤りをどこにぶつければいいのでしょうか。

先ほどから質問をしておりますが、決して町長や町に質問をして解決できる問題ではないことは重々わかっておりますが、どこにこの心配をぶつけてよいのかわかりません。春に農地の除染を、それから収穫まで5カ月間、どれほど心配をしながら子育てをするように手入れをして、いざ全袋検査の結果、出荷自粛などということになれば、ことしの稲づくりはなんだったのか、そういった心配を東京電力さんは理解をしていない、そしてこのような対策も上から目線で、このように決めたのでこうなさいなどとんでもない話であります。

昨年の所得補償についても同様のことが言えます。米の価格が低いときには補償する制度も、福島県以外は高い価格で販売されたので福島県は安い米を売っても補償の対象にならなかった。一昨年は10アール当たり1万5,100円が補償されたわけでもあります。そういった中で、福島県の農家はどれほど苦勞すればよいのか。理解はできないでしょうが、答弁を伺いたいと思います。

次に、災害復旧工事の進捗状況について質問をいたします。

昨年の3月11日から早いもので1年6カ月を迎えました。町や企業の努力で仮工事から本工事に入り、3月11日以前の姿になりつつある町内の工事の進捗状況と見通しを町民生活課、都市建設課、そして産業振興課にお願いしたいと思います。上下水道課についてはなぜ質問しないのかと思うのですが、町じゅうどこに行っても工事現場が下水道工事の標識だらけで目に見えるもので、あえて質問はしませんでした、しかし、14日の議会初日の町長による町政報告の中で大方の報告を受け、理解はしております。答弁をよろしくお願したいと思います。

次に、日本の領土、竹島（島根県）及び尖閣諸島（沖縄県）についてを質問をいたします。

初めにお断りをしておきますが、私は国会議員でもなければ県議員でもありませんので、国土問題など質問してよいのか迷いました。そのことを質問する前にお断りをしておきます。

先週の11日に、国が尖閣諸島を20億5,000万円で地主より買い上げたことは皆さんもご承知のことと思いますが、私は終戦後の生まれで、私たちが学生のころは、沖縄県がアメリカの支配下にあり、高校野球などを見ている、甲子園で負けた沖縄チームがグラウンドの土を持っていくことができないことを今思い出していますが、1952年4月28日に沖縄諸島はアメリカの領域支配下になり、私たちの学生時代には学校では習った記憶がありません。ここ数年でテレビや新聞を開くと毎日のように尖閣問題が取り上げられております。ですから、今の日本の学生の皆さんは、このような国の大きな問題をどのように教育されているのかを教育長に伺いたいと思います。

また、竹島（島根県）においても同様の思っています、17世紀の半ばには竹島の領有権を確立したことや、1951年サンフランシスコ平和条約においても、日本は放棄すべき朝鮮の地域に竹島は入っていないと。1905年から島根県隠岐の島町竹島と呼んでいる。しかし、韓国は60年も前から竹島に不法に侵入し、侵入を続け、今では韓国の領土などと大統領が島に入って来たりと、我が物顔で侵入してきています。

また、教育の現場でも、韓国では小学校の4年生に写真入りの教科書七、八十ページのもので、自国の島の教育をしているとか、これもマスコミで知りました。

それに比べ、日本はもちろん、矢吹町ではこのような領土問題を子供たちにどのような指導をしているのかを、尖閣諸島や竹島のことを教育しているのかを伺いたいと思います。

最後になりますが、大津市（滋賀県）のいじめによる自殺がクローズアップされ、全国各地でも次々と表面化をし、自殺をした家族が、実はいじめによる自殺であると教育委員会はもちろんのこと、学校に調査をお願いをして、いじめはなかったなどの回答に家族は独自の調査をし、いじめがあったことを立証しているようなことがマスコミによって報道され、私も知るところであります。

大津市は、教育委員会とは別に、調査委員会を立ち上げた模様が大津市長さんによって全国的に発表されておりますが、日本全国でいじめ問題は急増していると文部科学省が発表しております。

平成23年度の全国のいじめの7万231件、県内では175件、前年より57件減ったというようなことで、そんな福島県は比較的少ないとのことではありますが、しかし、いじめがあることは調査でも出ているところであります。我が矢吹町においても大なり小なりのいじめがあるのではないかと感じておりますが、教育委員会でどれだけこのいじめ問題を把握しているのかのことを教育長に伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは11番、角田議員の質問にお答えします。

初めに、田内・柿の内地区の除染対策についてのおただしであります、本町の除染対策につきましては、

国が定めた除染に関する緊急実施方針に基づき、昨年12月に矢吹町除染計画を策定し、小・中学校、幼稚園、保育園等の子供の健康を守るため、校庭、園庭の表土除去を実施いたしました。今年度からは、新たに7月13日付で環境省の承認を得た矢吹町除染実施計画に基づき、多くの町民が利用する公共施設の除染や、住宅地域等を優先とした、地域のいわゆる面的除染の実施を予定しております。

今年度の面的除染は、除染実施計画に基づき、町内でも比較的線量の高い地域である田内・柿の内地区の面的除染を予定しており、去る7月25日に田内地区、8月7日には柿の内地区の説明会を実施したところであります。

説明会においては、除染の手法、仮置き場の構造、安全性などについての説明を行い、特に仮置き場の設置については、地域の理解と協力のもと地域から候補地を選定していただき、町が仮置き場を設置するという説明を行い、地域の皆様に理解を求めました。

出席者からは、町は町の責任のもと仮置き場を設置すべきであって、責任を放棄しているのではないかという厳しいご意見もいただきましたが、決してそうではなく、町といたしましても、昨年3月に未利用となっている大規模な町有地について、仮置き場としての利用を地域に打診してまいりましたが、他の地域の汚染土壌を自分の地域に仮置きすることに対する心理的不安等から理解を得られなかった経過がありました。

このようなことから、矢吹町除染実施計画書においては、地域の理解と協力のもと、行政区単位で仮置き場を設置することとしたものでありますが、今後も町は継続して町の責任のもと、町有地だけではなく民有地も含め、仮置き場の確保に全力を挙げて取り組んでまいります。

現段階での田内・柿の内地区の状況につきましては、柿の内地区においては3回に及ぶ地域での話し合いの結果、仮置き場の候補地について内定をいたしました。今後地権者との協議を経て正式に決定することとなります。

田内地区については、数か所の候補地は挙がってはいるものの、現時点では地域の総意としての決定には至っていない状況となっております。今後は、仮置き場に対する地域の理解にさらに努めながら、仮置き場の確保に全力を挙げて取り組むとともに、面的除染の早期着手に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、日本生態系の専門家池谷氏の発言については、私としても全く容認できるものではなく、強く憤りを感じる次第であります。今後、詳細に内容を確認の上、抗議等のしかるべき対応をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、米の全袋検査の実施について、万が一の場合、出荷販売等の自粛等についてのおたただしではありますが、米の全袋検査につきましては、福島県全体の取り組みとして、県産米の信頼回復を図るため、県内で生産されたすべての米、出荷米、直販米、自家消費米、縁故米、くず米について、1袋ずつ検査を行い、その結果を見える化により、消費者はもとより生産者の安心・安全として実施する事業であります。町といたしましては、JAや集荷業者を構成員とした矢吹町恵み安全推進協議会を立ち上げ、水田農家約1,000名を対象に、5台の検査機で約20万袋を検査する予定になっております。農家の皆様にも新たなご負担として米袋へバーコードやシールを張っていただくことや、直販米、自家消費米、縁故米、くず米の場合は新しい袋を準備し、全袋検査を受けていただくことをお願いしているところであります。その際には、自家消費米や縁故米等の場合は、新

しい袋の準備や検査場所までの運搬、持ち帰りなど、相応の経費が生じるため、これらの経費については、検査手数料として協議会より1袋当たり200円を助成する予定になっております。

現在、全袋検査の取り組みを周知するため、JAと連携し、外務の日におけるチラシの全戸配布や、9月10日から開催されている集落座談会での説明、また、広報やぶきでの周知やバーコードを配布した際のチラシ配布などを実施しているところであります。しかしながら、最も心配されるのは、全袋検査の中で基準を超えた米が検出された場合の対応についてであります。万が一基準を超えた米が検出された場合には、詳細検査として県の農業総合センターにおいてゲルマニウム半導体による検査を受けることとなりますが、その結果、基準値の100ベクレルを超えた場合には、旧町村ごとに出荷制限がかけられ、地域の全量を把握した管理計画を作成し、対応することとなります。この場合、出荷制限の解除までの流れといたしましては、管理計画による全量を把握した後に、全袋検査の結果が100ベクレルの基準値を下回るものについては、国の解除の指示を受け、指示を受けたものから出荷制限が解除になると考えております。

一方、基準を上回るものについては、隔離して一時保管し、最終的には国が買い取る予定になっております。

町内の農家の皆様にとっては、春先の反転耕による除染、あるいはカリ肥料の散布は行ったものの、結果がどのようになるのか大変ご心配かと思えます。町といたしましては、今後も万が一の場合を想定し、検査の結果、基準値を超えるような場合には、水田の除染のさらなる実施やカリ肥料等の営農対策強化など、関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

また、全袋検査に伴う個人情報の管理についても、JAや集荷業者と連携し、徹底してまいります。

お米は農家の皆様にとって、春先から手塩にかけて育ててきた生活の糧であり、環境保全、営農生活の面から見ても地域の財産であり、農家の死活問題でありますので、農家の皆様の生産意欲が少しでも高まるよう、また食の安心・安全がこれまで以上に徹底されるよう、万全の対策を講じてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民生活課所管の災害復旧工事の進捗状況についてのおたただしであります。損壊家屋の解体状況につきましては、昨年の東日本大震災により半壊以上の罹災判定を受けた建物について、その解体撤去費用の一部を支援する損壊家屋等解体撤去支援事業の受け付けを昨年12月より開始いたしました。ことし6月29日をもって受け付けを終了いたしました。申請件数は609件にも上り、改めて本町の被害の大きさを実感しているところであります。

さて、事業の進捗状況についてであります。9月11日現在で505件の解体が完了しており、約4億3,500万円の支払いが完了しております。残る申請物件につきましても、今月末までの完了を目指し、鋭意事業を進めているところであります。

次に、震災瓦れき関係の処理状況等につきましては、本町の震災瓦れき仮置き場は堰ノ上地内の矢吹テクノパーク並びに第二苗畑の2カ所ございますが、テクノパークにおいては昨年の4月の閉鎖以来、搬出作業のみを実施しております。第二苗畑については、前述の損壊家屋等解体撤去支援事業の実施状況にあわせ、今月末までに閉鎖をする予定でありましたが、今後も被災家屋等の修繕に伴う瓦れきの発生が見込まれるため、搬入期間を延長することを検討しております。

また、これまでの搬入量及び処分量について推計値も含めたことし8月末時点の数字であります。搬入総

量が11万5,283トン、処分済み量が2万8,767トン、差し引き残量が8万6,516トンとなっております。その内訳として、矢吹テクノパークについては、搬入9,096トン、処分済み2,238トン、差し引き残量6,858トン、第二苗畑については搬入10万6,187トン、処分済み2万6,529トン、差し引き残量7万9,658トンであります。今後の処理については、矢吹テクノパークにおける残留分を最優先に取り組み、でき得る限り早期に土地所有者である三菱マテリアル株式会社への返還を図ってまいります。また、第二苗畑については、解体事業及び被災家屋修繕に伴う瓦れき搬入受け入れ終了次第、本格的な処分作業を実施し、平成25年度中の完了を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、都市建設課所管の災害復旧工事の進捗状況についてのおたかしであります。町道につきましては96路線、工事件数35件については国の査定を受け約4億4,000万円の事業費が確定し、すべての工事において発注が完了しております。そのうち、東郷・牡丹平線ほか18路線につきましては、平成23年度に工事が完了し、残る78路線につきましては、明許繰越の承認を受け、松倉・大池線を初めとする44路線が8月末までに完了しております。根宿線、中畑・上敷面線を初めとする残りの34路線につきましても、年度内完了目指し進めております。

また、単独事業分の537カ所、工事件数96件、事業費約7,200万円につきましては、現在工事の発注件数が53件となっております。未発注の43件について測量設計等の作業を行っており、年度内完了を目指し進めております。

公園につきましては7カ所、工事件数5件について国の査定を受け、約4,000万円の事業費が確定し、すべての工事において発注が完了しております。そのうち大池公園の水上ステージ、橋梁及びひまわり公園につきましては、平成23年度に工事が完了し、残る大池公園の六角堂付近、あゆり大橋付近、堤防の上部を利用した通路、日本庭園や駐車場の復旧につきましては、明許繰越の承認を受け、年度内完了を目指し進めております。

町営住宅につきましては、明許繰越の承認を受けました大林住宅の30戸と、大久保住宅7戸の2団地37戸、事業費約550万円となっております。また、大林住宅の災害復旧工事は既に完了し、大久保住宅については、鋭意施工中であり、年度内完了を目指し進めております。

河川につきましては5カ所、工事件数2件について国の査定を受け、約3,200万円の事業費が確定し、すべての工事において発注が完了しておりますが、春から夏にかけて水量の多い時期には工事に着手することが困難であるため、明許繰越の承認を受け、春先に応急的な復旧を施し、水量が減る10月より本格的に復旧に取り組み、年度内完了を目指し進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、産業振興課所管の災害復旧工事の進捗状況についてのおたかしであります。昨年の東日本大震災及び台風15号による災害発生以降、補助事業による有利な財源確保を最優先に災害査定、補助率増高等の手續等に集中的に取り組んでまいりました。各種手續により補助対象事業における補助率が、農地災害では94.2%、農業施設災害では98.2%と、高い補助率で復旧事業を実施することが可能となりました。また、本年度当初の作付に支障が出ないよう、堆積土砂の撤去、仮堀りの設置等受益者及び土地改良区の自主対応も含め、用排水路、耕作路等の確保を行い、一部の地域を除き町内ほぼ全域で作付が可能な状態になりました。

議員おたかしの農地及び農業施設の災害復旧の進捗状況であります。昨年の東日本大震災及び台風15号災により、農地、農業施設についてはかつてない甚大な被害を受けました。昨年度の取りまとめ状況では、被災

地区約650地区、復旧事業費が約9億円程度になると見込まれておりました。現在小規模災害については現地調査の取りまとめ中ではありますが、補助事業においては被災地区数195地区、総事業費約7億9,200万円となっております。

補助事業については、昨年度災害査定終了後、速やかに実施設計を行い、主に地震災害の100地区、総事業費約5億4,200万円を発注し、明許繰越の手続きを行い、継続して復旧工事に取り組んでおり、8月末現在までの進捗率は約45%となっております。一部の地区については収獲後までの期間、休工となりますが、本年度末の工事完了を目指し、鋭意施工中であります。

次に、本年度発注の主に台風災害の補助事業95地区、総事業費約2億5,000万円につきましては、7月に入札、地区ごとの施工業者が決定し、現在収獲後の本格的な事業実施のための施工計画の検討、準備等行っており、本年度末及び平成25年度早期の工事完了を目指し、事業を推進してまいります。

また、小規模災害については、現地確認をほぼ完了し、現在、現地測量、実施設計、及び復旧工事の必要性の有無を含め、被災地区の取りまとめ、集計作業を行っておりますが、当初予定しておりました450地区に対し、今後復旧工事が必要な箇所は約300地区となると見込んでおります。

今後被災地区の集計後、復旧箇所数、事業費等を算定し、町全体の復旧工事の優先度、必要性、緊急性等勘案しながら、年度内の発注と、年度内及び平成25年度早期の完了を目指し、計画的に復旧工事に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で11番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

11番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、日本の領土竹島、尖閣諸島について、子供たちにどのような教育をしているのかとのおたがひでございますが、小・中学校の教育は、全国どこにおいても一定水準を共通に身につけるべく教育の内容を示した、国の基準である学習指導要領に基づいて行われております。小学校学習指導要領では、小学5年生社会科において、我が国の国土の自然などの様子についての学習がありますが、竹島や尖閣諸島などの領土問題についての学習はしていません。中学校学習指導要領及び同解説書では、北方領土、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島については、その位置と範囲を確認させるとともに、北方領土は我が国の固有の領土であるが、現在ロシア連邦によって不法に占拠されているため、その返還を求めていることなどについての的確に扱う必要がある。また我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土、領域について理解を深めさせることも必要であると記されております。

中学校教科書での扱いは、地理の教科書において「領土をめぐる問題」という項目で「北方領土とともに日本海上の竹島は日本固有の領土ですが、韓国が占領しており、対立が続いています」と表記され、歴史の教科書では「敗戦後の日本」という項目で、北方領土及び沖縄、奄美群島、小笠原諸島等について、占領された旨の表記があります。公民の教科書においては、日本領土をめぐる問題として北方領土とともに竹島、尖閣諸島

が表記されております。

これらの教科書を使い、授業では中学校の社会科・地理の学習において、北方領土とあわせて竹島は日本の領土であるが、韓国と対立が続いている学習をいたします。さらに公民の国際法、国際社会のルールの学習の中で、日本の領土をめぐる問題として、北方領土、竹島、尖閣諸島は日本の領土であるが、それぞれロシア、韓国、中国が領有を主張していることを学習します。ことしのように、竹島、尖閣諸島が話題に上っている現在では、新聞等を使用して領有をめぐる争いになっているが、日本固有の領土であることの指導を進めております。

次に、矢吹町の小・中学校ではいじめがあるのかのおただしであります。今月の各学校からの報告によりますと、いずれの学校でも今のところ問題となるいじめはないとの報告を受けております。各学校からの報告は毎年定期的に11月と3月の年2回実施しており、過去には数件報告されております。平成22年度は5件で、その内容は、悪口、仲間外れ、冷やかし、からかい等であり、昨年度は4件で、いずれも悪口の事案でありました。また、定期報告のほか、いつでも随時報告を求めています。過去に報告された事案については、各学校で児童・生徒への指導を行い、その後落ちついており、経過を含め引き続き観察を継続しておりますが、現在のところ特に問題はないとのことであります。また、いじめについて、保護者からの訴えのあった児童・生徒についても、各学校において保護者と話し合いが持たれ、解決に向かっていることが報告されております。

今後いじめはどこの学校、学級でも起こり得るとの認識で、保護者、各学校と教育委員会が連携を密にし、いじめ問題に真剣に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で11番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

11番。

○11番（角田秀明君） 1番と2番に対してはなかなか町独自で解決できる問題ではないということで理解しております。

また、3番の災害復旧工事に対しては、町執行側が一生懸命頑張ってください、そして企業の協力も要ということで、いち早く矢吹町が復旧・復興できることを、今まで以上に執行側が業者の方々をお願いをしていただき、安心して生活できる状態にさせていただきたいと思っております。

また、教育長に対しては、この尖閣諸島問題や竹島問題は、なかなか今まで韓国のように突っ込んで子供たちに教えるというような教育じゃないというようなことで、今、教育長のほうからお話しをいただきましたけれども、やはり今マスコミを見ても、毎日毎日尖閣、竹島で、明け暮れているわけですので、文科省のほうにも自国の領土であることはきちっと説明、子供たちに教えていただくことをお願いを申し上げておきます。

そしてまた、自殺の問題はないというような教育長の言葉でありますけれども、やはり陰に隠れたいじめがないわけではないですので、これからも教育委員会、そして学校側と密に連携をしていただき、矢吹町からいじめのないまちづくりにさせていただきたいと思っております。

質問を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 答弁は特にいいですか。

以上で11番、角田秀明君の一般質問は打ち切ります。

◇ 鈴木一夫君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告2番、8番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） 皆さん、こんにちは。それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。

除染、復旧、矢吹町の将来像につきまして質問をいたします。

先ほど災害工事の進捗状況につきましては、同僚議員と一部重複する部分がございますが、町長の答弁につきまして、細部は結構でございますので、明確かつ具体的な答弁をお願いを申し上げます。

それでは質問をさせていただきます。

1番、除染につきまして。

未曾有の3・11地震、東京電力の原発事故から1年半でございます。教育施設の除染、田内・柿の内地区農地、水田の除染の対策を初めとしまして、過日除染実施計画の説明が同地区で開催をされました。目標、追加被曝線量1ミリシーベルト以下、空間線量率0.23マイクロシーベルトパーアワー以下という目標でございますが、矢吹町除染実施計画をベースに現在の進捗状況の認識はいかに。さらに問題点あるとすれば、どうとらえているのか、今後どう進めようとしているのかをお示しをいただきたいというふうに思います。

仮置き場の確保状況についてですが、これについては先ほど答弁もございましたが、もう一度教えてください。仮置き場の予定地確保がされている地区、要するに0.23マイクロシーベルト以下パーアワー以上の場合、保管処理は町が実施すると明記されております。未確保の地区は、行政区単位で指定場所に置いてもらって集積をし、後日、町が保管処理をするというふうに、これも明記されておりますが、ここの部分はいつまでにどのような方法でするのかを教えてくださいというふうに思います。

また、除染対象としての順位1位は、教育施設及びそれに付随する道路の除染であります。どのように進めていくのかをお示しをいただきたいというふうに思います。

また、優先順位逆に低い農地については、今後どのように進めていくのか、どういうふうに進めていくのかというのを教えてください。

次に、ホットスポットの除染事業についてですが、先ほど前回の全協の中で、10件ほど申し込みがあったというふうに報告を受けておりますが、その後、追加であるのかどうか。基本的に私は足りない、申し込みの件数が少ないと思うんですが、それについて例えば町がさらにもっとアピールすべきだと思うんですが、どのように、数字と、今後どのようにしてアピールをしていくのかを教えてください。

次、復旧につきまして質問をいたします。

一部先ほど申し上げましたように、同僚議員と重複する部分がございますが、お許しをいただきたいと思えます。

まず、農地等の復旧がおこなわれていると思います。平成23年度の進捗率は45%と報告をされております。目に見えて復旧が進んでいないように私には思われますが、中には農家の方ですが、個人的に、今、とにかく個人

の負担で復旧をしている方もいらっしゃるというふうに聞いております。確かに農地の場合は道路と違っています。ある意味すぐ目につくものではありません。しかし、業者を優先順位ではなく、農家の方の状況及びその被害の優先順位というものを考慮して進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

公園につきましては、シンボルである我が当町の大池公園を優先的、一刻も早く進めているということではございますが、先ほど答弁にもありましたように、この復旧工事は年内完了は可能かどうか。先ほど年内完了を目指して復旧工事を進めているというふうに答弁をされましたが、本当に年内の工事が完了かどうかというのをもう一度伺いをいたします。

次に、幹線道路の復旧についてですが、もちろんこれは下水道工事との兼ね合いもございまして苦勞がされているというふうに思いますが、幹線道路の復旧がこれもなかなか進んでいないという状況が見受けられております。もちろんどこに行きましても確かに工事をしておりますし、至るところに工事の看板がございまして、進んでおります。

ただ、私の近くでも例えば根宿という地区があるわけですが、そこは周りが非常に民家が道路に沿いまして、ずうっと民家が並んでいるわけですね。この舗装がなかなか下水の兼ね合いもございまして、今、ある程度の距離が完了して、またとまっている、進んでいる、とまっているという状況が続いておりますが、特に梅雨の季節ですとかなり民家が集中しているものですから、泥水はじいて塀とか民家にかかなり汚れもございまして、今の季節ですとかなりほこりが舞っております。

実は何を言いたいかといいますと、苦情がたくさん寄せられているわけですが、実はその完成時期という、当然工事の看板がございまして、完成時期、いつまでに完成をしますという予定時期があるんですね。実は根宿地区の場所はわかっているんですが、ここは去年の12月に完成する予定だと、それが延びて2月になりました、3月になりました。ついには完成時期がなくなりました。そこら辺を、別にジョークで言っているわけではないんですが、皆さん期待しているわけで、いつごろになったら完成するんだなど、だからちょっと我慢しようというふうに思うわけですが、なんかそこら辺がうまく矛盾といいますか、完成されていないので、皆さん、これは本当に大丈夫なんだろうか、あるいは、非常にほこりを、今、舞っている状況でございまして、あそこまで終わったのならもう少し我慢を、皆さん我慢をしていると思うんですが、大変な部分理解していますから、ぜひ早い段階での工事の進行をお願いしたいというふうに思っております。

3番、矢吹町の将来像についてでございますが、昨年の3・11震災以降、震災の影響もございました。放射線量の問題もございまして。あるいは超円高の状況というのもございまして。そういうような状況が相まって当町を取り巻く環境というのが大きな影響を受けていると、受けざるを得ないというふうに思うわけですが、例えば提示されている町の第6次総合計画に、現時点で見直しの可能性はあるのかどうか。さらに矢吹町にとって、矢吹町が子供を産み育てやすい環境づくりにどのような対応を考えているのか。

また、高齢者対策、非常に敬老会、大盛況でございまして、皆さん非常に元気。お年寄りという言い方は本当に失礼なぐらい皆さん非常に元気でございまして、高齢者という言い方が正しいかどうかともわかりませんが、どのようにしてまちづくりに参画してもらうことができるのかも含めまして、高齢者が非常に住みやすい、あるいは高齢者に優しいまちづくりを進めていただきたいと思うのですが、ぜひ町長の思いを聞かせていただき

たいというふうに思いますので、ご答弁をよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

（午前10時49分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

なお、柏村栄君より欠席する旨の届け出がありました。

（午前11時02分）

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、8番、鈴木一夫議員の質問にお答えします。

初めに、除染の進捗状況の認識と、今後の進め方についてのおたただしであります。先ほどの角田議員への答弁と重複いたしますが、現段階での田内・柿ノ内地区の面的除染の進捗状況につきましては、仮置き場の設置場所が正式に決定していないことから、多少おくれることが懸念される状況にあります。仮置き場の状況につきましても先ほど答弁させていただいたとおりであります。議員おただしの万が一地域として仮置き場が決まらなかった場合の対応については、説明会において、個人の敷地の一部に一時保管していただきたいとの説明をいたしました。町といたしましては、このような事態は避けてまいりたいと考えており、今後とも地域の理解を得ながら、町の責任のもとできるだけ早期に仮置き場の設置を図り、1日も早く面的除染の着手に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願いいたします。

次に、農地及び教育施設の除染についてのおたただしであります。初めに、農地の除染につきましては、水田についてはご承知のとおり田内・柿ノ内地区を優先し、118ヘクタールの水田において、反転耕による除染を行い、それ以外の地域については玄米への放射性物質の吸収抑制対策として726名、1,098ヘクタールの水田を対象に、カリ肥料を配布したところでございます。この効果を検証する上でも今年度は、米の全袋検査を実施いたしますので、この結果や状況を見ながら今後の対策を検討してまいりたいと考えております。

また、畑につきましては、現在、作付制限となっているのは、葉タバコの生産についてであります。町内の生産農家15名のうち6名が作付を見合わせている状況にありますので、来年の作付再開へ向けて、田内地区を中心に反転耕による除染を予定しており、手法等については福島県たばこ耕作組合と協議中であります。

さらに、畜産農家についてであります。現在永年性牧草が利用自粛になっております。そのため、現在1日でも早い利用自粛の解除を目指して、東京電力による損害賠償の方法により草地更新に取り組んでおります。町といたしましても、東京電力との交渉を継続的に行っており、請求のための事前協議や、永年性牧草地を所有する畜産農家の除染組合設立など、損害賠償の迅速かつ確実な請求へ向けてさまざまな面からサポートを行っているところであります。農地の除染につきましては、とりわけ生産者が意欲を失わないよう、また風評被害を払拭するためにも、万全を期して対応してまいりたいと考えております。

次に、教育施設につきましては、平成23年度に保育施設、学校教育施設について園庭や校庭、周辺の芝やのり面の表土除去を実施いたしました。各施設の表土除去前の空間放射線量は1時間当たり平均0.316マイクロシーベルトでありましたが、表土除去後の平均は、0.096マイクロシーベルトに低減されており、安全な教育活動が行えるものと考えております。

今年度の除染につきましては、除染対策事業交付金を活用し、5測点における空間放射線量の平均値が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の施設につきまして、面的除染を実施いたします。

実施施設につきましては、三神幼稚園を除く3幼稚園、三神小学校を除く3小学校とあさひ保育園であります。三神幼稚園における5測点の空間放射線量の平均値は1時間当たり0.104マイクロシーベルト、三神小学校における5測点の空間放射線量の平均値は1時間当たり0.155マイクロシーベルトであり、三神幼稚園、三神小学校ともに基準値を大きく下回っておりますので、面的除染の対象外といたしておりますが、空間放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上のホットスポットについては、今後詳しく調査を行い、除染の計画を図ってまいります。また、矢吹中学校につきましては現在、屋外整備工事を実施しており、今後駐輪場や駐車場の整備を計画しており、除染については来年度の実施を考えております。除染の実施時期につきましては、各施設ともに10月に発注を行い、年度内完了を予定しております。

実施内容といたしましては、グラウンド周辺以外の花壇や進入路、駐車場、学校農園の表土除去、建物の屋上や屋根、雨どい、側溝等の高圧洗浄、樹木の剪定であります。今年度は、各小学校、幼稚園、保育園のプール清掃を保護者や消防団、商工会の方々の協力を得て実施し、空間放射線量は1時間当たり0.148マイクロシーベルトが0.111マイクロシーベルトに低減が図られ、プール水の1キログラム当たりのヨウ素、セシウムについては不検出でありましたので、プール使用を行っております。

矢吹球場につきましては、本年5月から6月にかけて除染工事を完了し、空間放射線量は1時間当たり0.27マイクロシーベルトから0.11マイクロシーベルトに改善され、安全で安心な環境のもとグラウンドゴルフ大会や母子ソフトボール大会、中畑清旗争奪ソフトボール大会が開催されております。また、大池球場の除染につきましては、大池公園に隣接する箇所から、大池公園の除染計画とあわせて進めてまいりたいと考えております。

また、その他の社会教育施設の除染につきましては、各施設の5測点における空間放射線量の平均値が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の施設につきまして、面的除染を実施し、また、下回る場合であってもホットスポットを重点的に実施いたしてまいります。

なお、昨年2度にわたり実施したガラスバッジによる放射線外部被曝量の調査結果でも、ほとんどの児童・生徒は年間被曝線量が1ミリシーベルト未満であり、除染の効果が出ているものと考えております。

また、ガラスバッジによる放射線外部被曝量の調査は、1回目が平成23年10月23日から12月22日の83日間の測定で、平均0.07ミリシーベルトであり、年間1ミリシーベルトを超えるおそれのある児童・生徒は2名でありました。2回目が平成23年12月23日から平成24年3月23日の90日間の測定で、平均0.08ミリシーベルトであり、年間1ミリシーベルトを超えるおそれのある児童・生徒は5名でありました。

比較的高い数値の出た児童・生徒につきまして学校等を通じて調査したところ、ガラスバッジを適正につけていなかった、矢吹町以外の地域で生活していた等の理由が原因ではないかと思われまます。県のアドバイザー

等の専門家の意見によりますと、特に心配な測定結果の児童・生徒はいないとの見解であります。ガラスバッジによる被曝線量調査は今年度も引き続き実施しており、まもなく第1回目の測定結果が出る予定であります。除染なくして復興なしとして町内の除染は本町の復興の大前提として、強力かつ継続的な取り組みを進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ホットスポット除染事業についてのおたただしですが、本事業につきましては、除染実施計画に基づく面的除染を町内一斉に実施することが困難であることから、面的除染に先立ち、局所的に空間放射線量の高い場所の除染を町民からの申し込みにより町が随時実施し、町民の方々の放射線に対する不安の解消と、放射線量の低減を図るため事業を進めております。事業の要件としては、町民の方が居住している宅地で、地表から1メートルの高さ、ただし、小学校以下の子供がいる場合は高さ50センチメートルで空間放射線量が1時間当たり1マイクロシーベルト以上であること、除去した土壌等を敷地内に保管できることなどの要件を定めております。

申し込みの状況であります。9月12日までに11件の申し込みがあり、現在放射線量の現地測定を行っております。測定結果により除染の対象となった場合には、敷地内の高線量箇所を除染を実施することになり、発生した汚染土壌については個人の敷地で一時保管することになります。保管期間については、今後地域の理解をいただきながら、仮置き場の設置を進め、仮置き場設置後は速やかに汚染土壌を搬出したいと考えております。

今後は、本事業の申込状況、除染実施件数、除染効果などの検証を行いながら事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、第2回放射線低減クリーンアップ作戦についてであります。本事業は昨年に引き続き、未来ある子供たちを放射性物質汚染の健康被害から守るため、全町上げて放射線低減活動を実施し、あわせて地域の環境美化の向上と環境意識の高揚を図るため、空き缶等の不法投棄ごみの収集も行うものであります。昨年の事業においては、汚染土壌の保管場所等の関係から、事業の実施を見送った行政区もありましたが、今年度につきましては、現段階では事業の実施日、開始時間等にずれがあるものの、事業そのものを実施しないという報告は受けておりません。今後とも未来ある子供たちを放射性物質汚染の健康被害から守るため、広報等の周知、また直接出向くなどの対応をとるなど、放射線量の低減に向けてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、農業施設、農地、公園、幹線道路の災害復旧の進捗状況と、優先順位の指針についてのおたただしですが、進捗状況につきましては、角田議員への答弁と重複いたしますが、町の基幹産業であります農業の基盤となる農地、及び農業施設等の復旧は、町といたしましても最優先に取り組む事業であります。しかし、農地災害復旧は用水及び作付期間中に復旧工事が施工できない等、施工時期に制約が発生するため、特にため池等いまだに着手できていない地区が数多くあることが復旧がおくれているというご指摘になっていることについて十分認識しております。現在繰り越し事業として施工中の、主に地震災害の補助事業については年度内に、本年度発注の、主に台風災害の補助事業については平成25年度早期の完成を目指し、工事の安全と品質の確保を最優先に、工程管理も含め施工業者との連絡を密に復旧事業を推進してまいります。

また、小規模災害復旧については、現地確認の結果、受益者及び水利組合等による用排水路等の土砂撤去、

及び自主活動により復旧が完了している地区等が数多く確認されております。当初見込んでおりました地震災害約300地区、台風災害約150地区、合計約450地区について、現在集約中ではありますが、復旧工事が必要な地区は約300地区になると見込んでおります。

今後、実施設計、事業費等の集約後に必要性、緊急性等勘案しながら、年度内の発注と年度末及び平成25年度早期の工事完了を目指し、計画的に復旧工事に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、公園につきましては7カ所、工事件数5件について国の査定を受け、約4,000万円の事業費が確定し、すべての工事において発注が完了しております。そのうち大池公園の水上ステージ、橋梁及びひまわり公園につきましては、平成23年度に工事が完了し、残る大池公園の六角堂付近、あゆり大橋付近、堤防の上部を利用した通路、日本庭園や駐車場の復旧につきましては、明許繰越の承認を受け、年度内完了を目指し進めております。

町道につきましては96路線、工事件数35件について国の査定を受け約4億4,000万円の事業費が確定し、すべての工事において発注が完了しております。そのうち、東郷・牡丹平線ほか18路線につきましては、平成23年度に工事が完了し、残る78路線につきましては、明許繰越の承認を受け、松倉・大池線を初めとする44路線が8月末までに完了しております。根宿線、中畑・上敷面線線を初めとする残りの34路線につきましても、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、復旧の優先順位のおただしではありますが、大池公園につきましては、憩いの場として多くの町民が利用していることから優先的に復旧を進めたいと考え、請負業者にも早期完了を促しております。しかし、道路や下水道を集中的に復旧しているため、施工できていない状況ではありますが、引き続き早期の復旧を目指し努めてまいります。

なお、大池公園はかんがい用ため池としても利用されていることから、堤防の上部を利用した通路については、用水期が終わる10月以降に工事を着手する予定であります。道路につきましては、被災の大きかった路線について応急的な復旧を全町的に先行し、次に交通量の多い幹線道路を優先に復旧しております。このことは、第1に通行者や車両の安全確保、第2に輸送路の確保を目的としており、その他の路線につきましても、利用状況を踏まえながら、利用される方が安全に通行できるよう、順次復旧に努めてまいります。

なお、下水道やため池の堤防工事のために着手できない路線につきましては、さらに関係各課の連携を密にしながら早期完了を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹町の将来像についてのおただしではありますが、本町のまちづくりは、第5次矢吹町まちづくり総合計画を最上位計画として「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」を実現するため、平成23年度から後期基本計画がスタートしていることはご承知のとおりであります。しかし、昨年3月11日の東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当初計画されておりました事業中止や縮小、次年度以降への先送りなどによる変更で、災害復旧・復興を主としたまちづくりを進めることを優先とすることから、震災からの復旧・復興の取り組み内容、スケジュール等を取りまとめた矢吹町復興計画を平成24年3月に策定し、第5次矢吹町まちづくり総合計画を補完する計画に位置づけ、取り組んでいるところであります。

町といたしましては、現在、震災からの復旧・復興に向け、本格的に邁進する年と位置づけ、新生矢吹の社会生活基盤の再構築、災害に強いまちづくりを形成するため、矢吹町都市マスタープランの全体的な見直しを行うことにより、町全域の土地利用のあり方や、社会基盤整備の方向性を定めてまいります。特に被害が甚大な中心市街地の震災以前以上の活力ある町を構築するため、防災機能の向上に重点を置いた中心市街地の復興と商店街の再構築を最重点事項として早期の計画策定を進めております。

この中心市街地復興まちづくりの取り組みについては、人々の集うまちづくりをコンセプトに、空き店舗や空き地の利活用を初め、ポケットパークや街路整備、復興のシンボリック施設整備、コミュニティ機能を有する復興とまちづくりの拠点となる複合施設などの整備、そして観光振興によつての活性化等考えており、これらの実現可能性について町民有志で組織された矢吹町中心市街地復興協議会等の関係団体の皆さんと強く連携を図り、早期の事業化に取り組みたいと考えております。

また、福島県全般に暗く影を落としている大きな課題に原子力災害があります。本町においても除染対策は直面する緊急の重要課題であり、子供を放射能から守るという観点から、通学路を中心とした第2回放射線低減クリーンアップ作戦を、今月23日に実施し、町内全域を挙げて放射線低減に取り組む予定であります。さらに、矢吹町除染実施計画に基づき、農地や一般家庭における除染等を実施するなど、町民の健康を守り、安全・安心の確保に努めてまいります。

被災者支援対策といたしましては、現在、東日本大震災原子力災害により出身市町村への帰宅が見込めない避難者が応急仮設住宅及び民間借り上げ住宅に入居されております。町といたしましても被災者と向き合い、将来の生活再建の相談をさせていただき、矢吹町が新たな居住地として選択していただけるようなニーズの有無などを確認し、住宅環境整備等の必要性を検討してまいります。

さらには、東日本大震災による地震、原発事故による影響により、福島県の人口が減少傾向であることを受け、本町としましても、人口につながる環境づくりはこれまで以上に積極的な対応をしております。企業誘致や生活基盤施設の充実、地域福祉の充実、若者定住促進事業などさらなる充実により、だれもが暮らしやすさが実感できる安全で快適なまちづくりや、第3子以降幼稚園、保育園無料化事業や子供医療費助成事業の充実、子育て祝い金など既存事業の継続と、新たな子育て政策の検討により、子供を地域の宝として育て、心豊かに成長するまちづくりに努めてまいります。

今後、大きく変化する場合を想定したまちづくりに対応するため、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画及び矢吹町復興計画を基本としながらも、例えば円高等の国の経済状況を含め、環境の変化にも対応できるよう計画の見直しを随時図りながら、国や県の動向を注視し、町民目線に立ち、全町民が幸せに満ちあふれる「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」の実現を目指し、復興に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で8番、鈴木一夫議員の答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

○8番（鈴木一夫君） 短く再質問をさせていただきます。

主に除染関係でございますが、1つ目は23日にクリーンアップ作戦を全町で実施されるわけでございますが、一番問題となっております汚染土壌の処理の関係、仮置き場が未確定のところはまだかなりあると思われ

ので、23日の時点でこのクリーンアップ作戦が要するに、町側が想定しているように、町民もあれですが、汚染土壌の処理については大丈夫ですかというふうに質問をさせていただきます。

あと、ホットスポット関係で11件の申し込みがあるというふうに今ご答弁をいただきました。つまり、全協の時点から1件しかふえていないわけですが、これにつきましてはぜひ町長、いろんな意味で、小さなお子さんがいるご家庭が優先が高いと思いますが、学校等を通しましてもう一度除染関係、こういうことを町でやっているんですよ、例えばホットスポット的に高いところありますとか、心配なところありますとかというふうに、ぜひ学校を通じてアピールをしていただきたいというふうに思います。

2つ目でございますが、大分前の8月ぐらいのマスコミ報道によりますと、中間貯蔵施設の早期整備を矢吹町は最重要課題として国へ要望をしております。具体的に国の回答はどうであったのか、現状ではどうなのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

3つ目でございますが、先ほど答弁がございました、子供たちにガラスバジによる外部被曝線量の効果というものがかなり私は出ている、想定結果として出ていると、いい数字というのは線量が少ないということを出ているということですが、外部被曝線量の調査ですね。これは、学校敷地関係の除染を進めたことによる効果であるというふうに思うんですが、そこら辺は例えば家庭で受けた被曝線量と、要するに学校の、教育施設内ですね、その被曝線量受けた状況というのはかなり違うといえますか、その効果が上がっているというふうに多分町長は認識しているし、私もそう思うんですが、そこら辺を言葉ちょっと難しいんですが、教えていただきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 8番、鈴木一夫議員の再質問にお答えさせていただきます。

除染について、ホットスポットについて、中間貯蔵施設の国への要望の回答について、ガラスバジの効果についてということでは4点ほど再質問があったわけですが、第2回目の放射線低減化クリーンアップ作戦、いわゆるこの後除染が実施されるわけですが、行政区によっては仮置き場はまだ決まっていない、そういう行政区もあるだろうと。その際、汚染土壌等の汚染物質の処分をどういうふうにするのかというおただしであります。先ほど再答弁させていただいているように、各行政区の皆さんにできるだけご理解をいただけるような、そういう申し入れはしておりますが、ただどうしても確保できない、しかしやりたいというところについては、町としてでき得る限りの対応、処置をとってまいりたいというふうに思っております。

当初は仮置きしていただくこととなりますが、その期間をできるだけ短縮化を図りながら、町のほうで急いで確保した仮置き場のほうに搬出をする。または、例えばコンクリートで固められた容器の中に汚染土壌がほかに漏れ出さないような、そんな対応を図るなど、さまざまな考えられる手当てというものをすべて出し尽くして対応してまいる。ただ、それでもどうしてもというところで今回の放射線低減化クリーンアップ作戦については、汚染土壌の除去までできないというような場合については、これもいたし方がないのかなというふうに思っております。

今後こうしたところについては、町のほうとしましても専門業者と相談をしながら、町としてできるだけ対応をとっていききたいというふうにも考えております。

ただ、この除染については、全町的な意識の共有化が大変必要なんだろうというふうに思っております。自分たちの命、健康は自分たちで守る、しかも支え合いによってこの難局を乗り切るというような意味合いも込めて、先日の区長会の臨時総会でもそうした話をさせていただいて一定のご理解を得て、第2回目の放射線低減化クリーンアップ作戦が実施されることになりましたので、こうした皆さんのそれぞれの思いの結集というものを今後も大切にしていきたいなというふうに思っております。

ホットスポットについては、前回の全協より1件だけということで、今現在11件なっております。先ほどもお話ししましたように、1マイクロシーベルト、時間当たりの空間線量が1マイクロシーベルトというようなものを超えた方を対象にということでやっております。今各申し込みのあった宅地等含めて、放射線量を測定中でございます。この後も、町内には多くのホットスポットというのがあるんだろうというふうに思っております。これらについては、矢吹町全域でそうした局所的に高いマイクロホットスポットの除染については徹底していきたいということで、現在も周知は徹底を図っているわけですが、今ほど鈴木一夫議員のほうから提案のありました学校を通じてPRをしていくというような手法についても有効なことだろうというふうに考えておりますので、そうしたことも含めて、どうしたことで周知の徹底が図れるかということについても協議を深めてまいりたいと思います。

現在、放射線量を各行政区で測定中でございますし、また、放射線のメッシュ調査に基づいた町内の放射線マップというものを策定する予定になっております。そうした意味合いにおいて、場所場所で高いところというものが特定できますので、そうしたところにさらに直接その地域、その自宅に足を運ぶなどして、ホットスポットの除染について希望を出していただけるような、そんな手段も講じていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3点目の中間貯蔵施設の早期設置の国への要望についての回答でございますが、いまだございません。今後早急に国のほうでどうするのかも含めて要望を続けて、さらには回答をいただくというような、そうした手当てを講じてまいりたいと考えておりますので、この点についてもいましばらく時間がかかるものと思われまますが、できる限りの回答を引き出せるような、そうした強い要望活動を実施していきたいと思っておりますので、議員の皆様のご理解とご協力もお願いしたいと思います。

ガラスバッジについての効果でございます。先ほどの答弁で、去年は2回、ことしは1回ということで、外部被曝線量の測定をしております。学校の除染が果たした効果というのはあるんだろうと、しかし、自宅での被曝についてのそうした割合、因果関係みたいなことを含めてのおただしでございますが、これについては私自身も先ほど答弁しましたように、学校等の除染、さらには通学路の除染というのは相当の効果を上げているんだろうと思います。ただ、自宅の線量がどういうふうに影響しているかということについては、自宅に帰った場合には、屋外よりも屋内にいるということなんで、子供の影響というのは当然屋外で活動をしているときの影響が外部被曝には影響しているということを考えると、やはり私自身は家庭内での被曝線量の量よりも学校生活での被曝線量の影響が多いということを考えれば、今後もガラスバッジを含めたそうした外部被曝線量の測定というのは継続していくべきだというふうに考えておりますので、そうしたことでご理解をいただけれ

ばというふうに思います。

なお、皆さんご存じのように、ホールボディカウンターによる内部被曝についても、小学生、4歳以上の幼稚園、保育園児、小学生、中学生、高校生、妊婦さん、一通り1回目の内部被曝の測定も終わりました。今後でも継続してできるだけ早く内部被曝についても2回、3回と測定ができるような体制も講じてまいりたいと思います。そうしたことで、ガラスバッジ、さらにはWBCも含めて、そうした対応について万全を期しながら、子供たちの命と安全について、万全を尽くしていきたいというふうに考えておりますので、そうしたことについてもご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で8番、鈴木一夫議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

8番。

○8番（鈴木一夫君） さらに短く、要望としてお願いをいたします。

先ほども言いましたように、まず23日でございますが、23日のクリーンアップ作戦で汚染土壌の処理でございますね、なるべく早い時期に、早い、短い間隔で処理をしていただくことを要望をいたします。いつまでもためておかないでください。

あともう一点、ガラスバッジの調査結果につきまして、もう少し町民の皆様にご公表していただく必要が私はあると思いますので、要望としてお願いをいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で8番、鈴木一夫君の一般質問は打ち切ります。

◇ 鈴木隆司君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告3番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告書に従って3点ばかり質問させていただきます。

なお、同僚議員と重複する点がございしますが、私は私なりに私の目線から質問をさせていただきたいと思っておりますのでご了承願いたいと思います。

まず1番、復興の街づくりについて伺います。

復興元年ということで新たなまちづくり、復旧・復興もなされております。ここで私は目先のことに右往左往するのではなく、例えば30年後、50年後、100年後を見据えたまちづくりのビジョンについて、町長はどのような考えを持っているかをお尋ねしたいと思います。

次に、東京大学生産技術研究所との連携・協力、それから、覚書調印がなされましたが、その趣旨とメリッ トについてわかりやすくご説明を願いたいと思います。

この東京大学生産技術研究所とは、ご存じのとおり大正ロマンの館ということで一つの事業がなされました

が、これも大変町のために大きなメリットとなっておりますが、やはり点ではなく線のまちづくりについてこういった情報ですか、協力、どのような考えで今後まちづくりに生かしていくのかという点をご説明願えたらと思います。

それから、矢吹町の歴史、立地条件、文化・スポーツの独自性を前面に出した「オリジナル」な街づくりを提唱いたします。

この件につきましては、改めて私が言うまでもなく、矢吹町には矢吹町の歴史、風土がございます。例えば江戸時代は矢吹町は宿場町でございました。そして明治、大正には宮内庁のご猟場が存在しました。戦前には矢吹には陸軍の飛行場がございました。そして戦後には日本三大開拓地といわれる矢吹ヶ原の大開拓が行われた土地でございます。

ただ、現在の矢吹町を見てみますと、こうしたどこにもないような歴史、独自性を持ちながら、こうしたことがまちづくりに今まで生かされてきたのかなという面を考えますと、町の独自性、特徴の生かし方が下手だったんじゃないかと私は思うんですね。もっとこういった独自性を出していけないのかなと。例えば、県内で成功している例としましては蔵のまち喜多方、それからかやぶき屋根で有名な大内宿、こういったところなんかはまちの特徴を生かして大成功をおさめている事例ではないでしょうか。

それから、この立地条件ですね。言うまでもなく、矢吹町は県南の交通の要所でございます。約40年ぐらい前に矢吹町にインターチェンジが建設されたころ、私は当時中学生ぐらいでしたかね、ある国会議員の遊説を聞きました。その国会議員はその当時矢吹町にインターチェンジができたこと。矢吹町は今後このインターチェンジを上手に利用しながらまちづくりをすれば、活気のある町ができていくだろうというような演説でした。子供心に私も、これから矢吹町はこのインターチェンジによってどういうふうに変化していくのかなというような思いでございましたが、その後、阿武隈高原自動車道の矢吹中央インターが建設されたり、福島空港にも至近距離でございます、こういった交通の要所を上手に利用したまちづくりがなされているのかなと考えた場合にも、ちょっと私は首をかしげる部分がございます。

また、文化・スポーツ面で申しますと、スポーツは町民の方を元気づけ、勇気づけ、そしてスポーツによって感動を与えていくことができるものだと思います。矢吹町も当然中畑清さんが出た町ですから中畑清杯などで盛り上がり、みんなが協力してボランティアとかでそういったことがなされていると思いますが、それは1日の行事であって、それを年間を通じてこういったスポーツでまちづくりができないのかなと、私思うんですね。

例えば、震災前に矢吹町のゴルフ場に韓国人が年間延べ人数で4万人も来ていたんです。それで震災後にこれが今、皆無の状態でございます。こういった部分をどう考えていくのか。あるいは、私はゴルフが矢吹町のスポーツの起爆剤になると以前の一般質問でも申し上げたことがあります。と申しますのは、全国規模の大会も行われたこともありますし、東京六大学の有名な大学が合宿を張ったり、東京の高校が合宿を張ったりもしております。前にも述べましたが、韓国人が4万人も来ていたわけですね。

それから、灯台もと暗しというのはこのことかなと思うんですが、例えば昨年度、このゴルフ競技に関して65歳以上の部で矢吹精密勤務の鈴木さん、これ全国大会に65歳以上の代表で、ねんりんピックに出場しております。それから長岐敬一さんがシニアの部でこれまた全国大会に出場しております。それから、30歳以上の部

でミッドアマという部門ですが、北町在住の遠藤秀伸選手が東北代表で全国大会に出場しております。それから高校生の鈴木選手が個人戦、団体戦、国体と、3つの部門でこれまた全国大会に出場しております。事ゴルフに関して矢吹町がほとんど全種目に近いぐらい全国大会に送り出しているんですね。こういったことが余り町でも知られていないし、こういったことがまちづくりにも利用されておられません。こういったことが残念かなというような気がします。

以前、もうおやめになった議員の中で、矢吹町にゴルフ部につくろうと言っていた議員がいました。今になって考えてみますと、私はその方は本当に先見の明があったかと、これからオリンピック競技にもなりますし、現実にもう東北代表、福島県代表でほとんどの部門で矢吹の選手が全国に行っているわけですから、これは矢吹の大きな特徴の一つじゃないかなと私はこの場で申し上げておきます。

次に、町財政の現状についてお伺いをいたします。

中学校建設、それから昨年の3・11後の復旧・復興により、町の予算は通年に比べ多大な予算執行になっております。町のあちらこちらで工事が行われ、そういった状況を見ますと町民の皆さんは、今現在矢吹町がまだ財政再建の途中であるということをちょっと頭から離れてしまう、忘れてしまう状況にあるのではないかと私は思います。矢吹町執行部も今そういった陰で、決して忘れることなく財政再建にも一生懸命取り組んでいるんだということを数字が物語っておりますから、ここで改めてそういった説明を願いたいと思います。

それから、震災と原発事故の影響により、税金の変化を今後どう予測するのか、昨年度平成23年度の町税の決算状況、構成を見ますと、対前年に比べて各部門で三角マークが目につきます。危惧するほどの大きな数字ではないにしても、三角マークが多く見られるということは、今後やっぱり少しの町の心配かなと、財政面でも心配かなという気がします。この辺の説明を願いたいと思っております。

また、過去の財政悪化はなぜ生じたのか、そして財政再建、今後どう進捗していくのかという点につきまして、矢吹町は昭和30年代に悲しいことに財政再建管理団体という指定を受けたことがございます。その後財政が改善され、前進して、今日まで来たわけですが、平成18年に再び県の財政の指針が変わったと言うにしても、県内の財政ワースト3というまた汚名が着せられたわけですね。いわゆる財政悪化の問題が再び繰り返されたわけです。これを三度繰り返されないためには、過去になぜ、どうしてこういうことが生じたのかということをお我々は認識しておく必要があるのではないかとこの面でご説明を願いたいと思います。

それから最後に、学校問題に移らせていただきます。学校のいじめ問題について。

町内各学校の現状について伺います。

それから、いじめについて、どう見つけてどう防ぐのか、そして全校生徒を対象にした無記名式のいじめに関するアンケートはやっているのかやっていないのか伺いたいと思います。そしてそのアンケートのチェック方法は、やっているとすればどうしているのかという点を伺いたいと思います。この最後のチェック方法について私は強調したいのですが、例えば滋賀県の大津市の問題、先ほど同僚議員からもありましたが、この問題で私が一番思ったことは、教育委員会はいじめがなかったと言っておるんですね、マスコミの前で。ただ市長、女性の市長はいじめがあったと言っておるんです。同じいじめの問題で教育委員会側と市長のコメントが全く違う、それで父兄が介入したり警察が介入して、アンケートの中にいじめ問題があったということが発覚すると、教育委員会側は見落とししたと言っているんですね。いじめ問題のアンケートをしておきながら、いじ

めの記載を見落とすというようになちょっと摩訶不思議なことのコメントで私もびっくりしたんです。

矢吹町でアンケートを実施していないなら、してほしいと思いますし、アンケート実施をしておるんならこのチェック方法を今後、どのようにしていくのかと、どのような考えを持っているのかをお伺いしたいと思います。

以上で最初の質問は終わらせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 昼食のため休議いたします。

（午前 11 時 47 分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

なお、竹元孝夫君、熊田宏君から欠席する旨の届け出がありました。

（午後 1 時 00 分）

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5 番、鈴木隆司議員の質問にお答えします。

初めに、復興のまちづくりについて、町の特徴と独自性を生かせるおたただしではありますが、東日本大震災から 1 年半が経過いたしました。これまで町民だれもが安全で安心できる生活環境の確保を最優先に、各種事業に全力で取り組んでまいりました。震災直後の避難所運営等の人命確保に始まり、上下水道、道路等の応急復旧、その後の農地等を含めた生活基盤の確保、さらには震災以前の環境を取り戻すための本復旧工事に至るまで、多くの町民の皆様と議員の皆様の深いご理解とご協力により、おおむね計画どおり進捗しております。

また、あわせて発生しました東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の各種対策を含め、全精力を復旧と安全・安心の確保に傾注してまいりました。まだまだ課題は山積しておりますが、一応の落ちつきを取り戻しつつある中、議員おただしのとおり、次のステップである復興に向け、さらにスピードアップしなければならないと強く認識しております。

矢吹町復興計画が目指している復興とは、単に震災前の水準に戻すだけではなく、震災を契機に生活基盤、産業や経済など、その強み、弱みを見直し、震災以前以上のまちづくりをすることです。また、第 5 次まちづくり総合計画のキーワードでもあり、震災で改めてその大切さを実感した支え合いについては、本町の復興の原動力となることは間違いなく、支え合いと協働のもと、町民が主体となる復興、町の将来を見据えて進めてまいります。

このような基本的な考え方のもと、現在は復興のまちづくりに向け、町民有志による矢吹町中心市街地復興協議会を初め、矢吹町任意団体おむすび、また、矢吹町商工会や矢吹町商店会連合会、町職員によるプロジェクトチームなど、多くの団体が活動しております。

さらに議員おただしの東京大学生産技術研究所とも 7 月 8 日に震災復興に向けた連携、協力に関する覚書を締結しており、建築、都市計画の専門家を有する日本最大規模の研究所から被災した建物の修復活動、まちづ

くり活動など、継続的な支援を受けることにより、早い時期に効果的な復興の姿があらわせるものと期待しております。これら本町のまちづくりに携わる多くの団体が、さらに連携を密にしながら効果的な活動を進めるため、中町地内の旧藤田ホールを活用し、復興と地域活性化の拠点の一つとしてやぶき復興まちづくりセンターを9月15日に開所したところであります。今後も多くの方々にご協力をいただき、町民主体の活動として発展させるとともに、きめ細やかなコーディネートを行い、真の復興、ひいては新生矢吹の創造に邁進してまいります。

次に、議員おただしの町の特徴と独自性についてであります。本町は江戸時代に奥州道中の宿場町として栄え、明治時代はご猟場、矢吹ヶ原の開拓事業と豊かな土地を利用した事業により発展し、昭和時代には陸軍矢吹飛行場が開場するなど、他の地域にない歴史的な特徴があります。また、立地面では交通の要衝として町内を南北に縦断する国道4号、連結する主要地方道4路線、一般県道6路線があり、高速道路では東北自動車道矢吹インターチェンジ、阿武隈高原道路矢吹中央インターチェンジの2つのインターチェンジを有しており、福島空港へも車で15分の距離であることから、交通の利便性が特に高い地域であります。さらに文化・スポーツ面においては、三城目地区の獅子舞など、さまざまな伝統芸能が保存、伝承されており、文化活動が盛んな地域性があります。

また、横浜DeNAベイスターズの中畑清監督、北京オリンピックに出場した千葉麻美選手の出身地であり、スポーツ活動への理解が深い地域でもあります。今までよりさらに増してこれらの特徴と独自性を生かしながらまちづくりを考えていく必要があると認識しております。まだまだ復興が具体的な形としてあらわれていない状況ではありますが、町を思う多くの皆さんの情熱とこのような基本的な考え方や過程を経て進めていくことは、議員おただしの町の特徴と独自性にも必ずやつながるものと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中学校建設と震災による復旧・復興予算編成により、通年に比べ多大な予算執行がなされているが、直近の財政実態を伺うとのおただしであります。平成23年度一般会計決算においては、歳入111億6,580万8,000円、歳出105億391万円となり、前年比で歳入が34億7,102万3,000円の増、歳出が34億2,220万7,000円の増となっております。これは東日本大震災による震災復旧・復興事業や矢吹中学校改築事業に取り組んだことにより、過去最大の決算額となっております。歳出決算額のうち、震災復旧・復興事業分は約30億6,800万円であり、主な事業は農業施設を初めとした災害復旧事業10億6,561万4,000円、損壊家屋等解体事業7,068万7,000円、災害瓦れき処理事業3,898万8,000円、住宅応急修理事業30億750万7,000円、放射線個人線量計購入事業3,213万円、公立学校等校庭表土除去事業2,144万3,000円、公立学校等空調設備整備事業2億7,443万8,000円であります。また、矢吹中学校改築分は約10億300万円となっており、これらの事業分を除くと約64億3,300万円であり、ほぼ例年どおりの決算額となっております。

震災復旧・復興事業の影響で決算額が大きく伸びておりますが、本町は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び除染に関する法律により特定被災地方公共団体に指定されているため、補助事業の災害復旧事業については補助金の補助率のかさ上げが適用となり、町負担額の軽減が図られております。

また、震災復旧・復興事業に要する地方負担額については、従来の地方債の借り入れではなく、地方交付税である震災復興特別交付税として特別に財源が交付される対応が講じられており、東日本大震災による復旧・

復興事業が将来的な財政状況の悪化の要因にはならないと見込んでおります。

これらを踏まえ、平成23年度決算の財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率は17.0%で、前年比の0.6%減、将来負担比率は160.3%で前年比の2.0%増となり、いずれの指標においても早期健全化基準を下回っている状況でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、震災と原発事故の影響による税収の変化を今後どう予測するかのおただしであります。まず町税について見ますと、平成23年の決算額と平成24年度予算額を比較した場合、町税合計で平成23年度決算額は20億7,900万円、平成24年度予算額では20億2,300万円と、約3%、5,600万円の減となっており、若干下がっております。今後の予測であります。所得をベースとした個人町民税で見た場合、農業を初めとする事業所得につきましては、毎年減少傾向にありましたが、震災及び原発事故による風評被害の影響により、回復がみられ、場合によってはさらなる所得の減少が懸念されます。個人町民税に大きな比率を占める給与所得につきましては、震災により会社をやめざるを得なかった方々が見られ、住民税のさらなる減少が懸念されましたが、現在は震災前の水準に戻ってきております。また、震災復興関連の雇用により、現状の税収を維持できるものと見込まれます。

法人町民税につきましては、企業進出等により税収が増加傾向にありますが、震災等の影響による企業業績の悪化や、事業所の廃止が懸念され、今後の景気のいかんによっては、減少傾向に転じることも心配されます。軽自動車税、町たばこ税、及び入湯税につきましては、今後おおむね横ばいで推移する見通しであります。

次に、固定資産税についてであります。土地及び家屋については、東日本大震災の影響を大きく受けております。今年度当初の固定資産税額は平成23年度の当初課税額と比較し、土地が8%減の3億5,200万円、家屋が12%減の4億7,000万円となっており、償却資産を含めた調停総額は前年比で1億2,000万円減の11億400万円となっております。

土地課税については平成24年度は評価替えの年でありましたが、長引く不況による全国的な地価の下落に加え、震災や放射線の影響を反映して今年度当初の課税額は3,200万円の減収となりました。本町の土地に対する地震や放射線の影響は比較的低いものの、震災及び放射線の風評被害により不動産取引が低迷していることから、地価下落は続く見通しで、土地課税額は今後も減収が予想されます。また、家屋課税については、土地と同様に評価替えの影響もありますが、被災家屋の取り壊しの影響が大きく、特に木造家屋が434棟、非木造家屋が85棟減少したことから、課税額は6,600万円の減となり、固定資産税で最も大きな減収となっております。

しかし、今年度は前年を上回る家屋の新築が予想され、また老朽住宅が新築住宅に置きかわることによる評価価格の増加もあり、減収は一時的なものと予測しております。ただし、被災者救済のための震災特例による課税減免などが適用され、今後6年程度は増加に転じることはないものと考えております。総体的に固定資産税については今後家屋課税額が徐々に持ち直すことにより、土地の減収分を補う形となり、大幅な減収にはならないものと予測しております。

以上のことを踏まえ、今後5年間の中期的な期間における各年度の税収としましては、平成23年度決算額に対し5%以内の減収範囲にとどまり、町税総額で19億から20億円が見込まれると予測しております。

次に、国民健康保険税であります。平成23年度決算額4億7,000万円、平成24年度予算額では4億5,800万

円となり、約3%の減となっております。今後の傾向を予測しますと、国民健康保険の被保険者数で見た場合、平成21年4月の5,934人をピークに減少傾向にあり、震災後の平成23年4月に一時的に増加が見られましたが、本年8月末では5,548人となっております。被保険者数の減少は、医療給付費の減少にも直結することであり、国民健康保険を運営する上で課税額もその分少なくて済むことにもなります。しかしながら、震災等により農業を初めとする事業所得も減少しておりますので、自営の業種が大半を占める国民健康保険税にとっては、厳しい状況が見込まれます。震災復興を迅速に推進するためにも、その貴重な財源となる税収の確実な確保が肝要となります。今後とも滞納防止、収納率の向上になお一層取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

最後に、過去の財政悪化はなぜ生じたのか、そして財政再建は今後どう進捗していくかのおただしであります。本町の財政状況はバブル崩壊後の景気低迷の影響等により、町税収入が減少、そこに追い打ちをかけるような国の三位一体の改革により、地方交付税が大幅に削減されましたことはご承知のとおりであります。バブル崩壊後の国の景気対策として、公共事業を中心に大規模な財政政策が実施され、本町においても公共施設整備として平成3年度から文化センター建設事業、平成4年度から温水プール建設事業、平成5年度からは駅周辺整備事業等の地方単独事業に積極的に取り組み、これらの財源として地方債を借り入れたため、後年度の公債費を押し上げる要因となりました。このことから、ご承知のように税制状況が厳しいと見込まれた平成19年度から3カ年にわたり、矢吹町財政再建3カ年計画を策定し取り組んだ結果、8億円を超える効果額をあらわし、財政再建への道筋を立てることができました。このことにより実質公債費比率はピークであった平成18年度の25.1%から大幅に改善され、平成23年度は8.1%減少し17.0%と好転しております。

今後の財政運営としましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画及び復興計画に基づき、復旧・復興事業を優先しながら実質公債費比率は早期健全化基準である18%を上回ることをないよう取り組んでまいります。また、財政再建3カ年計画の理念を継承し策定した第5次矢吹町行財政改革大綱及び行財政改革実行計画集中改革プランに基づき、持続可能な財政基盤を確立し、健全な財政運営に取り組んでまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

学校におけるいじめ問題についてのおただしですが、初めに町内各学校の現状については、角田議員に答弁させていただきましたように、現在、具体的な案件はありませんが、過去に問題のあった案件について引き続き注意深く観察するとともに、新たないじめの発生はないかなど、注意して学級運営や部活などの指導をするよう、校長を通じて小・中学校に指導しております。

次に、いじめの発見、防止方法についてであります。各学校とも生徒指導計画にいじめアンケートを位置づけ、アンケートを実施しており、集計結果を生徒指導協議会で話し合い、学校全体で情報を共有しております。また、早期発見、早期対応を目指し、子供たちの観察、情報収集を行っております。アンケート等の結果

については、教育委員会に報告するよう指導しております。防止方法としては、いじめについて学校全体の問題としてとらえ、情報を共有し、機会を設けて子供たちに指導するとともに、いじめや嫌がらせ等が発生していることを発見した場合は、いじめを受けている子供、いじめをしている子供双方から事情を聴取し、事実関係を明確にし、内容に応じて子供たちによる話し合いと、担任からの指導、管理職からの指導、保護者を学校へ呼んでの相談や指導などを行います。内容が複雑、継続しそうな案件は、スクールカウンセラーのカウンセリングや、スクールソーシャルワーカーとの連携により、家庭との連携を密にし、解決を図ってまいります。

最後に、無記名のいじめに関するアンケートについてであります。各小・中学校とも学期ごとに1回、年3回以上は実施しております。アンケートは学校生活がもっと楽しくなるアンケート、学校生活すこやかアンケートなどとして、学校、家庭での生活状況や友人関係とともに、悩みやいじめなどについての調査内容となっております。生徒指導協議会で話し合わせ、学校全体の情報共有を図っております。

町教育委員会では、いじめはこの学校、どの学級においても起こり得ることから、いじめに対する教職員の理解を深め、深刻、陰湿ないじめに発展しないよう、早期発見、早期対応に努めること、そのため、先ほども申し上げましたが、無記名などによるアンケート調査を年3回以上実施するとともに、新たないじめの兆候などを発見した場合は、直ちにアンケートを実施するなど、随時いじめの実態把握に努めるよう、校長を通じて教職員に指導しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） まず1番のまちづくりの件に関しましてですが、私の質問に対して町長も同意の考えであるということで、本当に私が申し上げたとおり、矢吹はほかにはない歴史があるんです。ほかにはない立地条件があるんです。そうしたことを具体的に町長の話で大体わかったんですが、町長独自としてもっと具体的な話を聞きたいと思うんですが、どうでしょう。

例えば、矢吹には戦前、陸軍の飛行場があった。例えば、零戦とか飛行機に関しては矢吹町に行けば何でもわかるんだというようなまちづくり、そういった具体的な町長の考えがあれば1点、簡単にお聞きしたいということです。

それから、中心市街地復興協議会というのが立ち上げられて活動しているわけですが、ここと町がどの程度の頻度で打ち合わせをしたり、今現在どういった意見が出ているのかということをお尋ねしてみたいと思います。

それからもう1点、まちづくりに関して、先ほど私、申し上げたとおり、震災前は韓国人が延べ人数で4万人来ていたと、これの大きな特徴なんです。このいわゆる消えた4万人に対して、今、町はどのような考えを持ってどのような対策を講じているのかをお尋ねしてみたいと思います。

それから2番の、町財政の現状については、震災の復旧・復興でこれだけ困難を極めている中、しっかりと矢吹町は財政再建に向けてやっているんだということがよくわかりましたのでこれも町民にとって一安心かなということでございます。これは質問ではありません。

それから3番、いじめについて、今教育長から報告をいただいていたんですが、この中で聞きたいのが、矢吹町にも問題はないということですが、私の聞いている限り、不登校の児童がいると。それから、学校には来

るんだけど、教室に行けない児童もいるというような話も伺っております。こういう児童がいるのかいないのか、いるのであれば何名ぐらいいるのか、それでこの子たちはいじめが起因していないのかということをお尋ねいたします。

それから、アンケートを年3回程度やっていると、これはとても素晴らしいことでいいことだと思いますが、私が一般質問の最後に申し上げたとおり、一番の問題はそのチェック機能なんです。教育委員会ではいじめがない、先ほどの滋賀県の例では市長はいじめがある、それで、生徒が死んでからいろいろ調査をして、実はあったって言うんでは遅いんですね。ですから、教育長の答弁ですと学校全体で把握しているとか、全体で共用しているというお言葉だったんですが、私は第三者機関、例えばこのアンケートをPTAが自由に閲覧できるとか、例えば町議会、文教厚生常任委員会がこのアンケートを見ることができるとか、そういった第三者のチェック機能が、機関が大事だと思うんですが、この件についてお尋ねを申し上げます。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

まちづくりについて、矢吹町にはほかにない歴史やすぐれた立地条件を備えている。町長の具体的な考え方があればという点、さらには中心市街地復興まちづくり協議会の回数、頻度、さらには内容等について。次に、矢吹町には外国の方が年間三、四万人来たが、その後どういうふうな形で活動しているのか等々についてご質問がございました。

まちづくりについて、私自身もほかにない歴史、立地条件等について矢吹町の優位性については答弁をさせていただきました。特に町長の考え方あればということでございますが、今現在、先ほども答弁させていただいたように、矢吹町の中心市街地復興まちづくり協議会の皆さん、さらには独自の団体おむすびの会、商工会、商店会連合会、町職員のプロジェクトチームの案がまとまりつつある段階にございます。中心市街地復興まちづくり協議会のほうは9月末に町のほうに答申したいというようなことがございますし、また、その答申内容に基づいてさらに協議を深めていこうとしている矢先でございます。

ですから、そうした人たちの立場を配慮しながら、今の時点で私の具体的な考え方を示す時期ではないというふうに思っております。多分そうした方々と私の思いというのは、共通する部分が幾つもあるんだろうというふうに思っております。そうしたことで、今現在そうしたことお話しすることなく、この後、すべての内容等がまとまり次第、また、都市マスタープラン等、そちらのほうの調整も図りながら、具体的な内容が固まった時点で議員の皆様にもお示しをして、なおかつ議員の皆様もその中の意見を示していただいて、提案していただいて、立派な矢吹町の復興計画にしていきたいというふうに考えておりますので、そうしたことを考えているということについてご理解をいただきたいというふうに思っております。

中心市街地復興まちづくり協議会、ことしの2月に設立総会を開催して、本当にたび重なる集まりを持って仕事を持つ傍ら大変なご苦勞があったんだろうというふうに思っております。中心市街地復興まちづくり協議会のみならず、そこには先ほども話ししているように、職員のプロジェクトのチームの皆さんや任意団体おむ

すびの会の皆さん、東大生産技術研究所の皆さん、それぞれが集まりを持ちながら一緒に協議を深めているというようなことを私のほうに報告が上がってきております。回数がどのぐらい、具体的な内容についてどういふことをということについて、わかる範囲でこの後、産業振興課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

韓国人という外国人も、震災前は大勢の方、延べ人数で4万人という鈴木隆司議員からの具体的な数字が上がっておりますが、今現在、原発事故後には観光面においては特に、放射能の風評被害の影響が甚大だといふふうにしてあります。徐々に近隣の地方空港、さらには仙台空港等を利用して、お客さんも少々戻ってきているといふような話が私の耳にも伝わっておりますけれども、しかし3万人とか4万人の数字には至っていないといふのは私も理解してあります。具体的にそうした外国人を震災前と同じように足を運んでいただくような行動はとっておりませんが、しかし、今後は、今福島県の知事さんを筆頭に、福島空港の利活用促進、特に原発事故の放射能の風評被害を払拭するためにミッションを組んで、就航していただくような努力をしているといふようなことは私自身も承知してありますので、今後はそうした知事のミッション、さらには市町村会で以前に実施したさまざまな形の訪問団を結成をしながら、福島空港のできるだけ早い時期の再就航、韓国さらには中国上海便ですね、そちらのほうの要望活動を今後検討していきたいといふふうにて考えてありますので、ご理解をいただければと思ひてあります。

いずれにしても、今後の矢吹町の経済状況活性化を考えれば、福島空港の上海、韓国便の再就航については重要な課題だといふふうにて思ひてありますので、努力を傾注してまいりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で5番、鈴木隆司議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、圓谷誠君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 圓谷 誠君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（圓谷 誠君） 5番、鈴木隆司議員のご質問にお答え申し上げます。

中心市街地復興まちづくり協議会と町との関係について、会合もどのぐらいの頻度で行われているかとおたただしでございますが、2月の設立以来、定期的な会合を重ねてあります。最近ですと、毎週定期的に会合を重ねながら今取りまとめの段階に入っているという状況でございます。

その内容でございますが、今まで先輩方が中心市街地の復興についていろんな検討をされてきました。例えばTMOとか中心市街地の活性化について、商工会のほうではどうするんだとかといふふうなこともありました。その辺の内容を取りまとめをしながら、現在また商店主の方々がどのような考えをしているのかといふようなことを加えながら、これを図面に落としながら、このようなまちづくりがいいであろうといふようなことを今検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木隆司議員の再質問にお答え申し上げます。

まず初めに、不登校の児童・生徒ということでございますが、現在小学生に1名、中学生に6名ということで報告を各小・中学校からもらっております。そのほかにも若干不登校傾向があるという児童・生徒は何名かおまして、そしてまた、中学校の場合ですと、相談室登校といえますか、そういう生徒が二、三名いるというのが現状でございます。

この不登校になった要因についてはいろいろとございまして、あるいは複雑に絡み合っておりまして、この生徒はこのために不登校になったということは、なかなか判断は難しいところでございます。いずれにしても、スクールカウンセラーにカウンセラーを受けたり、あるいはスクールソーシャルワーカーに家庭訪問してもらって、不登校の解消に向けて努力しているところではあります。なかなか難しいこともございます。そして今の時点でいじめが原因でというふうに特定できるというものは特にはないわけですが、詳細については判断がつかないというところがございます。

次に、いじめのチェック機能についてでございますが、なかなかいじめについての判断が難しいところもあるわけですが、先般教育委員の研修の折に、講師はこういうことを言っている。いじめとか何か問題が起きたときに、学校や教育委員会は過小評価の傾向があると。そう言われると、もしかしたらそういうこともあるかなと思って、心しているところでもございます。

そして、現在のいじめの判断の決め手といえますか、それは本人が「いじめられている」というふうに訴えた場合は、それはいじめということで調査をすぐ始めることにしております。以前は継続的に続いているとか、周りの状況をよく判断してということもございましたが、現在はそうではなく、本人の自覚というか、認定というか、訴えといえますか、そういうことをまず第一に考えていくことにしているわけでございます。

それで、この8月下旬から9月初めにかけても各学校に再度調査をお願いをしましても、先ほど答弁させていただきましたように、いじめは今のところゼロということであるわけですが、じゃあ、全くいじめはないのかというと、多分いじめはあるだろうというふうに思います。といいますのは、8月の末に少年の主張大会を行ったわけですが、その作文を31名の応募を見せていただくと、四、五名の生徒がいじめを問題にして作文を書いておりました。それから10名の発表者の中からも、2名の生徒がいじめについて述べておりました。

そういうことからしても、いじめは全くないのではない。ですから、それが大きくなるように、あるいはいじめられてつらい思いをするのであれば、相談をして解決するという方向に持っていきたいということで指導しているところでございます。

それで、第三者機関の設置についてでございますが、実は8月、野崎町長からも第三者機関の設置の必要はありませんかと、教育委員会や学校以外の方に町として設置することはいつでもいいですよと、そうすることが最終的に大きな問題にならずに、あるいは教育委員会や学校を助けることにもなるんじゃないですかというお話もございました。でも私は、現在のところは設置はなくてもよいというふうに考えております。といいますのは、いじめの調査もしておりますし、そして先ほども言いましたように、いじめられているという訴えがあればすぐに調査を始める、そしてスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー等によって個別相談もできる、そういう状況ですので、いいというふうに町長にもお答え申し上げます。

それで、ただし問題が大きくなるおそれがあるから第三者機関の設置を準備しようというときには、多

分遅いと思いますので、私のほうでは現在のところ第三者機関を設置するとすれば、それは教育委員会がかかわらないほうがいいのかもしれませんが、内々の人選といたしますか、教育委員会並びに学校に直接かかわらない、町のこういう有識者の方々に委員をお願いしたらいいのではないかとこの案をつくって、もし必要であればすぐに設置をお願いをしたいと、このように考えているわけでございます。

なお、学校や教育委員会だけでいじめということが発見できない場合もあるかもしれません。町民の方々や議員の皆様で、もし情報等がありましたら、いつでも教育委員会なり学校なりにご連絡をいただいて、そして早期発見、早期対応で、この困っている子供を一刻も早く救っていきたいというふうに思いますので、今後ともご支援、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 復興のまちづくりに関しましては、多々あるんですが、一言だけ要望として、目先のことに右往左往するのではなく、中長期ビジョンに立って、復興のまちづくりを進めてもらいたいと思います。

3番、いじめについてですが、今の教育長の答弁の中で、ちょっと私疑問が何点かございました。その中で、本人がいじめられているということが本人からの言葉がわかった時点でいじめと認定するということですが、今のいじめというのは大変陰湿で、本人が言えないわけです。言えないから死ぬわけですよ。死んでからいろいろ調査しては遅いと、先ほど申し上げたとおり。ですから、これは私は本人じゃなくてもアンケートの中に、だれだれがどういういじめがあるとあった段階でもう認定すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、第三者チェック機関は今のところ要らないということですが、それは現場の考えとして私は必要だと思います。それで、今第三者チェック機関を設置しないのであれば、例えばPTAが、例えば議会がそのアンケートを見たいと言えれば見られるのかどうか、聞きたいと思います。

以上で再々質問を終わります。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再々質問というよりは、要望にお答えさせていただきます。

まちづくりについて、今後まちづくりにおいては目先のことにとらわれることなく、中長期的な視点で進めてほしい、全くそのとおりだというふうに思っております。私自身もこの復興についてはまちづくり総合計画、さらには町の復興計画ということでつくらせていただいておりますので、その計画に沿った形で、さらにはさまざまな人の意見を聞きながら、そうした形で皆さんに十分に評価に耐えられるようなそういう復興を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも鈴木隆司議員ほか議員の皆様のご理解とご協力を切にお願いしたいと思います。

なお、1点だけ、最初の答弁の中で、もしかしたら言い間違えたかもしれませんので、訂正をさせていただきます。町財政の現状についてということで、中学校建設と震災による復旧・復興予算編成により直近の財政実態を伺うという中で、住宅応急修理事業で3億750万7,000円が正しいんですが、30億750万7,000

円というふうには私のほうで読み間違えたかもしれませんので、その点十分にご理解をいただき、訂正方お願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 鈴木隆司議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

いじめの認定につきましては、私の言葉が足りませんで大変申しわけありませんでした。議員がおっしゃるとおりでございます。学校でもそのように認識をしております。私どももそのように認識をしております。

それから、いじめアンケートの調査結果の用紙については、保護者等が疑義があるので見せてほしいという場合には、いつでもお見せできるかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 以上で5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

◇ 薄葉好弘君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告4番、3番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

また、傍聴席の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、私のほうから通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初にですが、干ばつによる農作物被害の対応について質問をさせていただきます。

皆さんもことしは4年に1回のうるう年だということでオリンピックイヤーになっておりますが、このうるう年は年初めから天候不順だというふうなことで、異常気象で農作物には影響があるだろうということで、これは4年に1回こういことが言われております。その中で、ことしも7月の梅雨明けから空梅雨でございましたが、8月に入り、特に白河地方は単月の降雨量が78.5ミリメートルということで、昨年8月からすれば約6割弱しか雨が降っていないというふうなことでございます。

それと、8月の月平均気温につきましても、先月は25.6度というふうなことで昨年8月からすると約2度ほど高いというふうなことで、これは気象庁の福島気象台の白河地方のデータの中でそういうふうなことになっております。この猛暑と水不足の干ばつによりまして、町内の夏秋の農産物、これが成育不良と品質の低下、それに収穫量に影響が出てきているというふうな状態でございます。

昨年の大震災によりまして、羽鳥用水からの通水ができないために作付した転作水田の大豆ですが、これもことしは約70ヘクタールが作付されておりますが、7月後半からの開花期から8月の子実の肥大初期にかけて土壌水分の不足が成育を阻害しているというふうなことでございまして、大豆のさや数が例年の2割から3割数量が減っていると。その中である圃場については50%も減っているというふうなことで、この収穫減が直接農家の減収となることが予想されるというふうなことでございます。

つきましては、風評被害等もまだまだある現状でございますが、そういう中で町内全体の夏秋農産物の被害の現況を作物別にどの程度把握しておられるのかまず1点お聞きしたいと思います。また、被害の程度から、何らかの対策を講じる考えがあるかもあわせてお尋ねいたしたいと思います。

次に、2点目でございますが、損壊家屋等解体処理支援事業について質問させていただきます。

この損壊家屋等の解体処理支援事業につきましては、6月29日まで延長されて受け付けが終了して、今月末に解体終了するというようなことになっております。第1日目の町長の町政報告でも、全壊、大規模半壊、半壊で約600件の実績が報告されております。今回の大震災によりまして、家屋等の被害については税務課の申請、これの罹災証明書が発行された件数でございますが、全壊の家屋は563件、大規模半壊では302件で、大規模と全壊で約865件の方が罹災証明書が発行されております。

しかしながら、全壊の罹災者が支援事業に申し込みした申し上げの割合ですが、563件中298件ということで、53%しか申し込みはされていないと。まだ265件、47%の方が全壊の家屋に住んでいて、申し込みされていないというふうなことであります。つきましては、この申し込みされていない全壊の265件の状態について、具体的に町として確認をして実態をどのように把握しているのか、また、こうした実態を踏まえてあるとすれば、期間を延長する考えがあるかをお伺いしたいと思います。

最後に、文化財の保護・管理についてお伺いしたいと思います。

昨年、東日本大震災ということで、福島県の重要文化財も含め、数多くの被害を受けております。町内でも福島県の指定史跡であります鬼穴古墳も被害を受けているようでございますが、昨年から現在まで立ち入り禁止の表示とテープが張られている状態が続いております。ことしになって県外から史跡の観光に来ておるといふふうな状況の中で被害の実態が掲示板等もありませんので、実質、実際調査した結果があるとなればどうなっているのかをご質問いたします。

また、鬼穴古墳は昭和47年4月7日に後期古墳の代表的なものということで、県の指定史跡の指定になっております。県内でも横穴式石室を持って円墳では大きいほうだといふふうなことで、県内でも数少ない両袖式石室が残っている古墳であります。私はこのような貴重な古墳を後世に遺跡として残す必要があるといふふうな思っております。つきましては、被害の状態により修復を含めて、今後の保護管理を具体的にどう進めていくのかあわせてお尋ねをいたしたいと思います。

私のほうは3点でございます。以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

(午後 1時42分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 2時02分)

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、干ばつによる農作物被害への対策についてのおただしであります。この夏の水不足により畑作物を中心に多大な影響が生じております。福島地方気象台によりますと、7月17日から8月19日までの約1カ月間の降水量が、玉川村で17ミリ、平年比9%、白河市で117ミリ、平年比53%となっております。また、国土交通省が県農業総合センター農業短期大学校に設置した雨量計を見ても、7月17日から8月19日までの雨量は37ミリ、前年比15%となっておりますので、この夏は大変な水不足であったことが確認できます。

このような水不足による農作物への被害についてであります。大豆については技術指導を行っている県南農林事務所に確認したところ、水分が十分でないためにさやの肥大が緩慢で成長がゆっくりであること、また、さや豆のつきぐあいが開花期等の低水分ストレスによる落花が生じた可能性があること、上部の葉が裏返っている圃場が見られるなどの報告を受けております。大豆は開花期以降の約1カ月間、栄養成長と生殖成長が重なる一方、生育苗の急増に伴って大量の養分を吸収し、大量の水を必要とします。この間、降水量が少なく土壌水分が不足すると、水分ストレスにより落花、落莢が多くなって、着莢数が低下し収量に影響することになります。

対応策としましては、畝間かん水等の措置が考えられますが、排水のよい圃場に限られるなど一定の条件が必要になり、例年の2から3割の降水量では、かん水等の対応も限界があるのはご承知のとおりであります。このため、大豆についてはJAが主体的に取り組んでおりますので、5月の段階から共済に加入し、ひでり等の自然災害に備えていると伺っております。

この夏の干ばつについては、大豆以外にもブロッコリーなどについても、苗が枯れる被害や成長不良の被害が生じております。JAに確認したところ、被害報告はあるものの、詳細についてはこれから圃場ごとに被害状況を確認し、対応策を検討するとのことでありました。町といたしましても、このような自然災害に対応するため、関係機関と連携を強化し、現状把握に努め、今後の対策として何が有効なのか役割分担も含めて検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、作物別の被害状況についてのおただしであります。町としては現段階では把握しきれておりません。今後、早急に被害の状況を収集し、その内容を議員にお示ししてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、損壊家屋と解体処理支援事業についてのおただしであります。先ほど角田議員へ答弁させていただいたとおり、本事業は罹災調査により半壊以上の判定を受けた家屋等の解体、撤去費用について、その一部を支援する制度であります。ことし6月29日まで申請受け付けを実施した結果、609件もの申請があり、改めて本町の被害の大きさを実感しているところであります。今月11日現在、505件の解体が完了しており、残る申請物件につきましても今月末までの完了を目指し、鋭意事業を進めているところであります。

さて、議員おただしの全壊判定を受けた家屋等のうち、解体の申請がなかった物件の実態についてであります。これまでに全壊の判定を受けた建物の総数は563件で、住家に限れば292世帯であります。そのうち、132世帯については解体申請がなされ、残る160世帯が未申請の状態であります。この160世帯について、被災者生活再建支援法に基づく各種支援金の申請状況から分析すると、50世帯は修繕で対応され、さらに北町雇用

促進住宅2号棟を初めとする全壊したアパート等の借家に住まわれている方が53世帯あります。また、1つの住宅の中で世帯分離をされている方、いわゆる重複申請者が6世帯おります。これらを差し引いた、町として実態を把握しきれていない51世帯についても、申請期限を4カ月延長したほか、広報での周知や罹災者への直接の通知を計3回実施し、本事業の利用を呼びかけた上での未申請の結果であり、これまでもでき得る限りの努力を注いできたものと認識しております。

解体を実施するという事は、解体後の再建築も必要なケースが多くを占めており、したがって経済的にも相当な負担が見込まれます。ましてや、生活再建支援法の適用外である非住家についてはなおさらのことです。こうした建物所有者の意向、あるいは事情等がかんがみれば、本事業においては制度周知のみにとどまらざるを得ず、事業期間を延長し、解体を促さない状況であります。しかしながら、本事業とは切り分け、この51世帯の意向や事情、建物の危険度を注視し、町としてでき得る限りの対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 3番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

文化財の保護管理について、鬼穴古墳の被害の実態、修復を含めて、今後の保護管理を具体的にどう進めていくのかのおただしであります。鬼穴古墳は福島県の指定文化財になっており、昨年の震災により上部の石が少し横にずれ、落下する危険があります。また、古墳内部に一部の崩落があり、余震等により再度崩落する危険があることから、危険防止のため立入禁止の措置をいたしました。県の指定文化財であることから、被害の実態調査、保護、修復等については、福島県教育委員会文化財課と調整しながら進めてまいりました。

そこで、平成23年5月18日に県指定文化財毀損届を速やかに提出、6月2日には現地確認写真等により県文化財課と被害状況の追加報告をいたしました。6月30日には県文化財課職員による被害状況の現地調査が行われ、あわせて矢吹町文化財保護審議会委員も立ち会い確認を行っております。そして、7月1日、県文化財課へ東日本大震災による文化財の被害状況を提出いたしました。

被害の状況については、先ほどご説明しましたとおり、上部の石の横ずれや内部の一部崩落であります。崩落の危険があるため、立入禁止の標示とテープを張っていますが、ご指摘にありました県内外からの見学者などに、より一層注意を払ってもらえるよう、立て看板や立入禁止テープなどを工夫し、さらに安全対策を講じてまいります。

また、今後の修復についてであります。鬼穴古墳は福島県の指定文化財であることから、県文化財課と十分な協議、調整を行い、文化財保護法や各種法令などに基づき、国及び県の文化財に関する指定文化財保存活用事業補助金等を活用し、修復、保護に努めてまいります。なお、鬼穴古墳の周囲の清掃や草刈りなどについては、今後とも地元神田老人クラブによる管理を継続してお願いし、連携しながら保護に努めてまいりたいと考えております。町にとって、貴重な文化財である鬼穴古墳を後世まで長く伝えていくためにも修復が必要と考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で3番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（薄葉好弘君） まず、損壊家屋の解体支援事業につきまして、先ほど町長から答弁がありました。私、昨年の東日本大震災、800年か1000年に1度の大地震だというふうなことでございまして、町長の答弁にあるようにまだ51世帯が未申請だというふうなことです。実態は調査するというふうなことです。やはり全壊家屋の状態に住んでいるのか、まず住んでいないのか、申請の文書等は発送はされているとは思いますが、現実に住んでいるのか住んでいないのかを、早急に町当局としては調査、把握する必要があるだろうというふうに思います。

先ほど言ったように、何年に1回の地震ではありませんから、800年か1000年に1回の地震であって、それだけの町民が被害を受けているというふうな状況ですから、やはり震災からもう1年半もたっているわけですが、その中でまだ全壊家屋の方がこれだけ、どういう状態かわからないでいるということでもありますので、日にちを決めて、区切ってやっていただけるように再度質問させていただきます。

あと、もう1点は、文化財の保護管理で、今、教育長から答弁がありましたように、私いつ修復していただけるのかなというのが一番でございまして、修復の時期がいつごろになるか、そういうふうな部分を表示板、鬼穴古墳の景観についての県史跡の表示板がありますが、その脇にいつごろまでに実質修復ができると、修復現況の説明と、いつごろまでに修復できるのかを書いていただきたいということと、いつまでに修復できるのかを現状でわかればお願いしたいと思います。

それと、維持管理ですが、私の地元ですから老人クラブの方が、毎年草刈り等をやっている、実施しているのはわかりますが、今までの現状の状態維持管理をしていくのか。今まではあそこ何もしない状態で見学させておりましたが、今後は中に入れないようにさくを設けるとか、もう少しきちっとしてやっていくのか、現実的に所在地の場所は真興機械さんの所有地というふうなことにもなっておりますので、保護管理は大変難しいのかと思いますが、震災を契機に修復をするのであれば、後世に残すのに現状の状態維持管理するのはどうなのかというふうに思いますから、この2点を再度質問させていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 3番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

損壊家屋の対応、1000年の1度、大変な被害の状況であると。51世帯がまだ解体するか、しないかということについて、その動向を決めかねている、未申請の状況にあるということについては、ご理解をいただいたかと思うんですが、先ほども答弁させていただいたように、町はこの損壊家屋の解体に伴う支援とはまた別に、本人の意向というのは51世帯持っているんだろうと思います。

ですから、今後その住まいに住んでいくのか、さらには住まないのか、さらには本当に危険な建物であるのかどうかということも含めて、先ほど答弁したとおり、進めていく意向であることはご理解いただいたと思いますが、実際に本当に住んでいるのか、住んでいないのかということについては、確認しきれていない部分が

ございますので、これについてはできるだけ早くということで、できれば今月いっぱいぐらいにはその調査を実施して、議員の皆様にお知らせできるような、そういう対応をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、被災者に寄り添った形で今後も支援していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。薄葉議員の再質問の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

いつごろまでに修復ができるのかという第1点のおたがいでございますが、県の文化財課への申請、その後の協議の現在の段階では、県文化財課では26年度までにはというふうに言っているそうでございます。要するに、ではいつまでに、いつ修復を始めてということについては、まだ予定がたっていないということでございますので、そのことはさらにまた県文化財課と詰めて、いつごろかというのがはっきりわかるようであれば、そういう明記もしていきたいというふうに思います。

それから、これまでの状態ということについてでございますが、私も先週、現場確認をしてまいりました。これまでは入ろうと思えば入れないこともないような状態になっていたわけでございますが、その後、先週末には無理してかき分ければ入れないことはありませんが、テープ、ロープ等で入れないように、それから看板の立っているところからは、2カ所ほど「立入禁止」ということで表示をさらにふやしてもらいました。なお、このままの状態でも保存していつ修復したら、また入れるような状況でいいのかどうか等については、県の文化財課と十分に協議をしまして、後世に伝える上で問題のないようにということで専門家の指導なども仰ぎながら、貴重な文化財の保護管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で3番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

◎発言の訂正

○議長（栗崎千代松君） ここで、発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 発言の機会を与えていただいて、ありがとうございます。

実は、先ほど鈴木隆司議員の再々質問に対しまして、いじめのアンケート調査の結果のアンケート用紙を見せることにつきまして、「保護者等からの疑義がある場合であればいつでもお見せできます」というふうに答弁をさせていただきました。

しかし、すぐその後、熟慮しましたところ、いじめのアンケート調査実施に当たりましては、子供たちには

書いた内容の秘密を守る約束をして実施していること、さらには個人の特定など個人情報の保護という観点から、先ほどの答弁を訂正させていただきまして、保護者等にアンケート用紙をお見せすることにつきましては、大変難しいものがありますので、その用紙をお見せすることについては、まことに申しわけありませんが、できませんということで、申しわけありませんが、おわびして訂正をさせていただきたいというふうに存じます。申しわけありません。ありがとうございました。

◇ 藤 井 精 七 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告5番、14番、藤井精七君の一般質問を許します。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。また傍聴席の皆さん、本当にご苦労さまでございます。また、ありがとうございます。

私、今、議長に通告5番ということで名前指されましたが、席番14番になっております。これは、議長、副議長と除くと一番上段の末席になります。私が最古参という立場の議員ですが、本会議残念ながら、きょう数名の午後の欠席議員があります。私たちも議員としての自覚をいたして、これから一般質問いたします。

通告5番ということで、同僚議員とダブるところもありますが、最初にまず、農業施設、農地災害復旧の単独未発注件数が300件以上になるが、計画通りの完了に不安があるが、意気込みを伺います。

先ほど同僚議員から、干ばつの被害を心配する質問がありましたが、「ひでりの年に餓死なし」ということわざがありますが、本当にことしはこの大干ばつの状態、いつまで続くかわからない状況です。昨年の大震災、そして台風による被害、ことしはその台風による雨の期待も今のところなかなかできない状況の天気です。入梅に入ってから、きょうまで雨らしい雨は何回降ったのでしょうか。片方の手の指が余るくらいです。

そうした中でも幸いにも、町長を初め、担当職員また建設関係者のおかげで、羽鳥の水が通水されました。私の集落、神田でも無事実りの秋を迎えようとしております。また、そろそろ刈り取りも始まると思います。羽鳥からの通水、水のありがたみをいわゆる耕田、休田の人たちも再確認していただいた年になりました。

そうした中で、町長は矢吹原土地改良区の理事長、そして、矢吹土地改良区の理事長と両方の理事長を兼ねておりますが、これは町長以上に理事長として多分安堵したと思います。そうした中で、去年の大震災、そして台風による被害、災害、この未発注300件以上、大変な仕事の量とされます。担当課職員、頑張ってくれておりますが、私はこうした量で人的に量は大丈夫か、また建設業者さんも今いろいろの仕事をやっております。果たして、こなせるのか。また、災害関係者の方は一日も早い復旧を望んでおります。この刈り取り後の作業に入るわけですが、この被害の関係者の皆さん、こうした話し合いもやはりしなくちゃなりません。こうした話し合い、順調に進んでいるのか。おれのほう先やれ、これ先やれなんていうような話はあるのか。果たして、この件数が計画どおりにこなせるのか、不安、心配が先に立ってしまいます。町長の災害復旧に対する意気込みを伺います。

次に、今そこにある墜落の恐怖、オスプレイ低空訓練飛行ルートに県南地区なども入っている。反対の声、運動を起こす必要がある、町長はどのような思いか伺います。

オバマ・アメリカ政権と野田内閣は、7月23日、地元の山口県知事、岩国市長を初め、全国の配備反対の声を無視して、岩国米海兵隊空港基地山口県岩国市にオスプレイを上陸強行いたしました。アメリカ軍は、岩国基地で試験飛行を行い、10月末には沖縄普天間基地で本格的な配備、訓練を行うとしております。野田首相は、これまでも消費税増税や大飯原発の再稼働、民意を無視して強行してきましたが、今回のオスプレイの上陸強行、配備の要因に批判の声が上がっております。沖縄名護市の稲嶺市長は、安全性も確認されないまま、国民を無視してアメリカの言いなりになり、オスプレイ配備を進める日本政府に民主主義は存在しないと述べました。

オスプレイは、日本語ではミサゴという鳥の名前だそうです。ミサゴは海辺近くに住み、タカ科の猛禽類で海の上空から魚を探し、見つけると上空で翼を羽ばたかせ、急降下して魚を足で捕獲するという習性を持つ鳥で、まさに海兵隊の敵国への攻撃能力を象徴する名前です。異様な機体、ヘリコプターでありながら航空機であるオスプレイは、開発に25年かけたそうです。それは、人類を月に立たせたアポロ計画の2倍以上の長さ、またオスプレイの墜落事故では30名の命を奪っております。月探査計画の犠牲者の10倍だそうです。それも、すべてオスプレイが戦闘に加わる以前のことであり、2007年前に指摘されております。9月9日のオスプレイ配備に反対する沖縄県民大会には、主催者発表では10万人、沖縄の本土復帰後に開かれた米軍基地関係の集まりでは最大規模となりました。

世界一危険な欠陥機オスプレイの配備、福島県でもオスプレイ飛行訓練ルート、田村市、塙町のグリーンルート、山越えて急降下し攻撃する、目標物は建物を仮想標的にするような訓練、これが今後行われようとしております。この訓練、矢吹町の上空にかかるかもしれません。アメリカ軍のオスプレイの訓練には、政府は自衛隊訓練空域の使用を直視せずの考えです。自衛隊が使用している訓練試験空域は自衛隊が排他的に使用することを認められたものではなく、自衛隊は米軍が当該空域を使用することについて、認めるか否かを判断する立場にないと表明されております。

さらに、米軍との調整についても米軍が希望する使用日時を把握することは可能だが、自衛隊は特定の日時における米軍の空域使用について認めるか否かを判断する立場にはないと重ねて述べております。オスプレイの訓練のための空域使用を求められた場合、このように拒否できない考えを示しております。さらに、訓練の日時、関係自治体に事前通報することも米軍との関係もあり、事前に公表してはならないという通報する考えが明らかになりましたが、先にやはり訓練中、自治体はいつ訓練するのかわからない、こうした危険な状態にさらされております。

この危険極まりないオスプレイの飛行訓練、きのう外務・防衛当局による日米合同委員会で協議している安全確保策にこう書かれております。これは福島民報ですが「米海兵隊は、本県など全国各地で予定する低空飛行訓練で地上60メートルの高さで飛行することを想定している。日本側は空港法が定める最低安全度150メートルをオスプレイにも適用することを念頭にアメリカ側との詰めの協議を行っている。安全確保対策には、ほかに回転翼の角度を変える動作を原則として飛行場上空での離着陸時に限定する。住宅密集地、市街地上空の飛行は極力避けるなどの見通し」、こういう記事が、けさの福島民報に載っておりました。これは本県も含むとうたっておりますから、このような本当に世界一危険な欠陥機といわれておりますオスプレイ、この飛行訓練に町長はどのような思いを持っているのか伺います。

次に、東日本大震災、原発事故、矢吹町も大きな被害を受けました。記憶に残す、また後世に残すためにも記録として何らかの形で残してほしい、残していかなければならないと思うが、町長の思いを伺います。

東日本大震災、原発事故、矢吹町にも大きな被害を残しております。この被害の記憶に残すことはもちろん、また後世に残すためにも記録として何らかの形で残していかなければなりません。あの恐ろしい震災、また原発の事故から1年半が過ぎました。1000年に1度といわれる大地震、そして絶対大丈夫といわれた安全神話の夢が破れた原子力発電所の大爆発、これにより多くの町民が住む家を奪われ、また矢吹町にはふるさとに帰れない、ふるさとを奪われた人も来ております。記憶には、あの惨状がきのうのようによみがえります。しかし、人間の記憶、これはだんだん薄くなっていきます。そして、人間は死ななければなりません。口伝えだけでは、その当時の記憶が後世に伝わりません。役場内にも、災害時の写真、その他多くの記録としていろいろ保存されていると思います。また、あるとき活躍した消防団を初め、そしてあの震災にかかわったいろいろな方々、そうした声もその記録として載せるのもいいことではないでしょうか。記録は真実を伝えます。そうした取り組みはあるのか伺います。

最後に、大津市の中学生の自殺事件をきっかけにいじめが社会的問題になっている。教育長は、この問題をどのようにとらえて教育行政に取り組んでいくのか伺います。

先ほど、同僚議員からもありましたが、文部科学省の調査によると、昨年度小・中・高校生の自殺が前年度比44人増、28%ふえております。この自殺者が200人ということが問題行動調査の中でうたっております。いじめは前年度から7,399件減、約9.5%の減ですが、そうした中、7万231件を認知、このうち2,935件が解消できない、各都道府県教育委員会からの報告を集計した結果でございますが、自殺は小学6年生が4人、中学生が39人、高校生157人の計200名、これに対して警察庁の発表は2011年1月から12月で小・中・高の自殺者が353人と警察庁は発表しております。

また、いじめは全国の学校数の38%に当たる1万4,894校で認知、学年別では中学1年生の1万5,260件が最も多く、続いて中学2年生が1万652件、小学5年の6,813件となっております。いじめの内容は、悪口やおどし、文句を言われる、遊ぶふりでたたかれたりする、集団による無視、いろいろありますが、認知後の対応は9割のケースで教員がいじめた児童・生徒に状況を聞き、5割で保護者に報告、4割で謝罪を指導しております。私も20年前になりますが、たまたま中学3年生の子供のとき、学年委員長としてやはりいじめの被害が出て、何軒か謝りに行ったときもありました。しかし、先ほどの同僚議員から言われましたように、今のいじめの質は違います。本当になかなか簡単にわかるようないじめはないようです。

さっきの報告でわかるように中学1年生、これが一番多いわけですが。これに対して、私もかなり前になりますが、一般質問で4校の小学6年生の交流をぜひやれというような質問をしたときがあります。それぞれの立場をわきまえながら、統合してもけんかをしない、すぐ仲間になれる、そういう中学生になってもらうためにも4校の小学校の交流事業、何かやってくださいというふうな、そういう質問した覚えがあります。矢吹でもこうした状況をなくすため、いろいろな取り組みを行っているようですが、教育長にこうした取り組みなどもお伺いしておきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

初めに、農業施設、農地災害復旧の単独分の発注計画についてのおただしであります。単独分となります。小規模災害復旧の発注計画については、先ほどの角田議員、鈴木一夫議員の答弁と重複いたしますが、議員ご指摘の小規模災害復旧については、6月より現地確認を開始、8月末でほぼ完了いたしました。調査の結果、既に受益者、土地改良区、各水利組合等による用排水路等の土砂撤去、耕作路の復旧、自主活動により原形復旧が完了及び十分な応急工事が施されている地区、被災通報地区の重複等が数多く確認されました。また、年度当初の応急工事により、のり面等の安定が十分確保されている箇所、本復旧に準じる対応により十分に施設の機能が確保されている箇所等、新たな復旧工事の必要がない箇所も幾つか確認されております。

現時点では、当初計画の約450地区に対し、復旧工事が必要な箇所は約300箇所と見込んでおります。現在、調査結果をもとに被災地区の集計、現地測量、実施設計等の作業を行っており、復旧箇所及び事業費等の集約後に必要性や緊急性等を総合的に判断し、年度内の発注と年度末及び平成25年度早期の事業完了を目指し、復旧工事に取り組んでまいりたいと考えております。

小規模災害の復旧に当たっては、被災箇所もかなりの地区数となることから、各土地改良区、水利組合等のご協力をいただきながら、復旧事業を実施してまいりたいと考えておりますので、これまで同様のご支援、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、おただしの人員、期間等の数々のご心配については、現在報告は受けておりませんが、今後ご心配の点を含め十分に、そして万全の注意を払いながら復旧事業の進捗状況を見守ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、オスプレイ低空飛行訓練に対する反対運動についてのおただしであります。在日アメリカ軍に配備予定の垂直離着陸機オスプレイについて、現在報道機関等でその危険性が頻繁に取りざたされている状況は私も認識しております。また、アメリカ国防総省が発行した環境調査報告書において、当該機の我が国における低空飛行訓練予定経路の1つが阿武隈山地上空を縦断し、鮫川村や埴町などの県南地区を通過する旨が掲載されていることも報道等により確認しているところであります。

しかしながら、確かに県南地区が該当はするものの、本町から遠く離れた地域であることに加え、オスプレイの危険性についてもメディアによって見解が分かれており、現時点では一概に他の軍用機に比べ危険性が高いものであるといった判断材料も示されていないことから、町としても今すぐ断定することはできず、したがって、即座に町として反対運動等の行動を起こす考えはございません。

しかし、仮に低空飛行訓練が本町で実施される動きがあれば、軍用機の訓練飛行が元来はらんでいる事故発生の可能性に加え、騒音問題の点での懸念も大きいため、反対運動等行動を起こす選択肢も十分に考えられます。いずれにせよ、このオスプレイ問題については、アメリカ、国、メディアの動向を今後も注視し、我が町への影響を検証してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、東日本大震災、原発事故により大きな被害を受けた矢吹町の記録を後世に残すことについてのおただしであります。本町は過去に台風、火災等による災害を幾度となく経験しましたが、その都度、災害の教訓を生かし防災対策の強化を図ってまいりました。このようなことから本町は災害に強い町であり、全国的に

見ると自然災害が少ない地域であると考えておりましたが、平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖牡鹿半島の東南東130キロメートル、深さ24キロメートル、マグニチュード9.0の国内観測史上最大規模の東北地方太平洋沖地震の発生により、本町は震度6弱を記録し、町内全域に大きな被害を受けました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故が重なり、放出された放射性物質による町民の皆様の健康への影響の懸念を初め、生活環境上のさまざまな不安を及ぼす事態が生じ、本町ではまさに未曾有の事態でありました。震災発生直後は、町民の生命、身体を災害から保護することを最重点に考え、矢吹町災害対策本部を設置し、町民の皆様の避難対策及び給水活動、ライフラインの応急復旧等について、各協力団体や関係機関、ボランティアの皆様とともに総力を挙げ、取り組んだところであります。

震災直後の混乱から一定の落ちつきを取り戻し、復旧から新たなまちづくりへの復興を目指し、平成23年12月に復興に向けた新しいまちづくりの方針として、矢吹町復興ビジョンを策定し、平成24年3月には一日も早く復興を実現するため、矢吹町復興計画の策定を行いました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能の被害の実情を強く訴え、被害実態を反映した完全賠償の実現を図るため、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部を通じた国及び東京電力株式会社への要望活動並びに風評被害対策を初め、町民の皆様への支援制度の拡充など、さまざまな取り組みを実施してまいりました。東日本大震災から1年半を経過し、現在は第5次矢吹町まちづくり総合計画、矢吹町復興計画における各分野の基本とする施策が確実に進められており、東日本大震災の経験を生かした矢吹町地域防災計画の見直し作業を行っているところであります。

東日本大震災では、これまでに経験したことのない巨大地震による被害、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能の被害、また放射能の影響による風評被害など、深刻かつ多大な被害を受けたことにより、多くの皆様からご支援、ご協力をいただきながら学んだことが数多くありました。議員おただしのとおり、東日本大震災の発生状況、被害状況、復旧活動、復興に向けた活動など対応を集約し、記録として残すことは時間の経過とともに経験や記憶が風化しないためにも必要であり、この経験、教訓を後世に引き継ぐことは特に重要であると認識しております。

東日本大震災記録集の編さんについては、現在震災当時の写真及び各種資料の収集を行っているところであります。また、今後同様の被害を起こさないためにも震災を振り返り、今回の経験、教訓を共有し、後世に残すことが必要であるため、いつでもだれもが情報を確認できるよう、本年度中にはホームページに掲載する仕組みの構築を図り、関係する資料、画像のデータ管理を図ってまいります。なお、東日本大震災記録集の編さん完了後には、広く町民の皆様にお知らせしながら、震災の記憶を共有し、防災対策の強化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 14番、藤井議員の質問にお答えいたします。

教育長は大津市のいじめ問題について、どのようにとらえて教育行政に取り組んでいくのかとのおただしで

ありますが、いじめにより生徒がみずからその命を絶つという事件が発生していることは、極めて痛ましく遺憾であります。学校教育においては、生命尊重が何よりも優先することでありますから、その生徒の命を救えなかったことに対し、極めて痛ましく悲しい出来事であると思っております。その原因なり詳しい経過等の説明は、第三者委員会にゆだねられました。今後その説明される内容を注視し、我が町においてそういういじめ問題が起きないように、これまで以上に心して指導していきたいと考えております。

いじめは、どこの学校、どこの学級でも、そしてどの子にも起こり得るものと認識しております。このようなことから、いじめについての理解を深め、いじめの未然防止の指導とともに、万が一いじめが発生した場合の早期発見に努めるよう教職員への指導を強化しております。

いじめは、教師の目の届かないところで発生しがちであり、また、いじめかと思われても、いじめる側もいじめられている側もともに否定することが通例であり、特に陰湿ないじめはあえてその一部を学級の児童・生徒に見せたり、時には教師に見せたりしながら、いじめじゃないよとともに否定しながら進行する場合があります。そういう場合、一見じゃれ合いのようであったり、ちょっとしたけんかのようであったりします。しかし、その陰では極めて陰湿ないじめが進行していることがあります。

そして、いじめられる側は自分がだめなのだとして自己否定をし、最愛の家族に「ごめんなさい」と言い残して、自死へと向かってしまう例さえあります。それは、いじめによって、おまえはだめなやつだ、おまえが悪いと繰り返し繰り返し心身ともに痛めつけられて、心も折れ自己否定に追い込まれてしまうからです。いじめる側は、死んでしまえとまで言うことはあっても、相手の思いや気持ちを斟酌したり、深く理解したりしようとはしないので、まさか死にはしないだろうと思っております。そして、繰り返し相当ひどい言葉を浴びせたり、殴ったりけったりしても家族や先生などに言わせないようにしたり、顔などの表面や体に傷を負わせないようにしているのです。いじめる側にとっては遊びの延長のつもりです。

いじめを発見した場合、いじめられている児童・生徒を徹底して守ることが第一ですが、いじめる児童・生徒に対しても、正邪善悪とともに相手の気持ちを理解することの大切さなどを教諭などして、犯罪的行為に進まないよう指導してやる必要があります。教育委員会と学校、保護者が連携し、何よりも自分を大切にすると同時に、他者を大切にすると人権意識や善悪の判断、規範意識、集団や社会の一員としての自覚などの社会性を身につけさせていきたいと考えております。

なお、最後に小学6年生の4校の交流につきましては、3年前の町の子供議会において、三神小の子供から、小学生のうちから交流を計画してほしいという要望がございました。その年から交流会を実施しております。今年度は夏休みの6年生の学習会を中学校で行いました。そこでの交流、そしてまた6年生の外国語学習、これはブリティッシュ・ヒルズ研修1日で行っていただきました。ここでの交流などを行っております。このような交流等を通し、子供たちは中学校へ行ってから初めて顔を合わせるということではない、そういう機会を設けることによって、よかったという感想なども寄せられております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で14番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議いたします。

（午後 2時59分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 3時10分）

○議長（栗崎千代松君） ここで、時間を延長して、一般質問を続けたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） では、そのようにさせていただきます。

再質問はございませんか。

14番。

○14番（藤井精七君） 2点ほど、再質問をさせていただきます。

農業施設の災害復旧、そうした関連で質問いたします。

先ほど言いましたように、ことしは大干ばつで随分自分自身も無理やっって仮復旧という農地災害場所、それを随分やってもらいました。しかし、災害地、今言ったとおり、雨が少なかったのも、その災害仮復旧のところ、もう被害はないようですが、やはりそこも復旧というか、あれに頭を入れているのか。そういうところが一番最初に仮復旧のところ、最初手をつけていかなくちゃんないのかなと思ったりしております。そうした仮復旧を含む農地施設災害で再質問いたします。

また、いじめに関して、教育長に1つ質問をいたします。

これも毎日新聞の記事なんですけれども、文部科学省がいつか発表したいじめ対策アクションプランでは、道徳教育や生徒会活動を通じて、いじめを未然に防ぐことの重要性も指摘された。こうした中で大阪府寝屋川市では、市内、これ大きな市で12の中学校がありますが、生徒会執行部が参加して「いじめ撲滅劇」を2009年度から毎年上演しているそうです。これをDVD化して市内全小・中学校に配布している。いじめられる側や傍観者を実際に演じることで生徒が問題意識を深め、いじめをなくすメッセージを発信し続けているという、こういう記事が載っておりました。こうした取り組みも一つの参考の例と思います。教育長もこうした新しい取り組み何か期待したいんですが、そういう考えがあるのか、このいじめに関してひとつ伺います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

農地農業用施設被災箇所数が相当数に上ると、特に大干ばつであって、大変な状況がことし続いて、仮復旧がされたものの、本復旧について今後どうの手当てをしていくのかと、事例を挙げながら小災害についても本復旧を……大干ばつであって、雨が少なかったと、そういうことのために仮復旧であっても大きな災害が発生しなかったと、非常によかったということで、この後、小災害についても本復旧について実施していただけるのかどうかというようなおたがでございしますが、これらについては、先ほどの答弁でも私のほうから話をさせていただいたとおり、各土地改良区、さらには水利組合等のご協力いただきながら、本復旧に向けて全力を傾けていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、個々の被災箇所の復旧について、土地改良区の理事でもあり、さらには第三水系の水系長ということで、藤井議員もその地区の事情については十分ご理解を示していただいていると思いますので、農家組合員の方に直に相談相手になっていただくとか、なおかつ橋渡しをしていただくとか、そうした役割も藤井議員のほうにもお願いをしておきたいなというふうに思っております。いずれにしましても、先ほども話をさせていただいたように300カ所にも及ぶ小災害地域、この後、万全を期して本復旧に全力を傾注していきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、再質問にお答え申し上げたいと思います。

寝屋川市のそういう役割演技といえますか、そういう試みというのも、いじめ防止のために有効な手段だというふうに思います。相手の立場をそれぞれ役割を演じてみて、そういうとき嫌みを言われたら、悪口を言われたら、自分の言ってほしくないことを言われたら、その立場に立って考えることができるというふうに思いますので、ぜひご紹介をいただきましたあれをもう少しインターネット等で調べて、小・中学校の校長にも資料を提供したり、あるいは各学校でよりよい取り組みなどがないか、そういう例などを紹介し合ったりしまして、いじめのない学校、いじめのない学級づくりの研究、実践をして、子供たちが明るく、そして楽しい学校生活を送れるように一層注意していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で14番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告6番、1番、安井敬博君の質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。また、傍聴席においでの方皆さんにおきましては、大変ご多用中の中、ご苦労さまでございます。

町の一般行政について、7点ほど質問をさせていただきます。

まず第1に、町公共工事の発注についてということですが、先ほど午前中から同僚議員、多数この震災復旧や解体事業などについて、質問触れております。その中でも明らかになったように、今年度はもう本当に今までになく、この解体関係、また震災復旧関係の事業、膨大な予算をとられているわけですが、この中でこの事業の発注の体制がどのようになっているのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

現在、建設協力会のほうにこういった事業、ほとんど発注されていると思いますが、町内の個人業者などが

らはなかなかそういった仕事は回ってきていない、震災で仕事も減って大変な中、そういった事業が回ってくれば私たちも楽になるといった声も聞かれています。

また、町内の方からも、私も実際にこの町の中、その工場の現場など、道路工事の現場など見て、気がついたことなんですけれども、工事車両などは県外ナンバーなどが多くとまっている。このようなことからすると、なかなか町の事業であっても、それが町の中の生活者の方にはその仕事が回っていない、こういった実態があるのではないかとということが考えられますが、そのあたりはどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。

また、それに関連いたしまして、個人事業者というのはなかなか町の公共事業を請け負うのが難しい状態にあると思います。当然、小規模修繕契約希望者などは登録制度によってそれはできるんですけれども、金額が30万円以下、白河市などでは50万円以下となっていますけれども、それでもちょっとした屋根の改修とかそういったものでも、その金額を超えてしまって、そういったものが受けられないといった中で、実は持っている小さな機械とか、そういったものでも小さな業者でも何人が集まれば、この事業ができるという状況は明らかでありますから、例えば宮城県に角田町というところがあるんですけれども、ここでは大変森林資源が豊富なところで、町が後押しをして町内住宅の建設などに対して、事業組合を個人事業者さん集まってつくらせて、そこに発注をする、そういったことも行っているわけです。町のこういった指導などがあれば、個人の事業者の方でも公共事業を請け負うことができるということがあるのではないかと思います。

また、聞いた話ではありますが、実際に建設協会の大きな業者さんからも、町の復旧のために協力はしたいが、なかなか人を手配するのが大変だということも聞いております。そういった中で、どうしても県外のほうに下請けを発注してしまっているのではないかとということも考えられます。やはり仕事と雇用と所得が町の中で再生産される仕組みという意味では、この個人事業者の方を援助することで、またそういった方がまた定住をしやすくなる、商店や飲食店などにもお金を使うことができるということもありますので、そういったことの後押しをする考えがないかということもあわせてお聞きしたいと思います。

第2点目の質問、再生可能エネルギーの促進についてお伺いします。

ご承知のように、原発事故で福島県内、大変苦しんでいるわけなんですけれども、政府のほうで先ごろ2030年代には原発依存をゼロにするという方向、方針を打ち出しました。しかし、一方で40年間以上は稼働させない、原発を延長して稼働させないということも言っています。となりますと、40年間の稼働期限までは運転させるということもできるわけですが、そのなると2030年には廃炉ということとはできないという、こういう矛盾した問題も出ています。

私もこの8月に政府の意見公聴会、福島で開かれた際にそういったことを指摘し、また関西電力でも今夏電気の使用量がオーバーするのではないかとということで、大飯原発再稼働したわけなんですけれども、実際には十分電気が足りていたなどということもあります。このように省エネを促進すれば電気は足りるということは明らかになっている。

しかし、原発はまだ2030年、それ以降も動かすのではないかとという危険性があります。先ほど述べた意見公聴会でも、30人の意見表明者の中で28名がもう明らかに原発はやめてほしい。会場に来ていたたくさんの皆さんも終わった後、帰らないで細野環境大臣に対して詰め寄って、何で福島に来て原発まだ2030年まで動かそうと

しているんだ、こういった声を上げていました。町内でも、私、署名活動などやっていますけれども、同じように原発動かしたいという声聞かないんですね。そういった意味からいって、政府の対応まだ不十分じゃないかなという、一定程度廃炉の決議はしましたけれども、まだ不十分ではないかなと思っています。

そこで、やはり原発稼働させないためには省エネを進めること大事だと思うんです。当町においても、今回、補正予算において太陽光パネルの促進のための補助事業ということで、当初の予算よりも大分オーバーして申し込みがあったということで、さらにふやすということがありました。太陽光パネルだけでは、ご承知のように夜間の電力には対応できませんので、例えばこういった補助事業拡充して、蓄電池、これも今安く家電量販店で販売できています。こういったものの設置に対しても、さらに拡大する必要があるのではないかと考えておりますが、そういった考えはないかをお聞きしたいということ。

また、世田谷区では今、太陽光発電1,000軒プランというものを打ち出しまして、ご承知のように太陽光パネル、まだまだ補助金があったとしても1キロワット当たり60万円ほどの設置費用がかかるわけですね。大体3キロワットあれば一般家庭では賄えると言われていています。省エネ進んでいけば売電をすることもできると言われています。この3キロワットを世田谷区では住民の方から1,000軒募って、一括して業者に発注する、また施工に関しても一括して区のほうで後押しをしている業者さん集まってもらって、施工などをやってもらうなどして、雇用などにも結びつけようという計画なんです。そこでは3.4キロのシステムで122万円の費用で設置ができるという、大体40万円しないでするんですね。1キロワット当たり42円という買い取りも今後10年間決まっておりますので、最初に設置費用がない方については売電によって得られる節約額、これを最初の低金利で区が後押しをした、区が契約をした、指定をした信用金庫などから低金利のローンで借りることができて、10年間で十分それが返せるということ。その後は、もう原発に依存しないような、クリーンエネルギーに依存するということができるようになっていきます。

このようなことを当町でも考える必要があるのではないかなと思います。それによって、原発はもう町では全然依存しなくても大丈夫なんだというふうにならなければいけないかなと考えております。当然、事業規模からいって、この1,000軒まとめるということ、当町だけでは難しいかもしれません。そういった場合、近隣町村などと連携して、このような事業を行う考えはないか、またこういったことを参考にして、何か後押しをするようなことを考えておられないかということもお聞きしたいと思います。

また、町の中の省エネ化という意味では、町が率先してやる必要があると思います。町公共施設の電気の機器、街路灯などの省エネ化、これLED化なども進んでおりますけれども、これが今どのような省エネ化率になっているのか、また今後の省エネ化の計画等があれば、あわせてお聞きしたいと思います。

次に3点目、介護福祉事業についてお尋ねします。

我が日本共産党では、先輩議員のときから特別養護老人ホームの入居待機者の問題について質問をさせていただいております。この解消のための施策を進めてほしいということ、要望も出しております。また、高齢者団体の協議会などからも毎年この要望が出ており、そこがなかなか進まないという状況にあると思います。そこで、現在この待機者、現状としてどのようになっているのか、今後どのようにしてこれを解消していくのかということもお聞きしたいと思います。

続いて、4番目として、原子力損害賠償及び給付事業についてお尋ねしたいと思います。

6月の議会でも質問させていただき、この損害賠償請求、お隣の町と比べて額が半分に抑えられている、低く抑えられているなどという問題があります。これに対して、町長のほうからも今後もこれを十分獲得していくように取り組んでいきますというお答えがありましたが、今後これについての具体的スケジュール、進捗状況などがどのようになっているのか、これについてお聞きしたいと思います。

また、あわせまして県内他地域との給付額の差額について、町民の方からもこれは一度受けてしまったものであるから、なかなか今後賠償請求などしていてももちが明かないのではないかと、こういう不安の声も聞かれています。町独自で、この差額についてを支給して、その後損害賠償請求訴訟などをして、東電などからこれをかち取っていくようなこと、こういったことも考えてはいかがかと思しますので、このような考えがないかをお聞きしたいと思います。

第5点目、健康診断項目の拡充についてお尋ねします。

これについても、前回の6月議会で質問させていただきました。町長からも、原子力賠償に伴い、さまざまな健康被害が懸念されていること承知している、県の担当者なども協議をして、今後拡充に向けて進めたい、検討していきたいというお答えがあり、またそういった検討がなされているのだと思います。小学校の健診などでホールボディカウンター健診も終わっていると思います。

こういった内部被爆の問題についても一定の前進ではあるとは思いますが、今回集団健診、国保の加入者に対して実施されておりますが、がん検診等40歳以上になれば、今までかなり充実して行ってきました。これについて、変わらず続いてはおるんですけども、今回原子力発電所の事故に伴う健康被害というのは、この40歳以上とか小・中学生だけではないんですね。若い人、お年寄り、みんなかかってくることでありますので、今回なぜこの健康診断項目、20歳以上とか、またそれ以下の方についても、がん検診などはされなかったのか。当然この短期間でなかなかそこまでできないということもあるでしょうけれども、今後そういった検討状況、どのようになっているのかも含めてお聞きしたいと思います。

続きまして、6点目として除染の計画について。これについても、同僚議員からの質問と重複することもあると思いますが、ご容赦願います。

全町放射線量マップ作成の進捗状況、こういったものがどうなっているのか。先ほどの同僚議員からの質問に対しては、まだ作成中だというふうに感じられました。今後、具体的にはどのような計画で進めていくのかをお聞きしたいと思います。

また、例えば移動車載機の測定器などというものも今実現化されておりまして、GPS、それからここにビデオカメラなどをつけて、リアルタイムで計測ができるということがありますので、わざわざ職員が行って、1カ所1カ所高そうな場所を把握する、これは線量高いところが出てきたときには精密な検査が必要になると思いますが、このような移動車両であれば、例えば水道の検針車両なんかにそれをつけまして、町内を回ってもらえば、より短期間でできるのではないかと思います。こういったこともあわせて考えがないかどうかもお聞きしたいと思います。

また、ホットスポット除染について、申し込み状況をお聞きしたいと思いましたが、先ほどの同僚議員からの質問に対しては、前回から比べて1件ふえたという状況で、なかなかこのホットスポット除染、これをやっていただくということ、とても一定の前進である、大変なよいことだと思いますが、個人としてホットスポッ

トがあるのかどうかを把握するというのが、まずできないのではないかと問題がありますので、今あわせて言いましたような移動車載機などによる町内全域を回って行って、ホットスポット把握することが早くやる必要があるのではないかと思います。また、ホットスポット除染、除染結果、もし出ていれば、そのようなこともあわせてお聞きしたいと思います。

7点目といたしまして、応急仮設住宅入居者や借り上げ住宅入居者の生活再建について、ご質問したいと思います。

震災から9月11日で1年半たちました。いまだに応急仮設住宅というのは存続しており、ここに入居されている方もたくさんおられます。今までの震災の例からいっても、なかなか2年ぐらいでは出ることができないということは、実際の例からいっても明らかなんです。中には阪神大震災のときなどには、10何年たってもまだ応急仮設住宅に残っていたという方もおられました。やっぱり応急仮設という環境では、生活再建というのがなかなか立てられない、見込みが立たないということが、この原因にあるのではないかと思います。町外からの避難者の方も原発の事故によって、避難を余儀なくされている方も何人かは住んでいらっしゃると思いますが、こういった方も含めて町の定住化も促進するという意味合いも兼ねまして、住宅再建のための支援制度を設ける考えはないのかということをお聞きしたいと思います。

これも実際に先ほどの角田町の住宅の建設には、町の補助で住民の住宅をつくっているということもありますが、こういったものもあわせて応急仮設住宅ではない震災復興住宅というようなもの、これは同じような規格であれば、福島県、森林資源もたくさんありますので、町の業者を活用して、同じような規格の安い住宅を建ててあげることは可能です。そうしますと、家賃程度の安いお金、被災者の方々それぞれの事情に合わせて、そういった家賃程度のお金を払っていただいて、払い終わったときにはゆくゆくは自分の住居になる、こういったものも考えてはどうかと思いますが、これについてお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、安井議員の質問にお答えします。

初めに、町公共工事の発注についてのおただしであります。議員おただしとおり、町は一日でも早い東日本大震災からの復興を目指し、昨年からの国の支援のもと、被災した道路や上下水道を初め、農地や農業用施設等、そして学校や集会所等といった公共施設等の復旧、復興に努めております。また、地震で被災した一般住宅等による危険度建物の解体事業にも取り組んでおります。

このたびの震災は、一般住宅はもとより公共施設等においても被災数、規模いずれも甚大であり、特に上下水道ではその被災延長が長く、道路や農地、農業用施設等はその被災箇所が町内全域に数多く点在しており、町はこうした被災状況にある公共施設の復旧工事を早急に進捗させるため、相当数の延長、または箇所数を効率的かつ可能な限りまとめ、適切な方法によりそれぞれ発注させていただきました。それでも発注件数は予想を上回り、同一業者が同じ工期内に複数の工事を受注することとなるため、配置すべき現場代理人等の規制緩和や所定の手続による下請けについても、一部承認しております。

また、工事等の請負者に当たっては、建設業法に規定する一定要件に基づいた許可を受け、町の工事等指名参加登録による資格者を対象としております。このたびの工事発注に当たっては、比較的大規模な工事であるため、工事設計図書のとおり、適正な施工と契約工期内に竣工できるような機動力のある工事等指名参加登録業者を対象としており、特に震災による事前調査、仮復旧等でご協力をいただきました町内に事務所を有する登録業者を中心に、早急な発注手続と公正な競争が行われるように指名競争入札方式により発注させていただきました。なお、議員おただしの町内個人事業者の方々に対しましては、町内に事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大するため、平成15年1月に制定しました小規模修繕契約希望登録要領に基づく登録を前提に、契約金額が30万円未満の小規模な修繕等を対象に発注しております。

本制度の活用実績についてであります。制度導入当初の登録者は44社ありましたが、平成21年度には20社、平成22年度には26社、平成23年度は19社、平成24年度は4月現在で20社となっております。登録業者数は、制度導入当初から比較すると減少しているものの、ここ数年はほぼ横ばいの推移状況となっております。また、町が発注する修繕等の金額に占める小規模修繕登録業者への発注割合であります。平成15年度から平成20年度が平均で約28%、平成21年度は約31%、平成22年度は約27%で、平成23年度においては、きめ細やかな交付金事業や震災復旧事業などにより発注件数は多かったものの金額的には約25%の数値を示しており、制度として定着しているものと考えております。なお、業者の選定に当たっては、修繕内容、緊急性、地域性、発注業者の仕事量の公平性などを考慮し、各課の判断により発注しておりますが、業種間によっては発注件数に多少の偏りが生じている状況にあります。

次に、こうした個人事業者の育成についてのおただしであります。過去に水道工事公認店の皆さんが自主的に管工事組合を設立し、入札参加資格申請に基づいて登録を行い、町が発注する上水道工事の指名業者として入札に参加し、一定期間工事を受注していた時期もありましたが、それぞれの組合が実績を重ね、建設業者として個々に入札参加資格を有し、自立したことにより自主解散した経緯があります。

こうしたことも踏まえ、個人事業者の皆さんが組合を設立され、自主的に入札、受注、そして請負契約等に基づき、町工事請負契約約款などを遵守し、適正な竣工による一連の工事請負契約行為に努め、実績を積まれて自立されることを切に願うところであります。そして、将来的には自立された個人事業者の皆さんが産業活性化と復旧・復興へのご協力をいただけるよう、町としても指導、助言に努めてまいりたいと思います。今後とも小規模修繕登録業者への受注機会の拡大と適切な運用を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、再生可能エネルギーの推進についてのおただしであります。再生可能エネルギーの推進として、平成23年度より住宅用太陽光発電システム導入促進事業を開始しております。昨年度の事業実績は、補助金交付者が41名、交付額が598万3,000円でありました。今年度につきましては、予算額990万円に対し、9月12日現在で交付決定者が47名、交付決定額が702万9,000円となっております。増加の要因といたしましては、国・県の補助制度の拡充や電力会社に対する余剰電力の固定価格買取制度の創設に加え、昨年の震災による全壊家屋等の新築に合わせた太陽光発電システムの導入が挙げられ、これらの状況は来年度以降も続くものと見込んでおります。今年度の本事業交付決定者47名の内訳を見ますと、19名の方が住宅の新築を機に太陽光発電システムを設置しており、新築住宅の場合には屋根自体の構造がソーラーパネルのタイプや既設住宅においても

設置時期、設置者の希望メーカー等が異なることから、町で設置希望者を取りまとめ一括発注することは考えておりません。

また、蓄電池に対する設置費補助事業の導入については、国及び福島県の住宅太陽光発電システムに対する補助は、余剰電力を電力会社へ売電する場合に対象となるものであり、町が蓄電池の設置費補助制度を創設することは、結果として設置者が国・県の補助金の交付を受けられないこととなります。このようなことから、蓄電池に対する補助事業を導入する考えはございません。今後も地球環境に優しい社会の実現に向け、地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図り、事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町公共施設の電気機器、街路灯などの省エネ化率、今後の省エネ化計画につきましては、本町では省エネ時代に対応すべく住民の方々には、太陽光発電設備等の支援制度を導入し、積極的に取り組んでいるところでございますが、町の公共施設等につきましても、特に夏場の節電行動計画に基づき、電気使用量削減目標を平成22年度比で昨年度は10%、今年度は5%を掲げ、全時的な取り組みにより消費電力の抑制を推進しているところであります。特に、役場庁舎においては、昨年度と今年度ともに平成22年度比で10%の電気使用量削減目標を掲げ、照明、空調設備はもとより室内機器やその他動力関係設備の節電に努めているほか、今年度中には庁舎内すべての照明をLED化し、平成25年度には冷暖房設備等の更新、平成26年度には太陽光発電設備及び蓄電システムの導入を図り、施設設備等のランニングコスト削減に努めつつ、さらなる省エネを推進してまいりたいと考えております。

また、道路沿線に設置している街路灯につきましては、蛍光灯の街路灯1,995基、LED灯の街路灯42基、合計2,037基の街路灯の維持管理を行っており、年間の電気料金は約480万円であります。これら蛍光灯の街路灯をLED化にすると、消費電力は1灯当たり20ワットから8ワットに抑制され、1年間の電気料金は2,844円から1,308円となり1,536円の削減が見込まれます。町内の街路灯をすべてLED化した場合、電気使用量は大幅に抑制され、電気料金は約300万円の削減が見込まれますが、街路灯をすべてLED化するには1基当たりの工事費が約4万5,000円であるため、すべて交換した場合、約9,000万円の工事費となります。

このことから、省エネルギー化及び電気料金維持管理費削減のため、主に小学校、中学校の通学路に設置されている蛍光灯の街路灯をLED等に交換する工事を計画的に進めております。これまで蛍光灯の街路灯からLED灯に交換した箇所につきましては、平成22年度は矢吹中学校前の町道松倉・大池線に20基、平成23年度は中央公民館前の町道一本木・19号線に22基を設置いたしました。今後も主に通学路を中心に計画的に街路灯のLED化を図り、省エネルギー化を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、介護福祉事業についてのおたただしであります。本町には特別養護老人ホームとして平成3年7月に開所した寿光園が1カ所あります。寿光園の待機状況ではありますが、9月10日現在で「入所申し込みをした」が164名、そのうち町内の方が60名となっており、これら待機者の方については寿光園以外の施設に申し込みをしている方も多数おります。待機者の中で、次にだれを入所させるかは寿光園の判断となりますが、差し迫って入所が必要と思われる身寄りのないひとり暮らし等の待機者は、現在はいないと確認しております。

また、平成24年度から平成26年度を期間とする第5期介護保険事業計画において、県南地域では平成24年度に白河市大信地区に40床、平成25年度に塙町で30床、平成26年度に中島村及び棚倉町でそれぞれ80床の特別養

護老人ホームの新設や増設が社会福祉法人等の事業者により計画されております。さらに、鏡石町にも昨年12月1日に90床の特別養護老人ホームが開所しております。このように近隣市町村で施設の整備が計画されていることから、入所待機者の状況については今以上に改善されると見込んでおります。

このようなことから、矢吹町には今すぐに新たな特別養護老人ホームを建設する必要はないと認識しておりますが、今後需要と供給のバランスも勘案しながら、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の中で特別養護老人ホームの必要性について検討してまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原子力損害賠償及び給付事業についてのおたただしであります。昨年12月に原子力損害賠償紛争審査会において打ち出された東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定に関する中間指針追補により、自主的避難等に係る損害の範囲が示され、本町は原発事故の避難区域外として賠償の補償対象外とされましたが、福島県民等しく適切な賠償がなされるよう町民の皆様に署名活動のご協力をいただき、福島県原子力損害賠償対策協議会と連携を図りながら、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部を通じ、国及び東京電力株式会社へ強く要望、要求をしております。

その結果、東京電力株式会社から県南地域住民のうち妊婦及び18歳以下の子供を対象に一律20万円の定額賠償を行うこと、県の原子力被害応急対策基金に30億円を拠出する考えが示され、加えて県からは当該基金を原資に係る市町村を通じて、県南地域の妊婦と18歳以下の子供に10万円、大人に4万円の給付を内容とする県南・会津・南会津地域給付金の支援策の提示がありました。このことは、さきの第370回議会でお答えしたとおりであり、現在それらの給付手続を進めているところであります。県南・会津・南会津地域給付金については、9月4日現在、給付金対象の世帯数6,709世帯、申請件数6,167件、給付総額8億8,530万円であり、支払い率は90.72%となっております。賠償金給付金が町民の皆様の手元に届くようになり、幾らかでも震災からの復旧生活支援に役立っているものと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、隣接町村と比べて原子力発電所からの距離、あるいは空間線量等からして給付額が低いのは納得できないとの町民の皆さんの多くの声を伺いました。当初、賠償金対象とされた23市町村と県南地域を比較すると、23市町村では18歳以下の子供及び妊婦の賠償額40万円に対し、県南地域では20万円であり、23市町村の18歳以下の子供及び妊婦以外の方の賠償金8万円に対し、県南地域は対象外とされております。

概算ではあります。23市町村と矢吹町の自主的避難等に係る賠償金の内容を比較し、差額の合計を試算すると、18歳以下の子供及び妊婦が約7億4,000万円、その他の方は約12億1,000万円となり、合計19億5,000万円の差額であります。これまで申し上げたとおり、このことについては納得できるものではなく、原因者である国あるいは東京電力が賠償すべきものであります。現在は、給付金の支給の手続を進めていることから、速やかな支給に努めるとともに、本町に対する適正な賠償について調査を進め、福島県白河地方・会津地方原子力損害賠償対策本部と連携を図り、今後のスケジュールや活動内容について検討を行い、継続して原子力損害賠償の完全実施に向けた強い要望を要求をしております。なお、対象市町村との差額についての町での先行支給という提案をいただきましたが、本町の財政状況からして非常に困難でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康診断項目の拡充についてのおたただしであります。福島県では東京電力福島第一原子力発電所事

故に伴う放射線による影響について、現時点での放射線量等の状況からも健康への影響は極めて少ないと考えておりますが、多くの県民が将来にわたる健康への不安を抱いているのが現状であります。そのため、県では長期的にわたり県民の健康を見守り、これまで以上に県民の健康保持、増進を図ることが重要であることから、健診を受診する機会がなかった方に対して、新たに健診機会を設けることにより生涯にわたり生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療ができるようにしております。

町では、県の委託を受け、集団健診等の既存制度による健診を受診する機会がなかったおおむね19歳から39歳の方に対しても、今年度から健康診査を実施しております。健康診査の項目に関しましては、既往歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長・体重の測定、肥満度の測定、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査の内容になりますが、町では独自に腎機能検査と貧血検査を新たに追加し、健康診断の拡充を図っております。

また、町では平成25年度から白血病の早期発見に関する項目であります白血球分画検査を追加し、検査項目の充実を図ってまいります。なお、町民健診対象者である40歳以上の町民の皆様に対しても検査項目を同じように追加し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療ができるよう進めてまいります。さらには、胃がん、肺がん、前立腺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診等がん検診の推進におきましても、昨年度に引き続き集団検診や個別検診を実施するなど、すべての町民の皆様のため、受診しやすい体制づくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染計画についてのおただしであります。角田議員、鈴木一夫議員への答弁と重複いたしますが、現在の空間放射線量の状況につきましては、可搬型モニタリングポスト、リアルタイム線量計による測定及び学校、公園、集会所などにおける定期的な空間放射線量の測定の結果から、東京電力福島第一原子力発電所の事故から1年半経過した現在においても、町全体としては西側が比較的高く、東側が低い状況で推移しております。事故後の空間放射線量と比較すると、セシウム134の半減期等の関係から現在はおおむね25%から50%程度減少している状況にあり、町内の空間放射線量は1時間当たり0.1マイクロシーベルトから0.57マイクロシーベルトとなっております。町全域の空間放射線量の状況につきましては、より詳細な放射線量の状況を把握し、町民の皆様公表するため、現在放射線マップ作成のための放射線量測定調査を進めております。

放射線マップ作成の進捗状況につきましては、町内全域を200メートルで区切ったメッシュ図を作成し、第2回放射線低減クリーンアップ作戦の事後調査に合わせ、地上1センチメートル、50センチメートル、1メートルの高さで放射線量の測定を実施し、10月5日までには約1,000地点の調査を完了する予定となっております。その後、調査データをもとに放射線マップを作成し、11月には町民の皆様へお示しできるものと考えております。

また、ホットスポット除染事業につきましては、鈴木一夫議員への答弁と重複いたしますが、申し込みの状況については9月12日までに11件の申し込みがあり、現在放射線量の現地測定を行っていることから、本測定結果に基づく除染作業の実績については現段階ではございません。今後は本事業の申し込み状況、除染実施件数、除染効果等の検証を行い、ホットスポット除染事業を積極的に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、応急仮設住宅入居者、借り上げ住宅入居者の生活再建についてのおただしであります。応急仮設

住宅につきましては、一本木60戸、善郷内16戸、大町9戸の3団地設置されており、管理総数は85戸となっております。8月末現在で82戸の入居があり、内容につきましては、町内の方が63戸、町外の方が19戸となっております。また、借り上げ住宅については、申し込み締め切り日の平成23年10月末に65戸が入居をされておりましたが、本年8月末現在で54戸が入居されております。町営住宅に一時入居されている方につきましては、申し込み締め切り日の平成23年10月末に14戸が入居されておりましたが、本年8月末現在で9戸が入居されております。入居期間は原則1年間ですが、最長で平成26年3月31日まで入居が可能となっております。

今後、応急仮設住宅、借り上げ住宅の入居者及び町営住宅の一時入居者に対し、避難の現状や今後の住宅再建に向けた意向を把握することを目的にアンケート調査を行ってまいります。これら、アンケート調査の結果を踏まえ、国・県の支援制度を活用し、災害公営住宅建設についての建設を行うなど、被災者の住宅再建の支援を行い、町外から応急仮設住宅等に入居されている避難者の定住化の促進についても支援を行ってまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、災害公営住宅舎の入居者の売り払いについて、アンケート調査等の結果、本町が災害公営住宅の建設をすることになる場合、被災入居者に処分することが可能かどうかは、制度等の詳細な調査をして適切な判断をしてまいります。

以上で1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ただいまのご答弁に対して、再質問をさせていただきます。

まず、1番の一番初めに質問させていただきました町公共工事の発注についてであります。以前にも自主的に事業組合を設立して工事を請け負っていたという状況ありましたということで、ただ、今の状況で個人で、なかなかそういったところに発想が至るのかどうかということ、また災害等でいろいろな精神的な苦痛とか、そういったものもある中で、そういったことまで発想が至らないということもあると思いますので、ぜひその以前の例なんかもお示しいただいて、ぜひ町として事業組合設立ということバックアップしてはいかがかということ、質問をさせていただきましたが、それについて、もう一度再答弁をいただきたいと思えます。

また、蓄電池の補助事業については、今の制度上から売電のほうができなくなるということでもありますが、やはり福島県、この原子力災害によってこうむっている被害などから考えますと、この復興とも考えまして、特別な復興特区などのようなことも考えられるのではないかなと思いますので、その辺も県などともあわせて協議していただき、ぜひ進めていきたいと思っております。その辺の考えも聞かせていただきたいと思えます。

また、3番目の介護福祉事業についてであります。いまだにこの164名という方が入居待機をされているということで、以前と比べてもなかなか解消していないのかなという印象を受けます。ただ、近隣町村などでも、それを設置するというのもあって、今後は解消していくのではないかというお話でもありますが、中には一時、特別養護老人ホームには入居ではなくてもできれば、例えば町の保健福祉センターなどでデイサービスは今行っておりますけれども、一時扱いなどをしていただければ、この入居待機の間、一時しのぎにはなる

のではないかと。それから大変助かるという声も出ていますので、そういったこともあわせて検討をしていただきたいと思います。これは本当に毎年切実に要望が出ている項目ですので、ぜひ考えていただきたいなと思います。

また、原子力損害賠償については、引き続き進捗状況と、やはりそれが一番気になっているところでありますので、町民に対してもその進捗状況、取り組み状況をお知らせいただくことが必要であると思っております、今後もその辺を進めていただきたいなと思っております。

また、5番目に質問させていただきました健康診断項目の拡充については、いろいろと検討を進めていただいて今後も拡充していくということでもありますけれども、例えば自主的に検査を受けたいという方もおります。ホールボディカウンター検診は、この対象でない方をつなぐ方で、平田の病院で受けられるということで受けに行ったという話があるんですが、ほかの町のほうでは平田の病院と協定を結んでいるので、全額負担しなくてもよかったということがあったんですが、矢吹町の方は協定がないので全額負担ですよというお話を聞いた。これはやはりほかのところでは、その健康診断に対して、ホールボディカウンターに対して補助などを行っているのに、矢吹町ではそれがされていないなどということも聞かれています。これは一つの単なる事例ではありますが、より拡充の方向、こういった補助などについても検討していただきたいと思います。その点についてもお答えをいただきたいと思います。

放射線マップの策定について、進捗、具体的に見えてきたということではありますが、ホットスポット除染という観点でいいますと、やはりホットスポットを把握するということが、自分のところは高いのかどうかということもあっても、なかなか自分で測定することができないということがあると思っておりますので、この放射線マップの作成の進捗とあわせて、高そうな地域については家庭内のホットスポットもぜひ把握する、また小・中学生のいる家庭について、そのような高い地域ありそうなところについては町のほうで先行して、その測定も行っていただくというふうなことも必要であると思っております。その点もあわせて再度ご答弁をお願いしたいと思います。

応急仮設住宅についてですが、これについてもさまざまな制度等を利用して今後図っていくということではありますが、アンケート等で明らかになってくること予想されますのが、自分の家で住めるのかどうかということ。それから、このプレハブのような住宅の中でいつまで住んでなきゃいけないんだということ、そこがやはり意識的に萎縮してしまうところもあると思っておりますので、ぜひその辺もあわせて、個人として住宅再建できるような制度、拡充についてさまざまな制度と検討していただきたいと思っております。これについても再答弁をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問に対し、答弁をさせていただきます。

公共工事の発注について、以前の例ということで管工事の組合等の事例を引きながら、そうしたことについても今後前向きに検討すべきではないかということにつきまして、なぜ管工事組合等が設立されて、また廃れてしまったのかについては、先ほども説明したとおりでございます。こうしたことについて、どのような手法

で今後進めていくかというようなことも含めて、十分担当課のほうに指示をしまして、どうした形で進めていくのがいいのか、組合の設立に当たってはどうした形がベストなのかも含めて、協議を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

町は、小規模事業者の育成ということで非常に力を注いでいきたいという思いがあるんですが、大分業者についても選別が進んできたのかなど。先ほどお話しさせていただいたように、やる気のある業者、上昇志向の方については一定の規模を備えて大型の工事、公共工事を受注できるように、そうした形で育っている業者もありますので、そうしたことで管工事組合等も含めて、その他の小規模事業者などについても、どうした形で今後育成していくかということも含めて、知恵を絞ってまいりたいというふうに思っております。

2点目の蓄電池については、現状の段階では国・県の補助を受ける場合に、太陽光発電が売電が基準となると、それらについて制度は制度であるけれども、復興特区などを含めて、蓄電池の設備についても補助を受けられるようなことを県に要望すべき、国に要望すべきではないかというような、そういうご提案、本当になるほどということも、私のほうでは今感じております。こうしたことも含めて、県・国に対してどういう形で蓄電池の補助を受けられるような制度ができるかについて、要望等を含めて、協議を深めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

介護保険等におきまして、介護の必要性がある方の待機者164名が相変わらずいるということで、今さまざま形で各市町村、この待機の問題を解消すべく特別養護老人ホームが設立、または増設されていることについては、ご理解いただけたかと思ひます。

矢吹町においても、待機者の数については、当然60名を超える方が今おりますので、この方については今後、他の市町村のどの施設を利用していただけるかの状況も含めて、それでも待機者がふえるということであれば、平成27年度以降の第6期の介護保険計画でバランスを考えながら、建設についても前向きに検討していきたいという答弁をさせていただきましたが、なお、ご提案の健康福祉センターで預かっていただくというようなことも考えられないのかというような内容等については、これについてはデイサービスのサービスは受けられるにしても、保健福祉センターそのものが特別養護老人ホーム等のそういう認可を受けた施設ではございませんので、そうしたことについては難しいのかなというふうに思っております。なお、これらについても今後ということが可能なかどうか、ご提案の件も含めて検討をしてまいりたいというふうに思っております。

また、健康診断の拡充についてということでございますが、この内容等については先ほども答弁をさせていただきました。おただしの内容等については、保健福祉課長のほうから説明をさせますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、放射線の除染、マイクロホットスポット、もっと数が多いのではないかとすることを当初私自身も考えておりましたが、9月の時点で11件ということでなかなかふえてこない。これについては、議員おただしのように、なかなか自分のところを意識して線量を測定するということが困難なことも考えられます。さらに、高いと思われるようなところに好んで入っていけないというような不安を抱えている、そういう問題もあると思ひますので、ご提案のとおり、町のほうで詳細なホットスポットと思われる箇所について、どのような形で支援できるかについても、担当課と協議を深めていきたいと思ひます。

なお、先ほども多くの方に除染の方法について答弁をさせていただきましたが、町のほうではこの後、放射

線マップ、200メートルのメッシュ調査に基づいてマップを作成する予定になっております。さらには、第2回の放射線低減化クリーンアップ作戦で、各行政区の詳細な事前事後調査、測定調査をしますので、そういった測定結果に基づいて、高いと思われるところに町のほうで詳細調査をしていくというような、そうした切り口もあろうかと思っておりますので、それらの手法については今後町のほうで検討を加えていきたいというふうに思っております。

応急仮設住宅、今後アンケートを実施するという話をさせていただきました。現在、仮設住宅、民間借り上げ住宅、町営住宅にお住まいの方、今後どうされるのか、自分のうちに今後も建てかえて住むのか。さらには、プレハブ住宅にずっと住み続けるというようなことも、これは制度上できないことでもありますので、そうした方に対する手当て、支援をどうしていくかということについても、今後アンケートで明らかにしながら、先ほども答弁させていただいておりますように、そうした方々に寄り添った形で面談を重ねながら、その後のアンケート結果に基づいて面談を重ねながら、意向の確認などをしていき、今後の対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

なお、災害公営住宅について、町のほうでも今後復興計画の中で具体的な建設計画を明らかにしていくようになりますが、この災害公営住宅の被災者への格安な売却等については、先ほども答弁させていただいたように、まだ具体的な方向性が打ち出されておりませんので、今明確なことは言えませんが、そうしたことも含めて、やはり町では今後新たに住宅を再建する人、また修復をされる方に対する一定の支援、金銭的な支援なども考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

これらについては、この後、町の災害復興計画、さらには今後、中心市街地の復興協議会の皆さん、さらには町で考えている都市マスタープランのすり合わせ等も含めて、そうした中で平成25年度以降の事業計画の中に網羅できるような、そんなことを検討を加えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で1番、安井議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、円谷政雄君。

〔保健福祉課長 円谷政雄君登壇〕

○保健福祉課長（円谷政雄君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

平田村には、ホールボディカウンターが入ったというのは承知しておりますが、使用につきましては、どのような方法で使用できるかはちょっと確認しておりませんので、それは調査しまして、後でお答えしたいと思います。なお、西郡に1台、県のほうから、これ赤十字のほうになりますけれども、1台入る予定でおります。それにつきましては、今度、西郡の中で、どんな方法で利用したらいいか協議してお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 以上で1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で本日の一般質問は打ち切ります。

本日の会議を閉じます。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時16分）

平成24年第371回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成24年9月19日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案の付託

議案第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第50号・第51号・第52号・

第53号・第54号・第55号・第56号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
8番	鈴木一夫君	9番	大木義正君
10番	熊田宏君	11番	角田秀明君
12番	柏村栄君	13番	諸根重男君
14番	藤井精七君	15番	吉田伸君
16番	栗崎千代松君		

欠席議員(1名)

7番 竹元孝夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 長野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 藤田忠晴君

総務課長 水戸邦夫君 税務課長 井戸沼寿量君

町民生活課長 会 田 光 一 君 保健福祉課長 円 谷 政 雄 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局長 圓 谷 誠 君 都市建設課長 藤 田 豊 君

上下水道課長 円 谷 清 茂 君 教育次長兼
学校教育課長 陳 野 秀 敏 君

会計管理者
兼出納室長 円 谷 一 雄 君 生涯学習課長
兼中央公民館
長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 須 藤 源 太 主 幹 兼
局長 補 佐 菊 地 利 雄
兼 次 長

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、竹元孝夫君より欠席する旨の届出がありました。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより、前回に引き続き一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 加 藤 宏 樹 君

○議長（栗崎千代松君） 通告7番、2番、加藤宏樹君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 加藤宏樹君登壇〕

○2番（加藤宏樹君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般行政について質問をさせていただきます。

まず、町にはさまざまな施設があり、所有管理をしておりますが、集会場等の不足から、活動を制限されているサークル等があると聞いております。社会福祉会館も修復され、新たにやぶき復興まちづくりセンターも加わりました。他の施設を含めたこれらの利活用の現状と今後の方針をお示しいただいて、問題の解消はできるのかをお伺いしたいと思います。

次に、同僚議員と質問がほぼ同じですが、震災で多くの建物が被害を受けました。その中でも、全壊認定を受けた建物の解体が半分ぐらいということで、まだ半分残っているということですが、その後の実態の調査等は町が行ったのかどうか、町民の生命と財産を守るという立場から相談を受けたり、ときには指導も必要かと思われませんが、町の考えはどうかをお伺いしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、2番、加藤議員の質問にお答えします。

初めに、集会場の不足のため、活動制限されているサークル等が町所有管理施設での利活用により問題解消

はできるかとのおただしであります。初めに、現在、東日本大震災の影響により使用が制限されている施設があり、文化的、社会的な活動を行っている皆様にご不便をおかけしております。集会場については、新町集会場は、全壊により解体したため使用できない状況であります。他の集会場は修繕を行い、利用可能な状態です。

矢吹駅舎に併設するコミュニティルームについては、現在、昨年の震災によって全壊した商工会館の仮事務室として臨時に対応しているため、当分の間、利用されていた皆様にはご迷惑をおかけすることになりますが、商工会と協議をさらに深め、早い時期に利用が再開できるように進めてまいります。

福祉会館については、大規模改修工事を8月末までに行っていたことから、貸し出しは行うことができない状況でしたが、今後保健福祉センターで実施している町民の健康増進や生活習慣病予防等のためのヘルスアップ教室事業の展開を図りながら、これまでどおり施設の一部を町民に貸し出しする予定であります。このことから、中央公民館については利用団体数が増加し、1団体の利用は月に2回までとする制限を講義室に限り、行っております。

次に、藤田ホールについては、やぶき復興まちづくりセンターの名称で開所し、今後矢吹町中心市街地復興協議会が、商店主を初め各関係団体との情報の共有や連携を図るための場、商店会等の町内事業者で構成する団体が復興やにぎわいづくりのためのイベント等を行う場など、中心市街地復興の拠点となる施設として活用してまいります。なお、求人情報や観光情報、特産品等イベント情報の発信、少人数での打ち合わせや待ち合わせなどに気軽に立ち寄れるコミュニティスペースとしても開放し、地域コミュニティの構築も図れるように進めてまいります。

このように、震災の影響から施設を利用する皆様にご不便をおかけしておりますが、さまざまな文化的、社会的活動は、現在多くの人々が求めている心の安らぎや豊かな市民性のはぐくみ、そして住みやすい社会環境をつくる原点でもあると感じており、震災以前以上の復興へはこのような心の復興が大変重要であると認識しておりますので、町所有の管理施設等については、今後施設の利用状況等を十分考慮し、用途に応じた効率的な運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民の生命と財産を守る立場から震災で被害を受けた建物の実態調査、相談、指導はどうなっているかとのおただしであります。議員おただしとおり、町民の生命と財産を守る観点から被災を受けた建物のその後の実態把握は大変重要であると認識しております。

角田議員、薄葉議員への答弁と重複いたしますが、東日本大震災により被害を受けた建物の中で、特に町民の生命を脅かすおそれのある全壊の判定を受けた建物の総数は563件で、住家に限れば292世帯であります。そのうち、132世帯については解体申請がなされ、残る160世帯が未申請となっております。この160世帯について、被災者生活再建支援法に基づく各種支援金の申請状況から分析すると、50世帯は修繕で対応され、さらには北町雇用促進住宅2号棟を初めとする全壊したアパート等の借家に住まわれていた方が53世帯あります。

また、1つの住宅の中で世帯分離をされている方、いわゆる重複申請者が6世帯あります。これらを差し引いた51世帯については、現在も危険性がある状態なのか否かは把握できていないのが現状であります。このような世帯については、損壊家屋解体支援事業の中でも、広報周知や罹災者への個別周知をするとともに、申請期限についても延長するなど町民の安全確保に取り組んでまいりました。今後は、未申請物件の所有者の意向

や事情、建物の危険度等を個別に聴取するとともに、都市計画マスタープラン見直し事業に合わせ、本年度に実施予定の都市計画基礎調査委託事業により、町内すべての建物の状況を把握するなど、町民の生命と財産を守るため、町民に寄り添ったさらなる対応に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、加藤議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（加藤宏樹君） それでは、再質問をさせていただきます。

一般行政について、サービスのあり方についてを質問させていただきましたが、町民のために町民の利益になるように、心がけていただきたいとの思いで質問をさせていただきました。震災前は、職員への評価は厳しいものがあつたと思うんです。震災後、そういった声はほとんど聞かれなくなり、逆に職員が足りないんじゃないかというように言われるぐらい、これも震災後、長年行政に携わってきた町職員のご経験等が役立って、職員が中心になって活動されたことによる評価だと思います。これを機に住民に寄り添ったサービスに心がけ、指導、監督を徹底していただきたいが、町長の考えはどのようなものかをお伺いしたい。

また、町民の声が我々に届くには限界があると思うんですが、時々アンケートを行ったり、苦情の受け付けや要望等の受け付けをし、町執行側と議会がともに情報を共有し、問題の解決に努めることも大事だと思いますが、その辺もあわせて町長の考えをお聞かせください。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

町民サービスのあり方、また町民の声が届くにくいというようなこと、私も常々非常に難しい問題だというふうにとめております。サービスのあり方については、できるだけ町民の目線に沿った形でまちづくりをしていきたい、その原点は「対話のまちづくり」ということで、言うならば町が一方向的に押しつける住民サービスではなくて、要は町民の声を大事にしながら、多くの声を吸い上げて、それを町政のほうに生かしていくというような、そういう基本的な私自身の町政に対するコンセプトというのは、今までもずっとお話をさせてきていただいたところでございます。

ご案内のように、まちづくり総合計画についても、そういう観点から前期、後期の計画を策定させていただきました。数多くのまちづくり懇談会、もしくは町行政区の総会等に顔を出させていただいて、町の方案を示しながら、その原案について多くの町民の方から、さらにアンケートを、そして、そうした直接の対話による声を吸い上げた中でまちづくり総合計画をつくらせてきていただいた。

しかしながら、町民の利益のためにすべてかなうものになっているかどうかというものについては、非常に加藤議員と同じようにすべて網羅されたものではないということも、これについても私自身も十分認識しております。これらについては、その都度、議会のほうにお諮りをしながら、まちづくり総合計画、町の最重要計画であって年次計画に沿った形で町の中の事業を、町の事業を執行するとはいえども、修正を加えていくという、そういう考え方もございます。

ですから、今までも修正を加えなくちゃいけないものについては、議会の皆さんにお諮りをしながら、総合計画を変更したり、先送りしたりとか、そういうこともさせていただいてきたところでございます。特に、財政再建3カ年計画の期間中、そして後期計画に入って、今回の震災によって復興計画ということで、リンクするような形で総合計画を見直しせざるを得ないというような状態に陥っていますので、この後もそうした考え方によって、まちづくり総合計画、復興計画をよりよいものにしていきたいと考えておりますので、加藤議員のみならず議員各位のさまざまな形でのご提案についても、よろしくお願ひしたいと思います。

震災前については、職員に対する厳しい声があったと、しかし今震災に、そして震災後についても職員が少ないのではないかということでございますが、これについても町には職員適正化計画というものがございます。その基本は、矢吹町の財政状況を勘案した際に、多くの財政再建の項目を網羅させていただきましたが、その中でも職員の適正計画と、職員の数の適正な人数を定めながらというものがございましたが、凶らずも、今回の震災で技術職が少ないとか、いろいろな点で多くの方の支援を受けていたということでありますので、職員の適正化計画についても、この後見直しを図りながら、そうした声や、そして職員の負担が増すようなことのないようなことも十分に考えていきたいというふうに思っております。

もう1点の町民の声が届きにくいというようなことにつきましても、前段で説明した内容と説明と重複することがございますが、問題の共有化を図りながら、多くの町民の声が聞けるように、また今後も対話を重視しながら、その対話を充実するために多くの座談会や多くの行政区の総会に顔を出して、多くの町民の声を吸い上げるように努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

大変貴重なご意見ありがとうございました。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

2番。

○2番（加藤宏樹君） それと、昔、目安箱みたいなのを設置したのがあったと思うんですが、それは今はないのかな、どうなっているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、加藤議員の再々質問ということで、新たに目安箱の話が出ました。私の町政の基本的な考え方で、対話を重視して多くの住民の声を聞くということで、町民との対話室をつくったり、目安箱をつくったりしながら、1期目、2期目ということで、ずっと継続をさせていただいております。今現在、町長と町民の対話室については、税務課を含めた役場組織の機構の改革をもって、移動せざるを得ないということ。そして、その後、廃止せざるを得ないということで、なくなってはしまったんですが、目安箱については、今現在もないわけではございません。ただ、一定の役割は終えたのかなというふうにも思っておりますが、ただ、目安箱の今後の利活用について再度検討を加えながら、今後どうするかについては検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 以上で2番、加藤宏樹君の一般質問は打ち切ります。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告8番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場にご参集の皆様、改めましておはようございます。

今議会最後の一般質問ということで、通告に従いまして質問をさせていただきます。

3点ほどございますが、まず第1点目としましては、通告書に書きましたように、政治というものに対しての町長のお考えをお聞きしたいというのが趣旨でございます。

今、中央を見ますと、党首選が盛んに行われておりますが、そういうさなかにおきましても、よもや福島のこの原発の状況というものは置き去りにされているのかなというのが、国民、またこの町民を含めた被災された方々のお考えではないかというふうに思っております。特に、今までも一般質問等でお尋ねしてまいりましたが、国・県、そして市町村というふうにあります、そういう国から県へ、県から町へという、町から今度町民へというような、いわゆる中央集権の枠から外れずに政治が行われているというのが今の実情ではないのかなというふうに思っております。

ただし、そういう中であっては、実際に生活する町民の方々、国民も総じて、やはりいわゆる事務事業なり、そういう国の国策等よりも我々生活している中において、自分たちの生活に沿った政治というものがなされないのかというのが非常に大きな課題であり、我々もまた選挙という過程を経て選ばれ、町長も選挙戦を通じて選ばれている中であっては、その政治というものが一つの命題になってくるのではないかとというふうに考えられるわけであります。

そのような中にありまして、政治というものに関しては非常に概念が難しいところではありますが、大方よい社会で生活することを達成するために社会に対して働きかけることであり、何がよいことかという判断に関する議論を伴うものというような規定が一般的ではないかと思っております。そういう政治が社会に対して全体的な影響を及ぼす領域にありまして、町民、生活する側としては身に迫ってくる、そういうものであります。

特に今回の震災におきましても、さまざまな点で、例えば解体をするというものに関しましても、一部残せる建物、建物といいますか、大規模半壊なり、それ以上の中にあっても一部残せる部屋等があったときに、そこを解体しないで残してしまうと、いわゆる全損の扱いにならないかというような状況がございます。それらは、我々町民、一般国民にすれば、使えるものは残しておいて、それでいて壊れた部分、不足部分を新たに建てたいというような感覚になるんですけれども、それがどうも認められない。また、災害救助法の規定にあつては、最終的には結論を申せば、市町村長の判断にゆだねるという文言もあるわけなんです。

そのような中でありながら、実際には町としても国のほうに問い合わせても、それが認められなかったという返事がございましたが、いわゆる町民の方々が思うところと、我々行政が行うところでは差異が生じているというのが実情でございます。多くの方々の町民の意見としましては、そういう差異に対して、何とか政治というものを行ってほしいと。国が、県がというふうに言うのであれば、実際にその町の長なり議会というのはどういう働きをするのだというような疑問が生じてくるわけです。そのような実際の町民の方々の思い、そし

てまた今回も2件ほど同僚議員から出ましたが、町の将来像を示してほしい、そのような要望につながってくるものと思っております。

このような状況を踏まえる中で、政治というものの概念と、それを実施する、いわゆる長として頂点におられる野崎町長の概念を、コンセプトをお聞きしたいというのが第1点目でございます。

次に、第2点目ですが、町長いわく除染なくして町の復興はなしという言葉のごとく、除染が復興の第1前提となってくるものと思われまふ。ただ、ご存じのように除染をする、その必須要件としましては、仮置き場の設置が非常に問題になってくるわけでございます。この仮置き場に関しまして、本来であれば、やはり町有地があるのであれば町有地は当然、町民の利益にくみすることが目的でございますから、そういう中であって活用されるべきところではありまふが、元来この放射能という問題におきましては、健康被害等の非常に危惧される要素を含んでいるがために、置き場がなかなか決まらないというような現状であることは重々承知してあります。

ただし、これを福島市方式のように各所有者の土地の中に封じ込めてということも福島市では行っておりますけれども、実質進捗率は40%を切っていると。なおかつ今、当町におきまして、田内、柿の内におきまして、住宅の除染、面的除染をするということで動きまふが、仮置き場の問題で事実上、頓挫しているような状況でございます。

きのうの町長の答弁の中におきまして、柿の内におきましては内定というような言葉が出まふが、私としましては、とにかく除染というものとして前に前に進んでいるということにおきましては、非常に評価できる内容ではないかと思ひます。ただし、どうしても仮置き場となる近隣の住民の方々等に関して、まだまだ非常にナーバスな問題でございますので、慎重に文言等を発していかなければならないのかなという認識はしております。

ただ、この仮置き場に関して、町有地を選定し、そこを仮置き場にしていくということに関して、非常にネックになってくるのは安全性の問題であると。ただし、その安全性に関しまふも、今、県でもって除染を中心的に引き受けていられる原子力研究開発機構のほうでは、その遮へいの度合いをかなり100%に近く持っていてという実績があるわけです。そこにおいては、町長は仮置き場の安全性というものに対しては何%ぐらいの確信を持って安全というふうに思っておられるのか。あるいは、それが安全ではないんじゃないかというふうに思っているがために、町有地を仮置き場にしていくということに対して抵抗を持っておられるのか、その辺を踏まえて、その仮置き場を今後どのようにつくっていくのかということをお示しいただければありがたいと思ひます。

国から県に、県から町に、町から行政区にという、その構図のもとに地区住民の方々丸投げするというような構図になってはいけないのではないかというふうに思ふことから、仮置き場を町として、政治的判断によって一元化していくということも、これは大きな選択肢ではないのかということについてのお考えをお尋ねいたします。

最後に、議会としましては、震災・原発事故の特別調査委員会を設置して賠償等の問題を協議しているところでございます。特に山林の除染は、将来においても手つかずの状態でありまして、セシウムの137に関しては、半減するのに30年余りですから4分の1になるには60年という長い歳月を要する。その中で私たちが生活

をしていく、子供たちも生活をしていくという際限のない私たちが生きていく中におきまして、どのような健康被害と放射能に対して対策を設けているのかと。これに関しましては、町として独自の目線で何か取り組むことはできないのかと。これも当初の政治的な考え、概念から町長として政治家として何かを試んでいくというようなことがられるのか、ないのか。先ほども同僚議員からの質問では、町民の皆様の要望を聞くというような言葉は重々聞くんですけども、町民のみならず実際に行政の長として携わっておられるその立場から、他の市町村にはない独自のシステム等について考えていかれるのかどうかというものがあれば、お示し願いたいというふうに考えます。

以上、3点につきまして答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、青山議員の質問にお答えします。

初めに、町長としての政治認識等についてのおただしであります。政治学、あるいは政治哲学については諸説あり、私も学んでいる途上でありまして、矢吹町という行政機関の責任者としての行政執行についての現在の認識などを申し上げることで答弁とさせていただきます。

日本国憲法では、第25条1項において「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めており、国の責任のもとではそれは保障されるものと認識しております。いわゆるナショナルミニマムでございます。

地方自治体は、そこから一步踏み出して、地域住民がより安全・安心で幸せを感じる生活を維持向上することにより責任があるのではないかと考えております。いわゆるローカルオプティマムでございます。そのために地域の特性、住民のライフスタイルなどを考慮した地域社会の仕組みづくりをすることが、大きな役割であると考えております。これまでも申し上げてまいりましたが、私の町政執行の基本は「対話のまちづくり」として、より多くの機会に町民の皆さんの意見をいただくことにより、住民ニーズを的確にとらえ、本町の特性を生かしたまちづくりに努めてまいりました。

地域主権改革が進展し、地方自治体の権限及び自由度が拡大することは、より住民の意向を踏まえた政策等の展開が可能となること、そして東日本大震災からの復興という、いまだかつてない大きな課題を抱えたまちづくりを進める上では、これまで以上に住民に寄り添うことが重要になると考えており、これまでの姿勢をさらに強くしていかななくてはならないと考えております。矢吹町長として、町民の負託にこたえるためには強い信念を持ち、まちづくりの方向性を決して間違わないよう選択し、確実に遂行することが当然の責務であり、責任者としての必要条件と認識しております。

私はこの必要条件を満たすよう最大限の努力をし、一定の成果はあらわすことができたものと自負しておりますが、これからの地域主権改革がさらに進む時代、東日本大震災以前以上の新生矢吹に向けた復興のまちづくりにおいては、リーダーとして多様な十分条件が求められるものと認識しております。今後、私自身、自己研さんを重ね、町民の皆さんに安心して町政のかじ取りを任せていただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、仮置き場設置に関する町の姿勢についてのおたがしであります。昨日の角田議員、鈴木議員、安井議員への答弁と重複いたしますが、本町の除染対策につきましては、7月13日付で環境省の承認を得た矢吹町除染自主計画に基づき公共施設の除染や町内でも比較的線量の高い住宅地等を優先とした除染を予定しております。本計画において、汚染土壌の処理につきましては、公共施設については原則として町がその敷地内に保管します。住宅地等については原則として町が地域の理解と協力のもと、地区ごとに確保した仮置き場に保管しますと定めております。

この経過につきましては、さきに答弁したとおりであり、町が各地域の汚染土壌を集約した仮置き場を設置することに対して、地域の方々から仮置き場の安全性そのものを理解いただいたとしても、他の地域の汚染土壌を自分の地域に持ち込み保管することに対する不満や放射能に汚染された土壌の仮置き場を設置することに対する心理的不安からご理解いただけないことにあります。

このようなことから、町が仮置き場を一方的に決めるのではなく、地域の意見を尊重し、地域のつながりを大切にした除染実施計画を作成したものであります。今後も町といたしましては、継続して町の責任のもと町有地のみならず民有地も含め、仮置き場の確保に全力を挙げて取り組み、一日も早く放射性物質を取り除き、地域の空間放射線量の低減を図り、東京電力福島第一原子力発電所事故前の生活を取り戻せるよう面的除染の早期着手に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、安全性についてのおたがしであります。安全性については、安全であるが決して100%安全とはいえない、これが私の考え方でございます。したがって、安全性の確立については、今現在言明を避けますが、国が示している仮置き場の設置基準が安全性を担保できると、そういう説明については一定の理解を示すものであります。

以上申し上げ、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、他の市町村にない除染と健康に関する新たな試みやシステム構築についてのおたがしであります。除染につきましては、現在町が独自の目線で取り組んでいる事業として、ホットスポット除染事業が上げられ、8月より受け付けを開始しております。なお、本事業の概要や取り組み状況につきましては、鈴木一夫議員、安井議員への答弁と同様であります。除染実施計画に基づく面的除染を町内一斉に実施することが困難であることから、面的除染に先立ち、局所的に空間放射線量の高い場所の除染を町民からの申し込みにより、町が随時実施し、町民の方々の放射線に対する不安の解消と放射線量の低減を図るため、事業を進めております。

9月12日現在の申し込み状況は11件であり、現在放射線量の現地測定を行っているところであります。今後も矢吹町除染実施計画に基づき計画的な除染作業を確実に実施するとともに、ホットスポット除染事業等を含め、効果的な除染手法の検討と先進的な事例や他市町村の取り組み内容等も参考にしながら、放射線量の低減に向け全力で取り組んでまいります。

次に、健康に関する新たな取り組みにつきましては、安井議員への答弁と重複いたしますが、町といたしましては今年度の健診から、19歳から39歳までの方に対する県民健康管理調査の健診に対して、県で指定する健診項目に町独自に腎機能検査と貧血検査を追加し、健診の拡充を図っております。

また、放射線外部被曝検査として、15歳以下の子供及び妊婦に対するガラスバッチや電子線量計の貸し出しによる検査、さらに放射線内部被曝検査として今年度から6月26日から9月5日までの期間、4歳から19歳ま

での方2,342人に対し、ホールボディカウンターによる検査を実施しております。今後の予定としましては、平成25年度から白血球の早期発見に関する項目である白血球分画検査の追加や、甲状腺の疾患を早期に発見する甲状腺超音波検査を18歳以下の方に対し実施するなど、町民の皆さんの生涯にわたる生活習慣病の予防と疾病の早期発見、早期治療、さらには放射能による健康への影響等の不安解消に向け、全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 答弁ありがとうございます。何点か再質問をさせていただきます。

まず、政治的な概念という中におきまして、町長さん立派なマニフェストを、今までにない厚紙でつくられた、内容等からおきまして、やはり地域住民の幸せ等を感じられるような生活を守るためにと、町民の声を聞いて町民の幸せ、町益を損なわないようなまちづくりをしていくというような、おおむねそういう趣旨ではないかというふうに考えておるところなんです、どうも具体的にそのために何をしていくのかというところがなかなか見えてこないというのが町民の声としてあるのではないかと。

そういう意味から、将来像を示してほしいというようなことはよく言われているんじゃないかというふうに思っております。特に、町民の利益、町益というものをくみしていくということに関して、私もいろいろ財政とか見ながら非常に気になっているんですが、その辺についてちょっと町長の考えをお聞きしたいなと思っ

ているんです。特に、同僚議員からは入札工事等に関して、小規模事業者等に対してということもありましたけれども、私はもう少しマクロ的に見ていきますと、入札率の推移というものが平成20年が91.96、21年が93.48、22年がちょっと下がりまして92.22、23年度が97.23%というふうに極端に伸びていると。これは災害等があり、また市場というものが買い手市場になっているというような条件も踏まえるんですが、結果としまして、やはりもう少し抑えていただくような、そういう努力も必要だったのではないかと。いかんせん災害等、国のお金にしても、ひいては町民の税金からに結びつきますし、町としましては極力落札率低いほうがよろしいでしょうし、他の市町村、郡山なんかでちょっと出ました不正があったものを見ても86%ぐらいということでございます。

これ、震災がないにしても20年、21年、22年にしても、91%、およそ92%を超えているということに関しては、客観的に見れば昔の10数年前に矢吹町にあった集権的な土建国家のような、その再来かというのを思わせるような、そういうようなものもある。特に、ことしの2月には、1年間365日ありますが、その中の1日に4件ほど入札が行われた、その4件を町外のある業者が、4件すべて1社が落札していると。それが98.35%、98.35%、それから98.17、98.27というふうに非常に高率なんです。1年の中の1日のすべてを、そこだけを1社が100%高率でもって落としていっているというふうな状況があるということに関しては、これは自然のなせるわざということでの町長の考えなのか、ちょっと改めてお聞きしたいというふうに考えます。

それから、また政治的な配慮といいますか、もう少しいわゆる色を出してもらいたい、町長の考えというものを具体的に示していただきたいというのが希望なんです、そういう中にあるのは教育業界におきましても、今は偏差値が復活しまして堂々と中学生の進路に関しては偏差値が横行していると。その偏差値という

ものがもう横行しているの、これは一つのボーダーの基準になるという観点から申し上げますと、その偏差値50、いわゆる中位の位置にいる、その中位以上の成績じゃないと入れないという高校に対しての進学率が、矢吹の場合40%を切っている、もう30%、一時期30%も切りました。そういうような状況の中にあって、町長が政治的な概念としてとらえられている目的に沿った内容というものがなされているのかと。どうもその辺は先ほど相まって、国から県へ、県から町へという、その行政レベルだけの仕事を100%こなしていくというところに力が行き過ぎているのではないかというような懸念がございますので、その辺についてもお聞きしたいなというふうに思います。

また、これは再質問3点目になりますが、農業等の対策に関しましても前回は質問いたしましたけれども、一次産業、二次産業、三次産業というものに関して……

〔「再質問の内容なんですか」と呼ぶ者あり〕

○6番（青山英樹君） これは政治的な判断という中における質問でございます。ですから、農業等に対してということに関しても、政治的な思いの中で……よろしいですか、政治的な判断という概念という中の判断におきまして、農業項目につきましては一次産業、二次産業というもの、三次産業というものに対して、一次産業がここ数年下がってきていると。二次産業は同じ推移をしている。三次産業は伸びているというところにおいて、農業政策というものに対する町長の政治的な概念のもとに何をしていくかというものがお聞きしたいと。この現状を踏まえてお聞きしたいというふうに思っております。

それから、結果としては所得等に関しましても、福島県の統計年鑑等が出てきましたけれども、やはり西郡にあっても矢吹は非常に低位なんですね。隣の村に対して2万6,000円の差で下から2番目というような、1人当たりの町民の所得が下から2番目です。そのような状況を踏まえたときに、いま一度町長の政治的な観念のもとに何か打つ手はないのかというようなことをお聞きしていきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。今のこと、ちょっと補足しますと、町民1人当たりの所得という面での順位でございます。数値及び順位でございます。これがいわゆる政治的なものに対する町長の概念、それを具体化していくというふうに変ってくるのかというのがお聞きしたいという点でございます。

次に、除染に関してですが、地域住民の方々の要望を聞き入れつつ、簡単にいえば、よその土地からの汚染土壌を持ってこられることに対して、いやだということがあれば、それは尊重してということでお考えしているということでしたが、これ実際に今度来る町のクリーン作戦におきましても、二区とか、ああいうところにおいては場所がないんですが、今後どうされていくのか。

きのうも答弁ございましたが、よろしいでしょうか、フローチャートの仮置き場がある、ない、ある場合はそのまま行きますが、ないといった場合は地元で、その行政区で、それがあればそれでいいですけども、ないといった場合はどうするのかといったとき、いたし方ないというような言葉が出てきましたが、それは具体的にやらないということになってしまうのか、その辺がどういうお考えなのかお聞きしたいというふうに思います。

それから、3番目に関しまして、町として除染としての取り組みを、これは私のほうからはひとつ提言していきたいと思うんですが、議会のほうでも特別調査委員会が設置しておりますけれども、どうしても皆さん関心があるのは、汚染の度合い、あと健康被害、あといつそういった不安から逃れられるのかという点だと思

うんです。そういう点におきましては、これ世界で初めての試みになるでしょうし、原発被害に遭った中であって、健康と除染というのは離せないということであれば、モニタリングの強化、例えば水道料の検針のような、あるいは浄化槽の点検のような定期的に家々、家庭家庭においてモニタリングを実施していきながら、汚染の状況を常に家人に知らせていく、町民に知らせていく、大ざっぱな場所でもって放送するよりももっと身近なところでお知らせしていくようなシステムを構築し、なおかつ非常に低迷している福島県の健康管理調査、それとも抱き合わせしながら家族、家の一人一人の状況等を問診、あるいはそういうものはかっていくシステムをこの矢吹町でもってつくっていただけるのであれば、ぜひお願いしたい。いわゆるモニタリングと除染と健康調査というこの三位一体、これを一つ行政のシステムとして構築されて、それが一つのモデルとして産業化されるのであれば、なおそれにこしたことはないのではないかと。そのような試みをお考えできるかどうか、お尋ねしたいというふうに思っております。

以上、3点につきまして、そのようなものに対してお答えいただければお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

大分、再質問の項目がたくさんあって、漏れた点については、この後また再々質問ということでお願いをしたいと思います。

まず1点目、私のマニフェストについて、地域住民の幸せということであって、大変いいというような評価をいただきまして、ありがとうございます。ただ、具体的に何をしているのか見えないというような、一方でそういう言い方をされておりますが、これは何回も青山議員に話をさせていただいておるんですが、私のマニフェストは第5次まちづくり総合計画そのものでございます。私の考えももちろんそこには入ってはいるんですが、私の基本的な町政のコンセプト、「対話のまちづくり」、多くの町民の声を吸い上げた、そうした計画づくりというものをずっと努力をまいりました。その結果が、まちづくり総合計画でございます。

私のマニフェストは、まちづくり総合計画と全く同じでございます。そういう意味で最終的に何をしていないのか見えないということであれば、青山議員しっかりお勉強されているようですので、そういう方にきちっとまちづくり総合計画を持って行って、きちっと説明していただいて理解をしていただくような、そんな役割を青山議員にお願いできればというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

2点目の入札率でございますが、最近高どまりになっていると。これについては私自身も青山議員と全く同じ考え方で、やはり住民の税金を使って工事を行うものですから、できるだけ住民の税金の負担が少なく済む、いわゆる町の事業においては効率的な、そして効果的なお金の使い方については苦心しているつもりでございます。

私自身、この仕事に立ったときに入札のあり方、さらには予定価格のあり方というものを勉強させていただいて、今までは予定価格というのは出されたまま、そのまま公表していたんですね。しかし、現在はそうではなくて、私はその仕事に応じてかなり予定価格を歩切りというか、私の段階で下げたりしております。いわゆるぎりぎりの状態で予定価格が公表されるということになれば、入札する側はその予定価格を見て、ぎりぎり

の状態が入札をせざるを得ない。したがって、高どまりになるということも傾向としてはある。その考え方が浸透してきているというふうに私自身は考えております。

しかしながら、一方ではそれが全部徹底できているかということについては、疑問視しないわけでもございませんので、一層この一般競争入札、入札のあり方について協議を深めて、青山議員から言われるような、また住民のほうから、そういう不信感の持たれることのないように努力を傾注していきたいというふうに思っております。1社が1日で98%を超えるものがある、これが自然のなせるわざかというような、そういう皮肉もございましたけれども、決してそういうことではなくて、一定のルールに従った形で入札が行われた結果というふうに私自身は受けております。

さらには、色を出してもらいたい、野崎町長として色を出してもらいたいということですが、教育界のことについて話がありました。矢吹町の教育をめぐる状況というのは、非常に後退しているんだろというふうに思っております。偏差値は非常に教育のレベルの向上ということで、一方での物差しとしては非常に大切な視点でございますが、矢吹町の教育、偏差値はもちろん重視してはいないわけではないと思います。これについては、教育委員会、教育長とも話をし、矢吹の教育をどうするかと、矢吹町の子供たちが勉強にスポーツに文化活動に総合的に健全育成できるような、そんな教育、人づくりというものを目指していることについても、青山議員のほうにも理解していただければというふうに思っております。

朝の読書活動、夏の補習授業、特色ある学校の活動、特に最近ではブリティッシュ・ヒルズも含めて、海外派遣、海外の派遣事業等々、他の市町村にはない特色ある、そういった意味では特色ある教育環境というものを私自身も、そして教育長も教育委員会も学校の現場も、そうした形で子供たちのよりよい人間形成に役立つような、そういう努力をさせていただいております。ただ、青山議員の言われることについても理解しないわけではございませんので、この後、矢吹町の子供たちのために何ができるか、そうしたことについては専門家である青山議員のさまざまなご意見も拝聴しながら、教育向上のために、いわゆる教育という大きな枠組みの中で、そうしたものについて考えていきたいというふうに考えておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

農業についても、一次・二次・三次産業の中で、一次産業、農業分野が廃れていくばかりだと、これについては私も懸念がないわけではございません、矢吹の農業をどうするかということで。しかしながら、一方では県内の農業における矢吹町の地位というのが非常に高いものがあるんだろと思います。それは生産、販売を見ても相当高い水準にございますし、また新規就農支援についても非常に就農率が高いということについては、全国の農業が衰退する中では健闘しているというような見方も私自身はできるものだというふうに思っております。一概に数字だけで農業が衰退しているということではなくて、そういう過渡期にあるんだということもご理解をいただければというふうに思います。ものの本によれば、日本は農業大国だというような見方もする本もありますので、後ほど機会があったら青山議員にも進呈をして、お読みいただければというふうに思っております。

今、担い手の皆さんを中心に、また農業再生会議というものが矢吹町にはあるわけでございますが、そうした中で今後矢吹町の農業を今以上に発展させることについて、どうするかというものを具体的なものとして掲載されておりますので、もちろんそれがすべてということではございませんので、ありとあらゆる問題点を洗

い出ししながら、それら一つ一つ解決に向けて議員の皆さんの力添えを得ながら、農業の振興、発展のために頑張らせていただきたいというふうに思っております。

町民の所得が西郡で下から2番目という、この質問については私も不明のおわびしたいと思います。これについては、全くそういったことを理解していなかったということでございますので、この内容等について、詳細に調査をしながら、後ほどこの実態を踏まえ、青山議員のほうにもきちっと答弁できるような、そういうことを機会設けさせていただきたいと思っておりますので、これぐらいの答弁でお許しいただきたいというふうに思っております。答えるすべがございませんので、よろしく願いいたします。

除染については、住民の意見を尊重すると、嫌だと言った場合にはやらないのかと、なおかつ、仮置き場についてもそういう住民の意見を踏まえて、いたし方ないというような考え方であるというような、そういうおただしでございますが、決してそうではございません。いたし方ないではなくて、住民の理解をきちっと得ながら、その理解を得るために最大限の努力をさせていただき、それが先日7月25日、8月7日の住民説明会でございました。

もとより先ほどから、きのうも含めて多くの議員の皆さんに除染について、仮置き場について、答弁をさせていただいておりますが、仮置き場については一義的には町が責任を持って確保するというところでございます。ただ一方で、除染のスピードが遅いんじゃないかという声もあることも青山議員も十分先ほどの質問の中でご理解を示していただいていることでございますので、そうした不安を一日でも早く払拭するためには、今、矢吹町でどういうことができるかということになれば、行政区の皆さんの理解を得て、行政区の理解のもとで仮置き場のほうを選んでいただいて、ただその期間についてはできるだけ短くしたいということで、一方では町として最大限の努力をし、町有地、民有地を含めて、ありとあらゆる候補地を選びながら、町としての仮置き場というものを確保しながら、いち早く行政区、または個人の宅地の埋設しましたものを搬出したいという考え方でございますので、決してそういういたし方ないと、丸投げだというようなことではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

そういうことで、青山議員のお住まいになっている柿の内地区についても、行政区の一定の内定はいただきましたが、この後さまざまな形で正式に仮置き場を確保するまでにはさまざまな障害というか、課題をクリアしながら地域住民の方、行政区の皆さんに不安のない形で仮置き場の確保、その後の管理運営というものに努力をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、新たな提案として、モニタリングと健康と除染、非常にすばらしいことだと思います。これがどういう形で行えるのか、より具体的な内容と、また後ほど詳しく担当課のほうと協議を詰めていただくようにもお願いをしながら、どうした形で住民の健康、そして命の不安、払拭できるかということについて、町としても誠心誠意努力を払っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくアドバイスのほうも含めてお願いしたいと思います。

そのほか抜けてることありましたっけ。ないですか。

以上をもちまして、6番、青山議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

町長の初めの答弁の中では、町長の野崎町政として一定の成果を見たというようなお言葉がございました。それを聞きますと、今私がお尋ねしたような落札率の98%等、そういったものに関しましては妥当だというような町長の認識でよろしいのかどうか、改めてお聞きしたいのがまず第1点。

それと、あと除染に関しまして、100%安全ではないと言い切れないというような文言がございましたが、町長さんがそういう考えでおったんでは、これ町民皆さん、何を信じて進んでいったらいいのかということが非常に不安になってしまうのではないかと。実際に放射能自体は、これ何とも閉じ込めようもできない部分ではありますけれども、放射線に関しての遮へいは100%可能の部分ではないのかと。

例えば、県の除染等を見ましても16センチ幅の土があれば、線量は10分の1になるというような、そういうデータを原子力研究開発機構さんも示しながら、県でもって第3期の除染作業の講習会を終わっているんですね。また、第4回の講習が始まりますけれども、そういったところをもう少し精査されていくと、地域住民の方々に対しても安全というものを十分にご理解いただける、あるいは実証実験を実際にさせてみる。実際にサーベイメーター等に関しましては簡易型ではなくて、筒型のNAIのシンチレーションを使うと、あれは筒型ですから空間線量丸々ある。あれを鉛等でもってコの字型に遮へいすると、一方向からの線量がわかるわけです。そういったものを実際にお見せしながら、どれだけ遮へいすることができるかということをお示しすれば、私は理解できるんじゃないのかと思っております。

そういう意味においては、もう少しその努力をしていただいて実際にお示し願いたい。町が、行政がこれは安全だというふうに示していかなければ、いつまでたってもこれはいたちごっこのごとく、どこどこに汚染があるし、将来あそこは汚染土壌があったからというようなものが払拭できない状態ではないのかと。やはり目でもって確かめて納得してもらうことが、まず先決なのではないか。それが仮置き場の、まず前提になってくるんじゃないかというように思いますので、その努力をひとつ十分に行ってほしいということをお示し上げます。

それから、特に町長の政治的な1つの柱としましては、第5次矢吹町まちづくり総合計画というものがよく頻りに言葉出てくるんですね。もっと勉強しろというおしかりを私にいただきましたけれども、それぞれの書かれている項目を実現するために何をするのかというのが見えてこないんです。それが出てこないし、やっぱり見えてこないというところに対しての具現性が出てこないという部分なんです。ですから、そこをぜひとも町長さんにお示し願っていきたくて。今でなくても、今後具体的な具現性に向けて進んでいってほしいというふうに思っております。

私の発言はこれが最後になりますので、ぜひとも野崎町長さんにはまだまだ頑張って、町政をもっともっとよりよい方向に持って行っていただきたいというのが本当の願いでございます。国政におきましては、橋下市長率いる維新の会とかが来て脚光を浴びておりますけれども、残念ながらあれには震災復興の項目は八策には何もないんですね。ああいったものを見ていきますと、単に人気取りのような気もいたしますし、そういう意味においては維新八策よりも維新無策なのかなというふうに思ったりとか、あるいは野心八策という言葉もございます。野崎町政もそうならないように、ぜひとも具体化していく案を町民の前にお披露目していただきたい。それでもって町民の利益をどンドン誘導して行っていただきたいというふうに思います。町

長の所感をお聞かせください。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

落札率が高どまりになったものについて、町長として妥当だと思うかということについては、先ほどの答弁の繰り返しになります。ルールにしたがって、正式に落札されたものというふうには私は理解されております。ただ、高いか低いかの点については、これも毎回質問されておりまして、私も毎回答弁させていただいておりますが、そうした内容については十分に評価を下していきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ほどの除染について、絡めて仮置き場の問題で100%私自身が安全だと言い切れないということについて、町長自身が町が100%と言わなければ、町民はどこを頼っていいんだかわからないだろうというようなことでございますが、私自身は100%安全だとは言いきれないとは言いましたが、その前に安全ではあるという認識は持っています。

ただ、私の口から、今、県も国も安全宣言、この放射能に対する安全宣言がなされていない中であって、矢吹町だけが安全宣言をすべきなのかどうかという判断材料がないままに安全宣言をすべきではないという、そういう強い思いがありますので、そうしたことを十分にご理解いただきたいと思っております。これは決して国とか県に言いわけということではなくて、私自身の責任のもとで、この安全宣言の持つ意味というのは非常に重いものがあります。この後、5年10年後に何らかしらの障害が出たときに、これを言いわけということではなくて、やはりそうしたことも含めて確実な判断材料があって、国・県の判断のもとにやはり町としても同じように安全とすべきだろうというふうには私自身考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。安全だが100%で安全とは言いきれないということでございますので、決して安全、無視してこの仮置き場のあり方について安全だということを十分認識した上でということ、仮置き場については設置していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

あと、3点目の第5次矢吹まちづくりについて、私自身の基本的な考え方がそこに網羅されていると。青山議員に決しておしかりということではございません。すべて内容を知った上で、青山議員も今、まちづくり総合計画については認識されているでしょうから、そういう町民の方にお知らせしていただけるような役割を担っていただきたいというふうには思っております。

まちづくり総合計画については、前期の計画が完了した時点で町民のほうに中間的にアンケート調査をしながら、矢吹町が5カ年計画、10年のうちの5年間の振り返りをさせていただきました。評価をしていただいたもの、評価がされなかったもの、数多くございます。それで、町民が何を望んでいるのかということについても、一定の理解をすることができました。今はそれをもとに、第5次まちづくり総合計画の後期計画の中に修正を加えながら、盛り込んだつもりでございます。

ただ、それを町民の方がすべて知っているかということについては、これもまた町のほうとして周知徹底のあり方に問題がないわけではないということでございますので、この点については反省すべき材料ということ

で町民の方により理解していただけるような具体的なまちづくりの事業の内容等も含めて、お知らせするようなことも考えていきたいと思います。

なお、青山議員も理解しているように、矢吹町では毎年度、翌年度のまちづくりの政策大綱つくっております。矢吹町はこういう方向で、例えば平成25年度こういうことで、まちづくりを進めていきますよということで、まちづくり総合計画に含まれた基本的な理念、政策、施策、具体的な実施事業というものを網羅したまちづくりの政策大綱つくっておりますので、この周知のあり方についても検討を加えていくことによって、より多くの町民に矢吹町、具体的に平成25年度はどういう事業、まちづくりをしていくんだとかいうものがあるんだらうというふうに思っておりますので、こういう公表の仕方についても工夫を加えていきたいというふうに思っております。

よりよい町政ということで、私と議員さんの関係はイコール、パートナーでございますが、車の両輪という例えがございますので、私がよい町政をしていくためには、皆様方議員さんのご理解と、そしてご尽力、時には叱咤激励も含めて多くの方の意見も参考にしながら、まちづくりを今後進めていきたいというふうに思っております。

先ほど、ちょっと言うの忘れたんですが、政治について町長の基本的なスタンスということでございますが、「対話のまちづくり」という話をさせていただきましたが、前段で青山議員が、いい社会をつくる、よい社会というような表現をしました。全員イコール、私は徳だと思っています。よい行いを行うこと、人の道というのは、そういうよい行いに基づいた、そういう行動、考え方だというふうに理解しております。要するに矢吹町をよい方向に、そして住民をよい方向に持っていきたいと、そういう考え方でまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、私からの再々質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（栗崎千代松君） 以上で、6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

以上で、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問は終結いたします。

暫時休議します。

(午前11時10分)

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時31分)

◎総括質疑

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

[6番 青山英樹君登壇]

○6番（青山英樹君） それでは、今回上程されました議案につきまして、総括質問として質問をさせていただ

きます。3点ほど伺います。

まず、議案第46号につきまして、矢吹町災害対策本部条例の一部を改正する案ということで上程されておりますが、その第5条の9項で人選、自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから町長が任命する者、また、前後しますけれども（8）でも、職員のうちから町長が任命するというふうに、町長に任命権がございますが、こういったものに関して公募されていくというようなお考えはあるかないか、まず第1点としてお尋ねいたします。

それから、認定第1号の平成23年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。まず実質単年度収支がマイナスになっておりますが、なぜこのような状況になったのかお尋ねしたいと思います。実質単年度収支です。実質単年度収支がマイナス2,912万3,000円というふうになっておりますので、単年度の中の収支が赤になっているということがございますので、なぜこのようなことになったのかをお尋ねしたいと同時に、経常収支比率が83.5%というふうな数値をいただいております。これに対して、いわゆる減収補てん債及び臨時財政対策債を除いた経常収支比率は、幾つプラスぐらいになるのか、その数値をお示しいただきたい。と同時に、平成23年度歳入が111億6,580万8,000円ということですが、これに対していわゆる災害等のその臨時的な費用を除いた経常一般財源等の数値、歳入額は幾らになるかをお尋ねしたいということです。

そして最後に、議案第51号につきましてですが、決算ともちょっと関連するんですが、国民健康保険特別会計におきまして、22年度2億幾らかの黒字、それから23年度同じく2億5,000万強の黒字になっているかと思っております。その中におきまして、医療費等が9月いっぱい被災者の半壊以上の医療費が助成等が終わりまして、いわゆる実質1割ほどの負担が元に戻ると。いわゆる3割負担から1割負担になってくるということですが、過去2年におきまして、それほどの黒字幅を出しているのであれば、せめて来年の3月まで医療費を無料にするのであれば800万ほどで事が足りるのではないかというふうに計算されるのですが、それだけの2年間で4億5,000万近くのお金が浮いているとすれば、あと半期間の医療費を免除するのに800万で済むという計算が成り立ちますので、そのような方策をとって被災者に対して、せめてあと半年間、国民健康保険の……

○議長（栗崎千代松君） 青山議員。総括質疑ですので、詳細については委員会のほうの審議になります。

○6番（青山英樹君） 委員会でも審議がありまして、私、質問できないんですよ。

○議長（栗崎千代松君） ただ、この場所は総括質疑になりますので、細かいことについてはなくて、総括的なことでの質疑でお願いいたします。

○6番（青山英樹君） 細かいですか。ちょっと意味がわからない。

とりあえず、お答えいただけるのであればお願いいたします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の総括質疑について答弁をさせていただきます。

3点ございました。

1点目の議案第46号、災害対策本部条例第5条第9項の自主防災組織の人員の任命についてのおただしにつ

いてでございますが、この件についてはどのような形で任命されたかについて、町民生活課長から経過も含めて説明させます。

認定第1号、平成23年度の一般会計の歳入歳出について、実質単年度収支について、さらには経常収支比率についての質問について、詳細については企画経営課長より説明させます。

議案第51号、国保特別会計、22、23年度黒字会計になっていると、被災者の医療費の助成が継続できないのかというようなことについておたがでございませが、これについては保健福祉課長のほうから答弁をさせますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、会田光一君。

〔町民生活課長 会田光一君登壇〕

○町民生活課長（会田光一君） 6番、青山議員の質問にお答えをいたします。

今回提出をいたしてあります防災会議条例の一部改正の案でありますけれども、これにつきましては今般、災害に関する国の法律が改正になりまして、町で改正するものでありますけれども、この第3条第5項9号に、自主防災組織を構成する者、または学識経験者から町長が任命する、委員の数につきましては1名というふうになっております。ここにありますように、自主防災組織、あるいは学識経験者、こういう観点から町としては公募をする考え方はございませせん。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、藤田忠晴君。

〔企画経営課長 藤田忠晴君登壇〕

○企画経営課長（藤田忠晴君） 青山議員の認定第1号に関する総括質疑についてお答えをさせていただきます。

まず、決算認定の実質単年度収支が△2,912万3,000円となっているということの内容についてのおたがでございませが、これにつきましてはこの数値のあらわし方について載っておりますとおり、平成23年度は震災対策等、特別な事情がございまして、いわゆる基金取り崩し額が例年の基金積み立て額等より上回っている関係上、表面上と申しますか、数値的には2,912万3,000円が三角になってきたという状況でございまして、数値上はこのような計算でいかざるを得ないというふうなことでございませ。

それから、経常収支比率83.5%に關しまして、減収補てん債、臨時財政対策債を除いた数値は、それからもう1つは平成23年度歳入として災害を除いた経常一般財源の数値はという点につきましては、本日お答えできる数値を持っておりませので、ご理解いただければ、後ほどその数値を示させていただきますというふうにして思っております。

以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、円谷政雄君。

〔保健福祉課長 円谷政雄君登壇〕

○保健福祉課長（円谷政雄君） 6番、青山議員の質問に対してお答えいたします。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の保険給付費の部分の増額関係でございますが、一部負担につきましては9月で一応終わる予定でしたが、矢吹町では来年まで延ばす予定で今予算編成しております、繰越金がかかり残っております。一応3割負担になっております。その部分と繰越金が2億2,300万ほど残っております、実質的には一部負担の免除額が、免除をしますと、ちょっと延びちゃうんですね。余分にちょっと医者にかかるとか何かありまして、ちょっと多めに給付費については余分にとっておるということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 2点ほど確認の意味を込めてお尋ねします。

ただいまありました認定第1号での実質単年度収支に関しまして、基金を取り崩したためということですが、これはいわゆる災害等で当て込む費用、国庫補助金等、災害費用等が国から来るわけですけれども、そのお金で賄い切れないがために基金を崩す必要性があったと。いわゆる災害等での積算する金額が少なかった、あるいは見落としとかあったのかどうかを踏まえて、基金を取り崩さなくちゃならなくなったその理由がちょっと理解できませんので、そこをお示し願いたいのが1点。

それと、もう1点は国保に関しましてですが、延長するというようなお話でしたが、結果として被災者、半壊以上の方々の医療費が3月まで無料になるのかどうかという点に関して、再度確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

一般会計の中で、基金を取り崩した理由ということについて、内容等について聞きたいという点。さらには、議案第51号の国保特別会計、延長3月までということによって無料になるのかどうかのおたがしでございますが、それぞれ1点目は企画経営課長に、2点目は保健福祉課長に答弁させます。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、藤田忠晴君。

〔企画経営課長 藤田忠晴君登壇〕

○企画経営課長（藤田忠晴君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの単年度収支の関係については、基金を取り崩した、あの数値そのものはいわゆる積み立て額と取り崩し額との関係でそういう数値が出ざるを得ないということでありまして。その理由については何なのかと。いわゆる災害復旧等、補助災害が思うように補助が得られなかった等の理由なのかということについては、決してそういうことではなくて、町の災害復旧については補助事業ばかりではなくて、単独災害等が数多く発生しておりましたので、そういったことについて対応するためにいわゆる積み立て額と取り崩し額とのバランスが、

23年度については取り崩し額が上回ってしまったがために、数値上、単年度収支としてあのような数値が出てきたということについて、ご理解をいただければと思います。

○議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、円谷政雄君。

〔保健福祉課長 円谷政雄君登壇〕

○保健福祉課長（円谷政雄君） 6番、青山議員の質問についてお答えします。

来年の3月まで一部負担免除該当者については免除になります。

○議長（栗崎千代松君） これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案の付託

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第50号及び認定第2号から第8号については、8名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第51号から第56号及び認定第1号については、7名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長 須藤源太君登壇〕

○事務局長（須藤源太君） それでは、委員会構成について朗読させていただきます。

第1予算決算特別委員会、安井敬博委員、薄葉好弘委員、鈴木隆司委員、竹元孝夫委員、大木義正委員、角田秀明委員、諸根重男委員、吉田伸委員。

第2予算決算特別委員会、加藤宏樹委員、佐藤幸市委員、青山英樹委員、鈴木一夫委員、熊田宏委員、柏村栄委員、藤井精七委員。

以上です。

○議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第44号、第45号、第46号、第47号、第48号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、

所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて会議を閉じます。

まことにご苦労さまでした。

(午前11時51分)

平成24年第371回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

平成24年9月25日(火曜日)午後1時開議

日程第1 議案第47号・第48号

審査結果報告 総務常任委員長 質疑・討論・採決

日程第2 議案第44号・第45号・第46号

審査結果報告 文教厚生常任委員長 質疑・討論・採決

日程第3 議案第50号

認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号

審査結果報告 第1予算決算特別委員長 質疑・討論・採決

日程第4 議案第51号・第52号・第53号・第54号・第55号・第56号

認定第1号

審査結果報告 第2予算決算特別委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第6 議案第57号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

日程第8 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	加藤宏樹君
3番	薄葉好弘君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	鈴木一夫君
9番	大木義正君	10番	熊田宏君
11番	角田秀明君	12番	柏村栄君
13番	諸根重男君	14番	藤井精七君
15番	吉田伸君	16番	栗崎千代松君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 渡 邊 正 樹 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企 画 経 営 課 長 藤 田 忠 晴 君
総 務 課 長 水 戸 邦 夫 君	税 務 課 長 井 戸 沼 寿 量 君
町 民 生 活 課 長 会 田 光 一 君	保 健 福 祉 課 長 円 谷 政 雄 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 圓 谷 誠 君	都 市 建 設 課 長 藤 田 豊 君
上 下 水 道 課 長 円 谷 清 茂 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 陳 野 秀 敏 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 円 谷 一 雄 君	生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 須 藤 源 太	主 幹 兼 局 長 補 佐 菊 地 利 雄 兼 次 長
---------------------	-----------------------------------

◎開議の宣告

○議長（栗崎千代松君） 皆さん、ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時09分）

◎議事日程の報告

○議長（栗崎千代松君） 去る9月19日の本会議において、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、第1及び第2予算決算特別委員会に付託した案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第47号、議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第1、これより議案第47号、第48号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 総務常任委員会審査結果報告書。

第371回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりであります。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第47号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例及び議案第48号 町村の境界変更についての審査結果は次のとおりであります。

本件を審議いたしました結果、議案第47号、議案第48号に全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第47号 矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。
本件を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 町村の境界変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号～議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより議案第44号、第45号、第46号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 皆さん、こんにちは。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第371回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので省略させていただきます。

7の審査結果。

当委員会に付託されました議案第44号、議案第45号、議案第46号の審査結果は次のとおりであります。

議案第44号 矢吹町福祉会館条例の一部を改正する条例。

本案については、会館の目的を効果的にするための議案であり、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 矢吹町防災会議条例の一部を改正する条例。

本案については、町の地域に係る防災に関する事項であり、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 矢吹町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

本案については、町の災害対策本部の必要性に関する事項であり、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第44号 矢吹町福祉会館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 矢吹町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 矢吹町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は可決であります。

本件を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号、認定第2号～認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案第50号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算決算特別委員長。13番、諸根重男君。

〔13番 諸根重男君登壇〕

○13番（諸根重男君） 第1予算決算特別委員会審査結果報告書。

第371回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番までは記載のとおりでございますので省略させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第50号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号の審査結果は次のとおりです。

議案第50号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9億7,029万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億3,621万9,000円とするもので、あわせて債務負担行為の補正及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、県支出金7億1,871万2,000円、繰入金1億234万7,000円、諸収入2,223万2,000円、町債1,350万円をそれぞれ増額し、国庫支出金709万5,000円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費、衛生費、土木費、教育費及び災害復旧費を増額するものであります。

債務負担行為の補正については、都市計画マスタープラン見直し業務委託料を変更するものであります。

地方債の補正では、市町村工業団地等整備事業債を減額し、地方道等整備事業債、消防防災施設整備事業債、公共施設災害復旧事業債をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額24億5,067万8,000円に対し、歳出総額21億9,758万7,000円で、差し引き2億5,309万1,000円の黒字決算であります。

討論に入り、安井委員から、当初予算において、国保税の値上げに対して反対をした予算であり、決算認定には反対する意見、一方、吉田伸委員から、定められた予算に沿って執行された決算であり、賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額10億66万円に対し、歳出総額8億4,727万4,000円で、差し引き1億5,338万6,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成23年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額87万8,000円に対し、歳出総額31万円で、差し引き56万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額7億1,315万8,000円に対し、歳出総額4億4,373万7,000円で、差し引き2億6,942万1,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額10億9,413万8,000円に対し、歳出総額10億3,171万1,000円で、差し引き6,242万7,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億1,739万4,000円に対し、歳出総額1億1,607万4,000円で、差し引き132万円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 平成23年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において、収入額4億526万4,000円に対し、支出額4億6,798万4,000円で、6,272万円の赤字決算であります。

また、資本的収支では、収入が1億4,506万4,000円に対し、支出が2億1,787万7,000円で、差し引き不足する額7,281万3,000円は、当年度分消費税調整額と過年度分損益留保資金で補てんした内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 認定第2号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

ご承知のように、国保の支払いが大変だという声がこの町の中から大勢聞かれます。1984年度から50%あった国庫支出金の負担ではありますが、これが今では半減されております。こういった国庫支出金の半減が大きな原因ではありますが、今、リーマンショック、そして東日本大震災という復興の途上にある中、国保のこれ以上の負担というものは大変町民にとって重いものであります。

そういった中、会派といたしましても、当初予算に対して反対をした立場ではありますが、このような立場から今回認定第2号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算については反対をいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

3番。

〔3番 薄葉好弘君登壇〕

○3番（薄葉好弘君） 私は、認定第2号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

危機に陥っている国保財政の運営は極めて不安定な状況に置かれているというふうなことでございますが、そのような状況の中で、昨年は3月11日の東日本大震災に対して多大な被害があり、その被害者に対しまして一部負担金や国保税の減免措置を実施し、適正な予算執行に努め、黒字決算であったということに対しまして、

本案に賛成するということであります。

賛成の立場で討論ということで、以上でございます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 認定第2号 平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険は農業者や自営業者、あるいは一般退職者、若年層の非正規社員など低所得者層が加入している健康保険であります。

いわゆる弱者でありまして、反面、保険料の負担が高く、所得に占める負担割合が非常に高くなっているという事実がございます。

一方、国保の財務状況を見ていきますと、ここ数年の国保会計におきまして、その実質収支は平成20年度が1,790万円の黒字、21年度がその5倍に当たる9,690万円、22年度は平成20年度を基準にしますと、12.5倍の2億2,464万円、ことしがですね、平成20年度を基準にすれば14倍強の2億5,309万1,000円というふうな数字で示されております。

このような状況の中、災害があり、また、減免等がある中であっても、いわゆる経常的な部分においてこれだけの黒字幅を出しているということであれば、非常に弾力的な運営が可能であったのではないかと。特に、国保税の税収の部分で4億数千万という税収の中にあつては、資産割というものがございしますが、そういったものも見直しを図っていくことも考えられたのではないかと、というふうに考えます。

そういう意味におきまして、弾力的な財政運営のもとに、町民の負担を少なくしていくということがとられるべきではなかったかということから、今回の23年度決算におきましては反対をする次第でございます。

以上、ご審議のほどよろしく皆様のご判断をお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第50号 平成24年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第3号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第4号 平成23年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第5号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第6号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第7号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第8号 平成23年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第51号～議案第56号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより議案第51号、第52号、第53号、第54号、第55号、第56号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算決算特別委員長、12番、柏村栄君。

〔12番 柏村 栄君登壇〕

○12番（柏村 栄君） それでは、第2予算決算特別委員会の審査報告をいたします。

第371回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了いたしましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番までは記載のとおりであります。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、認定第1号の審査結果は次のとおりであります。

議案第51号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億2,309万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,231万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰越金3,000万1,000円を増額し、補正後予算2億5,309万1,000円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費、後期高齢者支援金など共同事業拠出金及び諸支出金を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,696万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,633万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料、繰入金及び町債を増額し、歳出は主に災害復旧費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ673万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,858万円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金、町債であり、歳出は、維持管理費と災害復旧費であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ6,670万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億4,263万9,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、県支出金、繰入金と繰越金であり、歳出、主に基金積立金及び諸支出金などであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ211万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,639万1,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰越金及び諸収入であり、歳出は、諸支出金等であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、収入予算に2,778万6,000円を追加し、収入予算の総額を4億5,785万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額を収入8,285万円を計上し1億8,002万円、支出8,850万円を補正し、2億6,667万円とするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成23年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本案は、歳入総額111億6,580万8,000円に対し、歳出総額105億391万円で、差し引き6億6,189万8,000円の黒字になるが、うち翌年度に繰り越すべき財源として1億2,815万5,000円を差し引いた実質収支5億3,374万3,000円の黒字決算であります。

討論に入り、藤井委員より当初予算でも反対しており、その予算執行での決算であるため反対する発言がありました。

また、青山委員より3.11大震災の中での職員には敬意を表するが、結果として通常3から5%と言われている実質収入収支比率が、23年度については1.75%という数字が示していることは、ここ10年間で最低であり、実質収支比率がマイナスとなっていることから財政の弾力性を欠くことから反対するとの発言がありました。

対して、鈴木委員及び熊田委員より、大震災後の中で、多くの職員が活躍され、奮闘努力されたこと、通常の業務とあわせ予算執行面においても適正に行われたとの賛成討論があり、挙手採決の結果、賛成2、反対4により、否決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

8番。

〔8番 鈴木一夫君登壇〕

○8番（鈴木一夫君） それでは、私は認定第1号 平成23年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本件は東日本大震災や原子力災害等により災害対応やまちづくり総合計画、及び復興計画に基づく各種事業への取り組みなど、選択と集中による例年以上の事務事業を推進した結果があらわれているものと理解をいたします。

特に、震災復旧復興事業として、農業施設等を初めとした災害復旧事業や損壊家屋解体事業、災害瓦れき処理事業、住宅応急処理事業、洗浄低減化クリーンアップ事業、さらには、子供という観点で公立学校等の校庭、園庭の表土除去事業や空調設備整備事業、及びガラスバッチ等の配布による町民と子供の健康調査事業にいち早く取り組み、国や県の補助金をフルに活用し、町財政負担である一般財源の大幅な軽減を図ったことは一目瞭然であり、結果として多くの町民の利益につながったものと確認をしているところであります。

財政指標の1つである実質公債費比率については、皆様もご存じのとおりピークであった平成18年度の25.1%から平成23年度は3か年平均で17%、8.1%の減少に貢献をしており、早期健全化基準の18%未満に改善したことは、効率のかつ効果的な財政運営の結果、健全な財政運営が行われ、町民サービスの向上につながっていると見ることもできます。

このようなことから、平成23年度は復興元年スタートの年として、震災に伴う災害復旧財源などの有利な財源確保にも努め、町民負担が最小限になるよう取り組んだ健全財政の決算内容であると大いに評価できるものであります。

議員の皆様にも本趣旨をご賛同をお願いし、本件に対して賛成をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

14番。

〔14番 藤井精七君登壇〕

○14番（藤井精七君） 認定第1号 平成23年度一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討論いたします。

23年度決算は当初予算67億9000万円、補正による増額が59億5,419万2,000円で、合わせて127億4,419万2,000円になります。

この補正の金額が示すように、東日本大震災の被害が我が矢吹町においてもいかに大きかったかを示す決算になっております。

震災からの復旧、そして続く復興に向かって、また、原子力発電の爆発に伴う風評被害、放射線による被害を少しでも防ごうとする町としての取り組み、町執行職員、また、関係者の皆様方には大変忙しく苦勞の23年

度だったと思います。心より感謝申し上げます。

今議会5日目の本会議一般質問でしたが、午後から残念ながら4名の議員が欠席しました。きょうは幸いにも全員議員出席でございますが、この欠席というのは、病気による治療のための通院、また、けがによる療養、体調不良ということでございましたが、健康が第一という議員活動でございます。しかし、人間、いつ体、こういう状況になるかわからない、これが現実です。医療保険から介護保険に、多くの人口を占める団塊の世代も介護保険料納付という年齢になりました。矢吹町では老人ホームの建設の話はないのか、民間ではお金が高くて大変だという声、なかなか入れないから自宅で診ている、そういう相談、中学校建設事業、学校防災事業、予防接種事業、医療費の高校3年生までの無料化など、他町村にも先駆けてやって大変評価されている事業もでございます。やる気になればできるということですが、しかし、この介護の仕事というのは、今後のまちづくりで大きな課題でございます。介護者の待機者を少しでも減らす、そうした町独自の政策が必要です。

今の町政を見ますと、民間や他町村ばかり頼りにしている、そういう状況と思われまふ。早急に取り組むべきでございます。また、認知など多く見られる在宅介護などによる国・県の支援はもちろんですが、そうした在宅で介護をしている方々の町の大きな支援も必要になってきます。そうした体制の整備も大至急の仕事と思ひます。そして、なかなかとまらない職員の早期退職、これからは、人事考課制度の関係がないとは言えません。やられていません、やればできることを期待して認定第1号に反対をいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

9番。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） 私は認定第1号 平成23年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

震災以降、金額的には震災前の約2倍近い一般会計の金額になりますけれども、国からの支援、県からの支援も、より多くいただいて、そして矢吹町の町民の安全・安心、そして一刻も早い震災からの生活再建が図られるように、一生懸命取り組んでいる姿を見て、また、その結果が決算の内容にあらわれていると思ひます。

よって、私はこの決算認定について賛成いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 認定第1号 平成23年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、反対の立場で討論いたします。

まず初めに、23年度は地震、原発事故等による甚大な被災の中、喫緊な事態での財政運営であったことは否めず、職員の皆様の身を削ってのご尽力に対しましては、大いに敬意を表し感謝いたすところでありまふ。

しかしながら、結果としまして、財政調整基金積立金や繰上償還といった黒字要素、または、積立金取り崩し等の赤字要素を除外した場合の単年度収支が、実質的にどのようなようになったかを検証する実質単年度収支がマイナス2,912万3,000円となったことは、町民から負託ある身としては看過することはできないものでありまふ。

また、実質収支比率を算出すると、7,931万9,000円という実質収支額、これの分母となる45億1,300万1,000円という標準財政規模に対する割合は1.75%であります。通常であれば3%から5%が望ましいとされている中にありましては、過去に例がなく低い数値となりました。

確かに、災害等により臨時的な緊急なお金がかかり入り、また出ていくという、そういう状況ではありましたが、経常的な部分において見ていきますと、経常収支が83.5%で、減収補填債、臨時財政対策債を除いた場合90.3%という報告を受けました。町とか村にあつては、80~85%未満、これが妥当であり、85%以上90%になれば弾力性を欠く財政ということで、なおかつ緊急な事態が生じた場合においては、かなり厳しい運営になるというふうに指摘されているところでございます。

また、実質公債費率に関しましても、経年的に見ますと数字自体はかなり改善されておりますが、これは平成19年に計算方法が変わりまして、緩和されております。

よって、全国平均でいきますと、13%ぐらいが今の数値なんですね。ですから、災害の中におきましても、災害の部分を取り除いた部分での経常的な一般財源等の数値にあつて、なかなか弾力性を欠いているということにおきましては、これは見過ごすことができないということでございます。

以上、3点の理由につきまして、23年度一般会計決算に関しましては反対いたす所存でございます。

何とぞ皆様ご判断のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第51号 平成24年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第52号 平成24年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第53号 平成24年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第54号 平成24年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第55号 平成24年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第56号 平成24年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成23年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は否決であります。

本件を委員長報告のとおり否決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（栗崎千代松君） 起立少数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

以上ですべての審議は終了いたしました。今会期中に町長から追加案件の提出、議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員長から継続調査の申し出がありましたので、その取り扱いについてただいまから議会運営委員会を開くため暫時休議いたします。

（午後 1時59分）

○議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時21分）

◎日程の追加

○議長（栗崎千代松君） 追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その審議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、大木義正君。

〔9番 大木義正君登壇〕

○9番（大木義正君） ただいま開催されました議会運営委員会の結果について、ご報告いたします。

会期中に町長から追加議案2件が提出されました。

また、議会運営委員会及び文教厚生常任委員会から次期定例会の開催についての申し出、及び所管事務に関する会期外付託申し出が提出されました。

この取り扱いについて、企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、お手元の配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

以上で、議会運営委員会からの報告を終了いたします。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。本案は矢吹町根宿905番地、水戸勘十氏を教員委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

水戸氏は平成20年10月より現在まで教育委員としてご尽力いただき、その間、教育委員長職務代理者を務められ、感性豊かな情操教育や地域芸術文化の振興、及び今後ますます重要性を帯びてくる生涯学習を通じた人づくりにご活躍いただいております。

また、水戸氏は永年、地域の教育支援活動として幼稚園、小学校、中学校、高等学校のPTA活動を積極的に行い、特に中畑小学校、光南高等学校では会長として活躍されました。

さらには、中畑小学校評議員、文化振興審議会委員、青少年健全育成中畑地区会長等を歴任し、現在は光南

高等学校体育文化後援会会長として、地域の教育振興の発展に大きな貢献をいただいているところであります。

このような経験を生かし、引き続き豊富な識見と卓越した手腕をいかんなく発揮し、さらなる町教育行政の進展に寄与していただきたく、ここに提案いたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

同意第3号について、この同意に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（栗崎千代松君） 起立全員であります。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（栗崎千代松君） 日程第6、これより議案第57号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

議案第57号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、住民税と未処理案について、多数の未処理が発生し、町民の皆様にご迷惑をおかけすることとなります。

この場をおかりし改めておわび申し上げます。

また、その結果として町民の皆様の信用を失墜するに至ったことを省み、組織の管理監督者の責務として、私と副町長の現在の給料月額を10分の1減給する内容であり、私は10月より二月、副町長は一月実施するものであります。

今回の不祥事を深く受けとめ、再発防止に向けて組織一丸となり、なお一層の綱紀粛正を図ってまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 矢吹町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長より次期定例会の運営協議のため、及び文教厚生常任委員長より会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり、継続調査の会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員長からの会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（栗崎千代松君） 日程第8、これより、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（栗崎千代松君） 以上で議案審議は全部終了いたしました。

これで本定例会の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

これにて第371回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

（午後 2時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 25 年 3 月 29 日

議 長 栗 崎 千 代 松

署 名 議 員 鈴 木 隆 司

署 名 議 員 青 山 英 樹